

社会復帰促進等事業に関する平成24年度成果目標の実績評価  
及び平成25年度成果目標(案)

1 平成24年度成果目標に対する実績評価(概要)

○ 24年度成果目標に対する実績評価の対象事業87事業のうち、その評価結果に基づき、事業の必要性、効率化、合理化等の観点から、25年度において事業を見直す等の必要があることが判明した事業は、既に措置を講じた事業を含め、合計で13事業(15.3%)であった。

○ 評価類型

(1) A 成果目標を達成した事業	<u>72事業 (84.7%)</u>
うち 引き続き、施策を継続することとした事業	<u>67事業</u>
24年度限りで廃止する事業	<u>2事業</u>
25年度限りで廃止する事業	<u>3事業</u>
 (2) B 予算額(又は手法等)を見直す必要がある事業	 <u>7事業 ( 8.0%)</u>
うち 引き続き、施策を継続することとした事業	<u>5事業</u>
24年度限りで廃止する事業	<u>1事業</u>
25年度限りで廃止する事業	<u>1事業</u>
 (3) C アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止 が必要な事業	 <u>6事業 ( 7.1%)</u>
うち 引き続き、施策を継続することとした事業	<u>4事業</u>
24年度限りで廃止する事業	<u>2事業</u>
 (4) 事業廃止後の経過措置事業	 <u>2事業 ( 2.4%)</u>

2 平成25年度成果目標(概要)

(1) 目標管理事業総数	85事業
(2) 平成25年度新規事業	4事業
(3) 平成25年度重点目標管理事業	26事業



事業名	外科後処置費		事業番号 (25年度)	1					
			事業番号 (24年度)	2					
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)		担当係	福祉係					
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	昭和23年					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	障害を残して治癒した被災労働者の社会復帰の促進を図るため。							
	対象 (誰/何を対象に)	症状固定後の被災労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。							
	実施体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。							
21年度予算額 (千円)	25,669	22年度予算額 (千円)	48,625	23年度予算額 (千円)	52,461	24年度予算額 (千円)	36,137	25年度予算額 (千円)	67,019
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	35,466	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	30,437	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	37,657	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) ※予定額	34,994	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	138.2	22年度 予算執行率(%)	62.8	23年度 予算執行率(%)	71.8	24年度 予算執行率(%)	96.8		
事業/制度の必要性	症状固定後の被災労働者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行うことにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	24年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は、90.8%であった。 (申請件数:76件、1か月以内に決定した件数:69件)			
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウトプット指標	○	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項	-						

事業名	義肢等補装具支給経費 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	2						
			事業番号 (24年度)	3						
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)		担当係	福祉係						
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	昭和25年						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	業務災害又は通勤災害により傷病を被った者の社会復帰の促進を図るため。								
	対象 (誰/何を対象に)	症状固定後の被災労働者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。								
	実施体制	都道府県労働局で、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する申請に基づき支給を行う。								
21年度予算額 (千円)		2,901,744	22年度予算額 (千円)	3,005,585	23年度予算額 (千円)	2,688,335	24年度予算額 (千円)	2,573,345	25年度予算額 (千円)	2,527,252
うち行政経費		—	うち行政経費	—	うち行政経費	5,278	うち行政経費	5,156	うち行政経費	5,147
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		2,238,232	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,310,866	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,379,082	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	2,403,601	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)		77.1	22年度 予算執行率(%)	77.0	23年度 予算執行率(%)	88.7	24年度 予算執行率(%)	93.6		
事業/制度の必要性	症状固定後の被災労働者等が、両上下肢の亡失、機能障害等により補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。									
24年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	24年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は、89.8%であった。 (申請件数:11,182件、1か月以内に決定した件数:10,040件)				
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウトプット指標	○	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。							

25年度事業概要	平成24年度と同様									
25年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。									
中期的な目標	-									
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。									
25年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。									
25年度重点施策との関係	2(4)⑤義肢等補装具費支給制度の拡充									
26年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。									
26年度重点施策との関係	-									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-				左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
							-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
その他特記事項	-									

事業名	特殊疾病アフターケア実施費				事業番号 (25年度)	3				
					事業番号 (24年度)	4				
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第20条第1項第1号)				担当係	福祉係				
実施主体	本省				事業開始年度	昭和43年度				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	症状固定後に後遺症状に動揺をきたすおそれのある者等の社会復帰の促進を図るため。								
	対象 (誰/何を対象に)	特定の傷病に罹患し、症状固定した者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局で、アフターケアの健康管理手帳の交付及びアフターケアに要する旅費に関する申請に基づき交付又は支給を行う。								
21年度予算額 (千円)	3,673,526	22年度予算額 (千円)	3,411,822	23年度予算額 (千円)	3,449,226	24年度予算額 (千円)	3,352,003	25年度予算額 (千円)	3,486,742	
うち行政経費	28,774	うち行政経費	31,172	うち行政経費	31,456	うち行政経費	31,408	うち行政経費	25,090	
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,158,742	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,179,880	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,300,762	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) ※予定額	3,305,956	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度 予算執行率(%)	86.7	22年度 予算執行率(%)	94.1	23年度 予算執行率(%)	96.6	24年度 予算執行率(%)	99.6			
事業/制度の必要性	症状固定後の被災労働者等が、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのある場合、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行い、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。									
24年度目標	アウトカム指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	24年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は、92.4%であった。 (申請件数:14,419件、1か月以内に決定した件数:13,327件)				
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する		アウトプット指標	○	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。						

25年度事業概要	平成24年度と同様							
25年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。							
中期的な目標	-							
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。							
25年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。							
25年度重点施策との関係	-							
26年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。							
26年度重点施策との関係	-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
					-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。							
その他特記事項	-							



事業名	社会復帰特別対策支援経費						事業番号 (25年度)	4	
							事業番号 (24年度)	5	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	福祉係	
実施主体	都道府県労働局						事業開始年度	平成17年	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度 概要	目的 (何のため)	振動障害者等の社会復帰の促進を図るため。							
	対象 (誰/何を 対象に)	症状固定後の振動障害者等							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の貸金助成、訓練、講習の費用等を支給する。							
	実施 体制	都道府県労働局において、各支援金に関する申請に基づき支給を行う。							
21年度予算額 (千円)	586,286	22年度予算額 (千円)	396,823	23年度予算額 (千円)	443,305	24年度予算額 (千円)	432,908	25年度予算額 (千円)	471,518
うち行政経費	458	うち行政経費	-	うち行政経費	492	うち行政経費	489	うち行政経費	491
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	426,093	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	416,551	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	457,903	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	429,494	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	72.7	22年度 予算執行率(%)	105.1	23年度 予算執行率(%)	103.4	24年度 予算執行率(%)	99.3		
事業/制度の必 要性	症状固定後の振動障害者等に対して、就職準備金や移転費用を補填するための支援金を支給すること等で、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。								
24年 度目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	24年 度実 績	アウト カム指 標	○	申請から1か月以内に決定した割合は、84.8%であった。 (申請件数:310件、1か月以内に決定した件数:263件)			
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する		アウト プット 指標	○	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
24年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに準じた適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度等の標準処理期間に準じ、1か月以内での決定を目標として設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項	-						

事業名	障害者職業能力開発校施設整備費						事業番号 (25年度)	5	
							事業番号 (24年度)	6	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 職業能力開発促進法第16条第1項・労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担 当 係	障害者企画係	
実施主体	国土交通省・厚生労働省						事業開始年度	昭和22年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国土交通省へ支出委任 )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	一般の職業能力開発校で職業訓練を受けることが困難な身体障害者等に対して職業訓練を実施するため、障害者職業能力開発校で障害特性に応じた専門的な職業訓練を行う上で必要な施設・機器の整備を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な身体障害者等							
	事務/事業のスキーム (決定スキームを含む)	各国立障害者職業能力開発校の要望を把握した上で、必要性の高いものから改修工事や機器整備を行っている。							
	実施体制	施設整備費については、厚生労働省から国土交通省へ支出委任し、国土交通省で工事調達を行う。機器整備費については、厚生労働省が調達を行い、障害者職業能力開発校で使用する。							
21年度予算額 (千円)	304,704	22年度予算額 (千円)	243,763	23年度予算額 (千円)	238,229	24年度予算額 (千円)	218,631	25年度予算額 (千円)	108,127
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	303,426	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	236,985	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	232,716	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	214,216	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	99.6	22年度 予算執行率(%)	97.2	23年度 予算執行率(%)	97.7	24年度 予算執行率(%)	98.0		
事業/制度の必要性	職業訓練の実施に当たっては、老朽化した施設・機器の整備を行い、訓練生の安全を確保するとともに、訓練科目の充実を図るため、訓練に必要な機器の更新等を行う必要がある。 とりわけ、一般の職業能力開発校で職業訓練を受けることが困難な障害者に関しては、きめ細かな専門的な職業訓練を実施する必要があり、その受入れ推進に当たっては、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備が不可欠である。								
24年度目標	アウトカム指標	障害者職業能力開発校での就職率を80%以上とする。			24年度実績	アウトカム指標	○	68.7%	
	アウトプット指標	障害者職業能力開発校での充足率を80%以上とする。			アウトプット指標	○	—		78.8%
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	【アウトカム指標】 障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した専門的な職業訓練を実施するとともに、ハローワークや障害者支援機関等との連携強化を図る等の各種の取組を行うことで就職率の目標を達成した。 【アウトプット指標】 景気の回復に伴い企業側の障害者雇用の意欲が高まったことで、職業訓練の受講を経ずに就職できる者の割合が増えたことなどが原因であると考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	労働市場の動向、求職ニーズ・企業ニーズ(求人ニーズ)等を踏まえた訓練科目の見直しを行い、より一層の充足率の向上を図る。 25年度より、就職を希望する精神障害者や発達障害者に対応するため、訓練指導員に対して指導技法等を提供する事業に取り組んでおり、充足率の向上が見込まれる。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	障害者職業能力開発校が実施する訓練の訓練期間は1年程度の長期となっており、四半期単位のモニタリングにはなじまないため。								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	障害者職業能力開発校での就職率を61%以上とする。						
中期的な目標	第三次障害者基本計画に基づき、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施する。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	障害者職業能力開発校は職業能力開発促進法に基づき設置されているが、職業能力開発促進法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、障害者職業能力開発校の受講者の就職率を測定指標として選定した。 障害者職業能力開発校においては、職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、就職が困難な特別支援障害者の割合が今後も増加することが見込まれており、また、第三次障害者基本計画において障害者職業能力開発校の修了者における就職率を平成29年度に65%とすることが成果目標とされているところである。目標値の設定にあたっては、こうした事情や、就職率が景気などの要因に左右されることを踏まえ、直近3カ年の平均値を上回るように設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	障害者職業能力開発校での充足率を80%以上とする。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	障害者職業能力開発校の施設・機器の老朽化が進む中で予算額の減が続いているために十分な改修工事や機器整備ができていないことに加え、法令上必要な設備を整備する必要があることから、これらの改修に必要な予算措置を講じる必要がある。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	障害者職業能力開発校が実施する訓練の訓練期間は1年程度の長期となっており、四半期単位のモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費		事業番号 (25年度)	6	事業番号 (24年度)	7			
事業の別	社会復帰促進事業 (複掲法令「労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条)		担当係	機構調整第二係					
実施主体	(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院		事業開始年度	平成18年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第11条に基づきリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことから、当該病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関で、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制等を整備する。							
	対象 (誰/何を対象に)	(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、以下の事項を委託する。 ・医療・看護体制等の整備 ・リハビリテーションの実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施							
	実施体制	(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院							
21年度予算額 (千円)	404,629	22年度予算額 (千円)	421,200	23年度予算額 (千円)	441,417	24年度予算額 (千円)	441,990	25年度予算額 (千円)	442,360
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	404,629	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	421,125	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	441,356	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	441,990	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0	24年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性	<p>本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者459名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者への医療・看護の提供を行うもので、</p> <p>① 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条で、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない。」と規定されていること、</p> <p>② 平成16年5月国会(衆・決算行政監視委員会)において、当時の坂口厚生労働大臣は、「CO患者については、国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている。」と答弁していること、</p> <p>等から、引き続き必要である。</p> <p>また、この事業は、大牟田労災病院の後継医療機関を対象とした継続的なCO中毒患者の療養、リハビリテーション体制の整備を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的を考えあわせると、</p> <p>① CO中毒患者に対する医療行為の提供は、競争原理に馴染まないこと</p> <p>② CO中毒症の医療の特殊性として、患者の療養環境を責めることは避けなければならないことから、後継医療機関で継続的に治療を行っていくことを、移譲時に国が患者らと約束した上で、大牟田労災病院を廃止していること</p> <p>③ CO中毒患者については、国が最後まで責任を持って対応していくことを約しており、これを履行することが必要であること</p> <p>等から、今後も大牟田労災病院の後継医療機関である(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。</p>								
24年度目標	アウトカム指標	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	24年度実績	○	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。				
	アウトプット指標	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	24年度実績	○	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	適宜、診療体制等の整備を図っている。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き診療体制等の整備に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	この事業は、従来、国が大牟田労災病院に行かせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託している。その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者の家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、四半期毎のモニタリングには馴染まない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施						

25年度事業概要	24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	この事業は、従来、国が大牟田労災病院に行わせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託している。 その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、定量的な事業評価を行うことは、馴染まない。						
25年度目標(アウトプット指標)	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	-						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	この事業は、従来、国が大牟田労災病院に行わせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託している。 その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、四半期毎のモニタリングには馴染まない。						
その他特記事項	-						

事業名	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発 (①脳・心臓疾患、②精神疾患その他のストレス性疾患、③腰痛その他の筋骨格系疾患、④職業性がんその他の悪性新生物)		事業番号 (25年度)	7					
			事業番号 (24年度)	8					
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)		担当係	企画調整係					
実施主体	独立行政法人、民間法人		事業開始年度	平成22年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: (独)労働者健康福祉機構、みずほ情報総研(株) ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働者の疾患の種類に応じ、医療機関側と事業主側との連携体制の下、労働者の職場復帰及びその後の治療と職業生活の両立を図るための具体的取組を行うとともに、取組の事例蓄積と検証を行い、その成果を取りまとめることで、被災労働者の社会復帰の促進を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	独立行政法人、民間法人							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	1疾患ごとに、総合評価落札方式による一般競争入札で委託先を選定。 当該事業を委託し、疾患の種類に応じた事例の蓄積(1疾患あたり15件程度)を行うとともに、対象疾患が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について外部委員等の参画による委員会等で整理、検証し、対象疾患に係る取組成果を報告書に取りまとめる。							
	実施体制	①脳・心臓疾患 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(7名)、報告書検討委員会委員(7名) ②精神疾患その他のストレス性疾患 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(5名)、報告書検討委員会委員(7名) ③腰痛その他の筋骨格系疾患 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(16名)、報告書検討委員会委員(7名) ④職業性がんその他の悪性新生物 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(4名他)、報告書検討委員会委員(8名)							
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	100,073	23年度予算額 (千円)	100,968	24年度予算額 (千円)	78,907	25年度予算額 (千円)	0
うち行政経費	—	うち行政経費	28	うち行政経費	931	うち行政経費	930	うち行政経費	0
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	83,995	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	86,344	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	54,555	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	84.0	23年度 予算執行率(%)	86.3	24年度 予算執行率(%)	70.0		
事業/制度の必要性	被災労働者等の治療と職業生活の両立等に関連した諸課題の解決を図るためには、医学的知識に乏しく指揮命令される立場にある労働者個々人による対応では困難があるため、医療機関と企業が連携・調整を図りながら、疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる(治療と職業生活の両立支援等を実現できる)方策について検討を行い、実施することが必要であるが、現状ではこうした取組は十分に行われていない。 こうした取組は、被災労働者本人や家族等の雇用・生活の安定を確保する上で不可欠であるばかりでなく、人口減少に転じている日本で、企業の生産活動を支える労働力を維持し、社会全体の活力の維持・向上を図る観点からも重要である。								
24年度目標	アウトカム指標	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度(80%以上)	24年度実績	○	対象疾患について、事業への満足度は100%であった。				
	アウトプット指標	本事業によって得られた事例データや資料を用い、「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」を今年度中にとりまとめ、報告書を発表する。	24年度実績	○	平成24年8月に報告書を取りまとめ、発表した。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	高い専門的能力を有する受託者を的確に選定できたこと。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度をもって事業廃止となる。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	当該事業の支援期間が、対象労働者によって異なるため、四半期毎のモニタリングにはなじまない。								
評価	A		平成24年度限りの事業						

25年度事業概要	—						
25年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
25年度目標(アウトプット指標)	—						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	—						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						



事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災病院の運営)		事業番号 (25年度)	8-1					
			事業番号 (24年度)	9-1					
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)		担当	機構調整第一係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成16年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	(1)労働者災害補償保険に係る労働者の関係の成立している事業の事業主に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (3)事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法第77条第1項の規定により健康診断書の交付を受けた者に対する健康診断 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保険関係の患者に対する診療							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者・労災指定医療機関等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・全国に30の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。 ・労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	労災病院(全国30病院):14,981人(平成25年4月1日現在)							
21年度予算額(千円)	10,694,150	22年度予算額(千円)	9,476,959	23年度予算額(千円)	9,048,644	24年度予算額(千円)	8,229,838	25年度予算額(千円)	7,144,196
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	9,048,644	24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	7,810,851	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	100.0	22年度予算執行率(%)	100.0	23年度予算執行率(%)	100.0	24年度予算執行率(%)	94.9		
事業/制度の必要性	労災病院は、勤労者の職業生活を医療の面から支えるという理念の下、アスベスト関連疾患、勤労者のメンタルヘルス、業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)、化学物質の暴露による産業中毒等を最重点分野としつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病を含め、その予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を勤労者等に提供するとともに、産業界等関係者、地域の労災指定医療機関関係者にその成果を普及する役割を担っている。 その具体的な取組として、労災医療、急性期リハビリテーションの実施及びアスベスト疾患センターをはじめとする各種専門センターの設置等を積極的に進めてきたところである。また、労災病院の使命である労災医療を遂行するためには一般医療を基盤とした裏付けが必要であり、医療機関として存在する以上、医療機関に課せられた地域医療への貢献も不可欠である。 また、地域医療支援病院の承認も積極的に取得しつつ、地域の労災指定医療機関等との連携を密にし、診断や診療に関する講習会等による情報提供を行っている。なお、一般の労災指定医療機関等から労災病院への患者紹介率は、平成24年度で80%を上回っている。さらに、振動障害やじん肺等の労災認定に係る意見書・個別診断等についても、複雑なものは労災病院が行っており、行政機関等に対し多大な貢献を果たしている。								
24年度目標	アウトカム指標	① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を80%以上得る。 ② 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。 ③ 地域医療連携推進で労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を80%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管造影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。		24年度実績	② 患者満足度81.8%(前年度実績81.4%)※満足である評価(22,862人)/アンケートを36,439人実施し、そのうちの回答者(27,688人) ③ 患者紹介率:83.0%(前年度実績:80.9%)、患者逆紹介率:52.7%(前年度実績:48.4%) ④ 高度医療機器を用いた受託検査:32,693件(前年度実績:33,809件)				
	アウトプット指標	① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページで、アクセス件数を32万件以上得る。 ② 労災指定医療機関の医師及び産業界等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。		24年度実績	① データベースアクセス件数:472,759件(前年度実績:420,631件) ② モデル医療の普及対象者数:29,849人(前年度実績:24,418人)				

<p>24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)</p>	<p>平成24年度目標を達成するために、以下の対策・手法等をとったことが目標を達成した理由と考えている。</p> <p>&lt;アウトカム指標&gt;</p> <p>② 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を、患者サービス委員等の活動を通じて、業務改善に反映するとともに、良質で安全な医療を提供するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた取組を継続し、標準化された医療水準の向上に努めた。</p> <p>イ 「労災病院間医療安全相互チェック」を3～4病院を1グループとした11グループで引き続き実施し、医療安全に関する問題点の改善と質の向上を図った。</p> <p>ウ 職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、すべての労災病院で職員を対象とした医療安全に関する研修（転倒・転落予防、針刺し事故防止、薬剤における医療安全等）を2回以上実施した。</p> <p>エ 厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」（平成24年11月25日～12月1日）に参加し、労災病院の共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」の下、患者・地域住民を対象とした、院内の医療安全対策の紹介、くすり相談、手洗い体験、医療安全に関する情報提供、公開講座（転倒予防、AED体験等）など、患者・地域住民が広く関わる取組を行った。</p> <p>オ 医療の安全性及び透明性の向上のため、平成23年度の労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院で重要課題を取り上げ、再発防止対策の徹底と情報の共有化を図った。</p> <p>③ 地域医療連携推進で、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携バスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組みした。</p> <p>④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報した。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt;</p> <p>① 労災疾病等13分野研究普及サイトに、研究の内容・成果を普及することを目的として開催した「勤労者医療フォーラム」やメンタルヘルスに関する講習会の情報や、研究者が執筆した研究関連資料等成果物を掲載するなど、最新情報に更新した。</p> <p>② 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにするなどの相談方法の多様化を図った。</p> <p>なお、次の項目については、平成24年度目標を達成するために、以下の対策・手法等を用いて取り組んだ結果、前年度実績を上回る実績を得ることができたが、目標の達成には至らなかった。</p> <p>&lt;アウトカム指標&gt;</p> <p>① 地域医療連携推進で、紹介患者の受付時間の延長（時間外・休日受付）やFAX、メール、遠隔システム等による受付媒体の多様化を図るなどして連携を一層推進した。また、平成23年9月1日から平成24年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対して、ニーズ調査（医療情報の提供、医療水準、診療時間等）のアンケート調査を実施し、この調査結果に基づいて労災指定医療機関の医師及び産業医等から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映した。</p>					
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題</p>	<p>目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。</p> <p>① 労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、その中で意見・要望の多かった項目については、引き続き、各労災病院で対応策を検討し、満足度の低かった項目については、至急改善策を講じるなどして、労災指定医療機関等のニーズに的確に応えられるよう努めることとする。</p> <p>② 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を患者サービス委員等の活動を通じて、業務の改善に反映するとともに、各労災病院で、「労災病院間医療安全相互チェック」を実施するとともに、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催する。また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保するため、労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院で重要課題を取り上げ、再発防止対策の徹底と情報の共有化を図る。</p> <p>③ 労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを活用するとともに、地域連携バスの導入などの医療連携に引き続き取り組む。</p> <p>④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報する。</p> <p>⑤ ホームページの情報については、常に最新情報の掲載に努める。</p> <p>⑥ 症例検討会や講習会の開催時間については、労災指定医療機関の医師等の利便性に配慮したものとし、また、モデル医療に関する相談方法について、FAXや電話等により受け付けられるようにするなど媒体の多様化を進める等環境の整備に努める一方、研修の内容についても、医療のニーズに積極的に対応する。</p>					
<p>四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)</p>	<p>指標設定</p> <p>① データベースを掲載したホームページで、アクセス件数を年間32万件以上得る。</p> <p>② 労災指定医療機関の医師及び産業医等を対象に症例検討会や講習会を開催し、年間2万人以上にモデル医療の普及を行う。</p>	<p>左記指標についての事業実績等</p>	<p>平成24年度第一四半期</p> <p>① 120,883件</p> <p>② 4,732人</p>	<p>平成24年度第二四半期</p> <p>① 120,833件</p> <p>② 8,023人</p>	<p>平成24年度第三四半期</p> <p>① 114,616件</p> <p>② 9,615人</p>	<p>平成24年度第四四半期</p> <p>① 116,427件</p> <p>② 7,479人</p>
<p>上記モニタリングの指標を設定できない理由</p>	<p>—</p>					
<p>評価</p>	<p>A</p>	<p>成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続</p>				
<p>25年度事業概要</p>	<p>平成24年度と同様</p>					
<p>25年度目標(アウトカム指標)</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成28年3月)。なお、平成25年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を概ね80%以上得るとともに、調査において出された意見を各労災病院の地域支援業務の改善に反映し、より高い評価が得られるよう努める。</p> <p>② 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足いく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。</p> <p>③ 地域医療連携推進で労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を80%以上、逆紹介率を40%以上確保する。</p> <p>④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管造影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。</p>					
<p>中期的な目標</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成28年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>&lt;アウトカム指標&gt;</p> <p>① 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査で全労災病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>② 利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得ること</p> <p>③ 患者紹介に関する労災指定医療機関等との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに患者紹介率を80%以上、逆紹介率を40%以上とする。</p> <p>④ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ15万件以上実施する。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt;</p> <p>① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページで、中期目標期間の最終年度で、アクセス件数を20万件以上得る。</p> <p>② 勤労者医療に係るモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ10万人以上に対し講習を実施する。</p>					

<p>25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)</p>	<p>&lt;アウトカム指標&gt;          ① 中期計画では、有用度評価を75%以上得ることを目標としているが、平成21年度以降も着実に評価を伸ばしていることから、引き続き、労災指定医療機関等との連携強化に取り組むとともに、利用者に対するニーズ調査・満足度調査の結果を踏まえ、満足度の低い項目の改善に努めるなど、勤労者医療の中核的医療機関として更なる努力を重ね、利用者の有用度評価について概ね80%以上得ることを目標とした。          ② 中期計画では、患者満足度調査で全労災病院平均で80%以上の満足度を確保することとしていることから、平成25年度についても同水準を目標として設定した。          ③ 中期計画では、紹介率60%以上、逆紹介率40%以上を目標としており、平成25年度については、引き続き病病・病診連携を行うことにより、同水準を目標として設定した。          ④ 中期計画では、5年間で受託検査を15万件以上実施するとしていることから、年間の受託件数を3万件以上実施することを平成25年度目標に設定した。          &lt;アウトプット指標&gt;          ① データベースアクセス件数については、今後もアクセス件数の増加が見込まれ、昨年度目標の32万件は達成できる見込みであり、平成25年度については、中期計画及び平成20～24年度実績を踏まえ、42万件以上を目標に設定した。          ② 中期計画では、モデル医療の普及対象者数を5年間で総受診者数を10万人以上としていることから、年間の総受診者数2万人以上を平成25年度目標として設定した。</p>					
<p>25年度目標(アウトプット指標)</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成25年度における目標は、以下のとおり。          ①医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などについて、第2期研究の成果を踏まえた内容に更新することにより、ホームページのアクセス件数を42万件以上得る。          ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p>					
<p>25年度重点施策との関係</p>	<p>-</p>					
<p>26年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>引き続き実施</p>					
<p>26年度重点施策との関係</p>	<p>-</p>					
<p>四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)</p>	<p>指標設定          ① データベースを掲載したホームページで、アクセス件数を年間42万件以上得る。          ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等を対象に症例検討会や講習会を開催し、年間2万人以上にモデル医療の普及を行う。</p>	<p>左記指標についての事業実績等</p>	<p>平成25年度第一四半期          ①113,341件          ②8,532人</p>	<p>平成25年度第二四半期          ①136,719件          ②9,885人</p>	<p>平成25年度第三四半期</p>	<p>平成25年度第四四半期</p>
<p>上記モニタリングの指標を設定できない理由</p>	<p>-</p>					
<p>その他特記事項</p>	<p>独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、          ①高度・専門的医療の提供については、「地域における中核的医療機関としての体制強化を着々と進めていることは評価できる。」ことや、「7対1看護体制導入施設の更なる拡大(19→23施設)や前年度を上回る救急搬送患者数の増加(72,961人→75,954人)など、医療の高度・専門化に向けて努力していることは認められる。」等として、S評価(中期計画を大幅に上回っている)を受けている。          ②勤労者医療の地域支援については、「地域の診療所等の医療機関のニーズに沿った活動がなされていることは評価できる。」ことや、「新たに2施設が地域医療支援病院の承認を取得し、合計24施設となったことは評価できる。」等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。</p>					



事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)		事業番号 (25年度)	8-2					
			事業番号 (24年度)	9-2					
事業の別	社会復帰促進事業 (横機法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)		担 当 係	機構調整第一係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成16年度					
実施方法	■直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のために)	(1) 被災労働者であってリハビリテーションの対象である者に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2) 労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (3) リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究 (4) 健康保険その他の社会保険の患者及び社会保険関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション							
	対象 (誰/何を対象に)	被災労働者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・労働災害等による四肢・脊髄の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1箇所)を設置。 ・同センターでは、被災労働者等の病状やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより、言語聴覚士(SLT)、医療ソーシャルワーカー(MSW)など専門のリハビリテーションスタッフが対応。また、生活支援機器等の開発も実施している。 ・関係する職業リハビリテーションセンター(独)高齢・障害者雇用支援機構(運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に訪り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	医療リハビリテーションセンター:116人(平成25年4月1日現在)							
21年度予算額(千円)	10,694,150	22年度予算額(千円)	9,476,959	23年度予算額(千円)	9,048,644	24年度予算額(千円)	8,229,838	25年度予算額(千円)	7,144,196
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	9,048,644	24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	7,810,851	※予算執行率は行政経費を考慮していません	
21年度予算執行率(%)	100.0	22年度予算執行率(%)	100.0	23年度予算執行率(%)	100.0	24年度予算執行率(%)	94.9		
事業/制度の必要性	四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者、重度の脊椎、脊髄障害を被った勤労者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練までも行うことが出来る施設は他にはなく、また、職場復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を通じた被災労働者等の社会復帰の促進のために本事業は不可欠である。								
24年度目標	アウトカム指標	① 四肢・脊髄の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。			24年度実績	○	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:86.7%(前年度実績:88.8%) ② 患者満足度:88.8%(前年度実績:81.8%) ※満足である評価(127人)/回答者(143人)		
	アウトプット指標	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。			24年度実績	○	職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を12回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが有効した。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	社会復帰の促進を図るため、年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で職業評価会議を開催する。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成28年3月)。なお、平成25年度における目標は以下のとおり。</p> <p>①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>②患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保する。</p>						
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成28年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>① 程度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。</p>						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>① 当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事象にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>② 医療機関での患者満足度については、提供する医療サービスの質のみならず、医療機関の努力が及ばない建物の老朽度や交通の利便性等の状況、あるいは患者や傷病の特性等に左右されることから、同センターの地理的条件や患者の特性(若年者の障害の残存等)を考慮した場合、高い満足度が得にくい要素もあるが、やや高めハードルを設定することにより、医療リハビリテーションセンターの得意分野とも告える高度専門医療の提供及び患者の視点に立った指導・助言を促すため、労災病院と同率の数値目標を設定した。</p>						
25年度目標(アウトプット指標)	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	社会復帰の促進を図るため、年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で職業評価会議を開催する。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				3回	3回		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、「社会復帰率及び患者満足度調査において目標数値を達成している等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (総合せき損センターの運営)	事業番号 (25年度)	8-3						
		事業番号 (24年度)	9-3						
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)	担当係	機構調整第一係						
実施主体	(独)労働者健康福祉機構	事業開始年度	平成16年度						
実施方法	■直接実施 □業務委託等(委託先等: ) □補助金[直接・間接](補助先: ) □貸付(貸付先: ) □その他( )	実施主体:	( )						
事業/制度概要	目的(何のため)	(1) 事業主に使用される労働者であって業務災害又は通勤災害によるせき損傷者等(外傷性せき損傷を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者をいう。)に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2) せき損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき損傷者等の社会復帰に関する研究 (3) 労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (4) 健康保険その他の社会保障及び社会保障関係のせき損傷者等に対する総合的な診療及びリハビリテーション							
	対象(誰/何を対象に)	被災労働者等							
	事務/事業のスキーム(決定スキームを含む)	労働災害等による外傷により脊髄、脊髄に重度の障害を被った勤労者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の診療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(1箇所)を設置。 麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーション、さらに重度障害者の支援機器等の開発を行うなど総合的な脊髄損傷の専門施設。 毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	総合せき損センター: 141人(平成25年4月1日現在)							
21年度予算額(千円)	10,694,150	22年度予算額(千円)	9,476,959	23年度予算額(千円)	9,048,644	24年度予算額(千円)	8,229,838	25年度予算額(千円)	7,144,196
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	9,048,644	24年度決算額 ※行政経費を除く(千円) ※予定額	7,810,851	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	100.0	22年度予算執行率(%)	100.0	23年度予算執行率(%)	100.0	24年度予算執行率(%)	94.9		
事業/制度の必要性	業務災害又は通勤災害等によるせき損傷者等(外傷性せき損傷を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者)に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行うことが出来る施設は他にはなく、社会復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を継続するために本事業は不可欠である。								
24年度目標	アウトカム指標	24年度実績	○	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合: 80.2%(前年度実績: 80.5%) ② 患者満足度: 87.0%(前年度実績: 80.8%) ※満足である評価(180人)/アンケートを253人実施し、そのうちの回答者(207人)					
	アウトプット指標	多職種間でせき損傷検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。	○	せき損傷検討会の開催実績: 11回開催、検討症例実績: 92症例					
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが有効した。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損傷医療に関する研修会の開催								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損傷医療に関する研修会の開催								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	多職種間でせき損傷検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施する。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				23症例	24症例	25症例	20症例		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様							
25年度目標(アウトカム指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成25年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 外傷による脊髄・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保する。</p>							
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>① 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊髄・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。</p>							
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>① 当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員モチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>② 医療機関における患者満足度については、提供する医療サービスの質のみならず、医療機関の努力が及ばない建物の老朽度や交通の利便性等の状況、あるいは患者や傷病の特性等に左右されることから、総合せき損センターの地理的条件や患者の特性(若年者の障害の残存等)を考慮した場合、高い満足度が得にくい要素もあるが、やや高めのハードルを設定することにより、総合せき損センターの得意分野とも言える高度専門医療の提供及び患者の視点に立った指導・助言を促すため、労災病院と同等の数値目標を設定した。</p>							
25年度目標(アウトプット指標)	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。							
25年度重点施策との関係	—							
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施							
26年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施する。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期	
				16症例	25症例			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—							
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、「社会復帰率及び患者満足度調査において目標数値を達成している等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。							



事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営)		事業番号 (25年度)	8-4					
			事業番号 (24年度)	9-4					
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第7号)		担当係	機構調整 第一係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成16年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働災害(業務災害又は通勤災害)で外傷性せき随損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援する。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働災害で外傷性せき随損傷に障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者							
	事業/事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働災害(業務災害又は通勤災害)で外傷性せき随損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所(3箇所)を設置。入所者の退所先を確保しつつ、順次廃止。 毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	本部:産業保健・資金援護部 2人 作業所(全国3箇所): 16人(平成25年4月1日現在)							
21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644	24年度予算額 (千円)	8,229,838	25年度予算額 (千円)	7,144,196
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,048,644	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	7,810,851	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0	24年度 予算執行率(%)	94.9		
事業/制度の必要性	作業所は、これまで1,241人のせき随損傷等の方々を受け入れ、うち807804人を社会復帰させるなど大きな役割を果たしてきたが(25.03末現在)、近年、新規入所者の減少等により施設としての機能の発揮が難しくなっていることを踏まえ、他方、高齢化した多くの被災労働者が現に生活を送っていることにも配慮しながら、今後、国の関連施策と連携し、入所者の退所先の確保を図りつつ、順次廃止することとしている。								
24年度目標	アウトカム指標	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。	24年度実績	○	社会復帰率:38.3%(前年度実績:38.6%)				
	アウトプット指標	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	アウトプット指標	○	全入所者に対して、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回実施した。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的(3か月に1回)にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起したことが奏効した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度目標を達成できたことに鑑み、目標を達成するために特に効果があった社会復帰意欲を喚起するための定期的なカウンセリングについては、今後も積極的に実施していくこととする。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				1回	1回	1回	1回		
上記モニタリングの指標を設定できない理由									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成25年度における目標は以下のとおり。入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)なお、中期的な目標は、以下のとおり。労災リハビリテーション作業所については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者の個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより、自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上とすること。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労災リハビリテーション作業所については、第1期中期目標最終年度の平成20年度における社会復帰率の実績が32.6%となっている一方、入所者の社会復帰が非常に困難な状況にあることを踏まえ、30%以上とした。						
25年度目標(アウトプット指標)	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
28年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				1回	1回		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、「社会復帰に向けた必要な支援を行ったことにより、社会復帰率は過去最高(38.3%)となり、目標を達成したことは高く評価できる。」等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)		事業番号 (25年度)	8-5					
			事業番号 (24年度)	9-5					
事業の別	被災労働者等援護事業 (複掲法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第8号)		担 当 係	機構調整第一係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成16年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働災害(業務災害又は通勤災害)による殉職者の御霊を合祀するため、高尾みこも霊堂を設置・運営している。毎年秋に全国から遺族及び労使関係者を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催している。							
	対象 (誰/何を対象に)	産業殉職者及びその遺族							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行っている。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
実施体制	本部:産業保健・賃金援護部 2人(平成25年4月1日現在) ※施設の管理運営業務は業務委託により実施								
21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644	24年度予算額 (千円)	8,229,838	25年度予算額 (千円)	7,144,196
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,476,959	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,048,644	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	7,810,851	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0	24年度 予算執行率(%)	94.9		
事業/制度の必要性	高尾みこも霊堂は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして産業災害で亡くなった産業殉職者を慰霊するため、産業殉職者の方々の御霊を奉安するとともに、遺族及び遺品を納めるために設けられた日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の保護を図るための施設として、極めて必要性が高いもの。 (参考) 昭和47年の開堂以来5年ごとに産業殉職者合祀慰霊式に皇太子殿下・妃殿下の行啓を仰いでおり、平成24年は皇太子殿下が行啓された。また、平成21年3月には天皇皇后両陛下が行啓された。								
24年度目標	アウトカム指標	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。	24年度実績	○	慰霊の場にふさわしいとの評価:91.4%(前年度実績:82.8%) ※満足の評価(650人)/参列者(アンケート回答者)711人				
	アウトプット指標	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。		○	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	満足度調査の結果に基づき、以下の環境整備等に努めたことが実効し、目標を達成できた。 ① 納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、撤収等による環境整備に努めた。 ② 慰霊式当日は、受付時に4色に分けた入場整理券を配布、その色毎に会場への入場を誘導し、受付順による入場を行うとともに、より多くの参列者が慰霊式の状況の後方席からも容易に見られるよう、式場に設置するTVモニターを2台増設した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度目標を達成するために効果のあった納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成25年度における目標は以下のとおり。慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)なお、中期的な目標は、以下のとおり。産業殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	平成17年度以降、90%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き90%以上としたものである。						
25年度目標(アウトプット指標)	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				1回	1回		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、「参拝者の満足度調査に係る目標が継続して達成されていることは評価できる。」等として、日評価(中期計画を概ね達成している)を受けている。						



25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成25年度における目標は以下のとおり。 ① 研修、相談については、ホームページ、メールマガジン等により案内、申込み受付を行うとともに、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 (アウトカム指標) ① 研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 (アウトプット指標) ① 産業保健推進センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容について、メンタルヘルスや過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化しつつ、延べ17,000回以上の研修を実施すること。 ② 産業保健関係者からの相談について、中期目標期間中、72,000件以上を実施する。 ③ 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を900万件以上得る。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	有益度について、平成24年度は平均して80%を超える実績を確保している。同センターでは、関係決定に基づく集約化後においても産業保健に係る支援事業を実施する機能を維持するよう努めており、平成25年度も、昨年度と同様に有益であった旨の評価が100%を下回ることがないよう目標を設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	① 平成25年度の研修実施計画回数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努め3,200回以上とする。 ② 平成25年度の相談対応計画回数については、待機方式の面談相談窓口は実施しないものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効果的に実施することにより18,000件以上とする。 ③ 平成25年度のホームページアクセス計画回数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより185万件以上とする。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、3,200回以上の研修を実施する。 ② 産業保健関係者からの相談については、18,000件以上確保する。 ③ ホームページのアクセス件数を1,850,000件以上得る。	左記指標についての事業実績等	平成25年度 第一四半期 ①995回 ②6,585件 ③572,840件	平成25年度 第二四半期 ①1,411回 ②8,268件 ③567,332件	平成25年度 第三四半期	平成25年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、「産業保健推進センター等における人材育成(産業保健関係者に対する研修)業務」について、「研修件数及び受講者の有益度調査に係る目標を達成していることは評価できる。」等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (勤労者予防医療センターの運営)		事業番号 (25年度)	8-7					
事業の別	社会復帰促進事業 (福祉法第 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)		事業番号 (24年度)	9-7					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		担当 係	機関調整第一係					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先) <input type="checkbox"/> その他 ( )		実施主体	( )					
事業/制度概要	目的(何のため) 就業構造や職場環境の変化に伴い、作業関連疾患が増加する中で、予防医療の観点からの取組を強化し、職場における勤労者の健康確保を図る。								
対象(誰/何を対象に)	勤労者等								
業務/事業のスキーム(決定スキームを含む)	・就業環境等の変化に伴い増加が懸念されている過労労働による健康障害や勤労者のメンタルヘルス不調の予防対策を推進するため、勤労者予防医療センター(9箇所)を設置。 ・作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止に関する労働者に対する健康相談及び指導、作業態様と疾病の発症との因果関係及び当該疾病の増悪の防止に関する情報の収集並びに予防医療に関する効果的な指導方法等の調査研究等を実施。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。								
実施体制	勤労者予防医療センター(全国9センター):54人(平成25年4月1日現在)								
21年度予算額(千円)うち行政経費	10,694,150	22年度予算額(千円)うち行政経費	9,476,959	23年度予算額(千円)うち行政経費	9,048,644	24年度予算額(千円)うち行政経費	8,229,838	25年度予算額(千円)うち行政経費	7,144,106
21年度決算額※行政経費を除く(千円)	10,694,150	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	9,476,959	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	9,048,644	24年度決算額※行政経費を除く(千円)※予定額	7,810,851		
21年度予算執行率(%)	100	22年度予算執行率(%)	100.0	23年度予算執行率(%)	100.0	24年度予算執行率(%)	94.9		
事業/制度の必要性	近年、過労労働による健康障害、メタリックシンドローム等を要因とする過労死、職場生活でのストレスによるメンタルヘルス不調等新たな勤労者の健康問題が社会問題化している。こうした健康問題への対応にあたって、相談、指導、医療等の重要性はますます高まってきている。今後も勤労者の健康確保の観点から予防医療の一層の推進が必要であり、この事業は不可欠である。								
24年度目標	アウトカム指標	アウトカム指標	○ 有用であった旨の評価:93.7%(前年度実績:91.1%) ※「有用であった」旨の回答(4,397件)/回答者数(4,604件) ×						
	アウトプット指標	アウトプット指標	○ 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:153,006人(前年度実績:152,277人) ・メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:27,004人(前年度実績:29,209人) ・講習会を延べ人数:20,885人(前年度実績:25,250人) ・勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:5,993人(前年度実績:8,331人) ×						
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	指導・相談の質の向上、勤労者等の利便性の向上、利用者に対する満足度調査の結果のフィードバックについて、以下の取組等を行ったことが、指導・相談件数の増加及び高い満足度の確保につながった。 (1) 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図るとともに、予防関連学会が開催する講演会・研修会に参加し、最新の予防法の情報収集を行った。 (2) 適正な事業を実施するための業務指導を実施し、指導で得られた取組状況に関する好事例や指導事項を業務の活性化のための資料として取りまとめ、各勤労者予防医療センターにフィードバックした。 (3) 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談を平日の就業時間外や土、日、祝日に実施した。また、企業等の要望を受け、出張による指導を実施した。さらに、電子メール・手紙等で指導・相談等を実施した。 (4) 利用者満足度調査を実施し、4,397人(回答率93.7%)から職場における健康確保に関して有用である旨の評価を得た。この満足度調査で把握した利用者の意見を分析し、利用者のニーズに合わせた指導メニューや指導場所の環境改善等の対応を行った。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	24年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法については、引き続き今後も積極的に実施していく。 (1) 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図るとともに、予防関連学会が開催する講演会・研修会において最新の予防法の情報収集等を行う。 (2) 適正な事業を実施するための業務指導を実施し、指導で得られた取組状況に関する好事例や指導事項を業務の活性化のための資料として取りまとめ、各勤労者予防医療センターにフィードバックする。 (3) 勤労者の利便性の向上を図るため、勤労者が利用しやすい時間外や土、日、祝日にも指導・相談等を行うとともに、出張による個別指導・講習会についても企業等の要望に合わせた日時を実施する。また、業務が困難な勤労者に対しては、電話や電子メールを利用した指導・相談を行うとともに、引き継ぎホームページ上で利用可能日時を掲載する等情報提供を推進する。 (4) 利用者満足度調査については、その結果について評価・分析を行い、利用者のニーズに合わせた指導・相談を行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	平成24年度第四四半期			
		① 35,294人 ② 7,134	① 41,621人 ② 7,116人 ③ 5,740人 ④ 2,647人	① 46,782人 ② 6,595人 ③ 7,765人 ④ 1,513人	① 29,391人 ② 6,958人 ③ 3,880人 ④ 1,078人	① 29,391人 ② 6,958人 ③ 3,880人			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備については、必要な増設工事や機器整備を実施するものであり、定期的、定量的に行うものではないことから、四半期ごとの効果測定を行うことはできないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様					
25年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成25年度における目標は以下のとおり。勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。					
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 <アウトカム指標> 指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。 <アウトプット指標> 勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止を推進することとし、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ780,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者の電話相談を延べ110,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ12,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ20,000人以上に実施する。					
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<アウトカム指標> アウトカム指標の満足度調査については、前中期目標の70%以上を達成したことを踏まえ、中期目標においては、利用者のさらなる満足度を得るため、80%以上に上方修正したことから、中期目標の目標設定値に沿ったもの(平成24年度と同水準)。 <アウトプット指標> 過労死予防対策の個別又は集団指導、勤労者の電話相談及び勤労女性の生活指導については、指導実施者の労働時間により指導件数の実施可能件数により設定した。しかしながら、指導スタッフの配置人数は現状維持で、実施時間等は時間外、休日にも指導を行うことから、各指導の実施可能件数が限界に達したため、平成25年度計画数については平成24年度と同水準とした(下記参照)。					
25年度目標(アウトプット指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成25年度の目標は、以下のとおり。勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。					
25年度重点施策との関係	-					
2025年度に向けた事業の方向性	引き続き実施					
20年度重点施策との関係	-					
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
	①勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上に実施する。 ②メンタルヘルス不調予防対策の勤労者の電話相談を延べ22,000人以上に実施する。 ③メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上に実施する。 ④勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。		①34,802人 ②7,762人 ③2,900人 ④1,372人	①44,871人 ②6,825人 ③4,645人 ④3,555人		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-					
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、「指導・相談の質の向上を図るため、最新の知見の収集や多様な調査研究に努めるとともに、勤労者の利便性の向上を図るため、時間外・休日の指導・講習会の実施の更なる拡大に取り組んでいることは評価できる。」等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。					



事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費		事業番号 (25年度)	9					
			事業番号 (24年度)	10					
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1,2,3,7,8,9号)		担当係	機構調整第一係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成16年度					
実施方法	■直接実施 □業務委託等(委託先等: ) □補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) □貸付(貸付先: ) □その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設に対して必要な整備等を行うことを目的としている。							
	対象 (誰/何を対象に)	(独)労働者健康福祉機構が運営する施設							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施している。							
	実施体制	(独)労働者健康福祉機構において実施							
21年度予算額 (千円)	2,746,548	22年度予算額 (千円)	1,186,644	23年度予算額 (千円)	3,194,106	24年度予算額 (千円)	2,662,245	25年度予算額 (千円)	2,660,648
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,438,572	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,185,800	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,174,822	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	2,656,565	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	52.4	22年度 予算執行率(%)	99.9	23年度 予算執行率(%)	99.4	24年度 予算執行率(%)	99.8		
事業/制度の必要性	労働者の業務上の疾病等の療養や、職場復帰・社会復帰を促進するためには、労災疾病として、従来からあるじん肺、振動障害等の疾病や、今後増加が予想されるアスベスト疾患、職場環境の変化に伴うメンタル不調者などの健康問題等に適切に対応することが求められており、治療、リハビリ等を通じて、職業生活の中断を早期に解消することは、国の労災補償行政にとって重要なものとなっている。このため、臨床データ等を基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及することや、産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うことは、社会復帰促進等を図る上で重要な事業であり、その土台となる施設改修・研究等機器の整備等については、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	24年度実績	○	①「契約監視委員会」を計4回(6月、9月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。					
	アウトプット指標		○	計画に基づき適切な施設整備を実施した。					
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	契約監視委員会で締結した契約の事後点検及び調定予定案件の事前点検を実施したことから、契約の適正化を図りつつ施設整備を実施することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度目標を達成できたことから、今後も契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組と契約状況の公表を継続して行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備については、必要な増改築工事や機器整備を実施するものであり、定期的、定量的に行うものではないことから、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を年間4回以上開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 (独)労働者健康福祉機構が運営する施設に対して、施設整備及び機器整備を実施することにより、業務を円滑に行い、労働者の福祉の増進に寄与する。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	施設整備については、必要な増改築工事や機器整備を実施するものであることから、利用者の満足度等の測定にはなじまないが、それに代わり、増改築等工事や機器整備について、更なる適正化を図りつつ、透明性を確保して行われるような評価基準を設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	平成25年度施設整備計画に基づき適正に施設整備を実施する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	平成23年度当初予算では、対中期計画で16%を削減し、また、平成24年度及び平成25年度予算においても、対中期計画比で10%の削減を図っている。老朽化の著しい箇所や使用に耐えない機器等が多いため、これ以上の削減は困難である。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備については、必要な増改築工事や機器整備を実施するものであり、定期的、定量的に行うものではないことから、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、人事、施設・設備に関する計画について、A評価(中期計画を上回っている)を受けている。						

事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費						事業番号 (25年度)	10		
							事業番号 (24年度)	11		
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号)附則第8条)						担当係	法規係		
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署						事業開始年度	昭和43年		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずることなどで、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とする者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額104,290円、最低保障額56,600円) ②常時監視を要し、随時介護を要する者(最高限度額79,220円、最低保障額42,450円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者(最高限度額52,150円、最低保障額28,300円) ※いずれも平成24・25年度の月額								
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。								
21年度予算額 (千円)	12,990	22年度予算額 (千円)	12,173	23年度予算額 (千円)	11,778	24年度予算額 (千円)	10,680	25年度予算額 (千円)	10,165	
うち行政経費	70	うち行政経費	67	うち行政経費	64	うち行政経費	61	うち行政経費	46	
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,615	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,609	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,700	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	8,690	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度 予算執行率(%)	89.9	22年度 予算執行率(%)	87.6	23年度 予算執行率(%)	82.8	24年度 予算執行率(%)	81.8			
事業/制度の必要性	労働保険法第29条第1項第2号では、社会復帰促進等事業として、被災労働者の受ける介護の支援を行うことが規定されている。この事業は、当該規定に基づき、平成8年の介護(補償)給付の創設に伴い廃止された「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づく介護料の受給者であった者に対して、経過措置として同法に基づく介護料を引き続き支給するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
24年度目標	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	24年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。(申請件数:16件、1か月以内に決定した件数:16件)				
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウトプット指標	○	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	申請から支給決定まで迅速・適正に処理したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	左記指標についての事業実績等			平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
		—			—	—	—	—		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	平成24年度と同様							
25年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。							
中期的な目標	—							
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないものであるが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定。							
25年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。							
25年度重点施策との関係	—							
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。							
26年度重点施策との関係	—							
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期	
				—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。							
その他特記事項	—							

事業名	労災就労保育援護経費		事業番号 (25年度)	11					
			事業番号 (24年度)	12					
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担当係	法規係					
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署		事業開始年度	昭和45年					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族で、就労のために子供の保育の必要が認められる者							
	事務・事業 (スキームの決定、スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育を要する児童…12,000円(一人月額)							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。							
21年度予算額 (千円)	2,770,818	22年度予算額 (千円)	2,888,971	23年度予算額 (千円)	2,899,740	24年度予算額 (千円)	2,963,372	25年度予算額 (千円)	3,019,014
うち行政経費	11,298	うち行政経費	10,746	うち行政経費	7,205	うち行政経費	7,254	うち行政経費	4,074
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,731,832	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,719,058	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,849,955	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	2,923,423	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	99.0	22年度 予算執行率(%)	94.5	23年度 予算執行率(%)	98.5	24年度 予算執行率(%)	98.9		
事業/制度の必要性	労災保険法第29条第1項第2号では、社会復帰促進等事業として、被災労働者の遺族の就学の援護を行うことが規定されている。本事業は、当該規定に基づき、被災労働者の遺族等が、学費等の支弁が困難なことを理由として就学等を諦めることがないように、必要な支援を行うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	24年度実績	○	申請から1か月以内に決定した割合は80%であった。 (申請件数:107件、1か月以内に決定した件数:86件)				
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	アウトプット指標	○	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省迅速を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				—	—	—	—		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	平成24年度と同様							
25年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。							
中期的な目標	—							
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「労災就労保育保護費」については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定。							
25年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。							
25年度重点施策との関係	—							
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。							
26年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期	
				—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。							
その他特記事項								

事業名	労災就学支援経費		事業番号 (25年度)	12							
			事業番号 (24年度)	13							
事業の別	被災労働者支援事業(根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)			担当係 法規係							
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署			事業開始年度 昭和45年							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )										
事業/制度概要	目的 (何のため)	被災労働者の遺族の支援を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。									
	対象 (誰/何を対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学支援経費を支給する。 ・小学校等…12,000円(一人月額) ・中学校等…16,000円(一人月額) ・高等学校等…16,000円(一人月額) ・大学生等…39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額)									
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。									
	21年度予算額 (千円)	2,770,818	22年度予算額 (千円)	2,888,971	23年度予算額 (千円)	2,899,740	24年度予算額 (千円)	2,963,372	25年度予算額 (千円)	3,019,914	
	うち行政経費	11,298	うち行政経費	10,746	うち行政経費	7,205	うち行政経費	7,254	うち行政経費	4,874	
	21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,731,832	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,719,058	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,849,955	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	2,923,423	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
	21年度 予算執行率(%)	99.0	22年度 予算執行率(%)	94.5	23年度 予算執行率(%)	98.5	24年度 予算執行率(%)	98.9			
事業/制度の必要性	労災保険法第29条第1項第2号では、社会復帰促進等事業として、被災労働者の遺族の就学の支援を行うことが規定されている。本事業は、当該規定に基づき、被災労働者の遺族等が、学費等の支弁が困難なことを理由として就学等を諦めることがないよう、必要な支援を行うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。										
24年度目標	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。			24年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は84%であった。(申請件数:899件、1か月以内に決定した件数:753件)			
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。				アウトプット指標	○	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
		—				—	—	—	—		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。										
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。							

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「労災就学援護費」については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定。						
25年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							



事業名	労災保険相談員等設置費		事業番号 (25年度)	13					
			事業番号 (24年度)	14					
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)		担当係	総務係					
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署		事業開始年度						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:富士通コミュニケーションサービス株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働基準監督署等に労災保険相談員等(非常勤職員)を配置し、労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	公募により採用した労災保険相談員等により、被災労働者、事業主等に対し、労災保険に係る相談業務等を行う。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の迅速・適正な実施のため、以下の事務を行う。 (1)労災保険の給付の請求、保険料の納付、その他各種届出等に関する相談及び指導 (2)労災保険の特別加入に関する相談及び指導 (3)業務災害を被った労働者の社会復帰に関する相談及び指導 (4)労災保険未加入事業主に対する加入のための相談及び指導 (5)その他労働基準監督署の行う労災保険に関する業務に対する協力							
	実施体制	労働基準監督署等に配置し、事業を実施する。							
21年度予算額 (千円)	845,381	22年度予算額 (千円)	852,915	23年度予算額 (千円)	913,636	24年度予算額 (千円)	788,946	25年度予算額 (千円)	560,952
うち行政経費	845,381	うち行政経費	852,915	うち行政経費	913,636	うち行政経費	788,946	うち行政経費	517,297
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	-	22年度 予算執行率(%)	-	23年度 予算執行率(%)	-	24年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性	全国の労働基準監督署へは、被災労働者のほか、一般の労働者や事業主からも労災保険の各種認定基準や保険給付等手続、社会復帰促進等事業等についての問い合わせが日々寄せられており、こうした相談等については、職員や労災保険相談員等が対応している。一方で、職員は、多数の労災請求に対する調査・認定作業も行っていることから、相談に対する対応を始め、労災保険に係る業務を迅速・適正かつ円滑に運営するため、労災保険相談員等が必要不可欠である。								
24年度目標	アウトカム指標	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。	24年度実績	アウトカム指標	○	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうち2.6%であった。			
	アウトプット指標	相談例を集めたFAQを配付し、相談業務のより一層の充実を図る。		アウトプット指標	○	200件を超える相談例を記載したFAQを配布し、相談業務の充実を図った。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	各労働基準監督署において、労災保険相談員等が相談者に対し適切に対応し、また、FAQの配布により相談業務の充実を図ったことにより、「国民の皆様の声」に寄せられる苦情の割合を低水準に抑えることができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	労災保険相談員等の対応の水準を向上させる。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				3%	1%	2%	5%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働基準監督署利用者の満足度を測るため、反対指標の苦情の件数を用い指標としたものであるが、すでに相当程度高い水準の目標設定となっていることから、前年度に引き続き5%と設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、適切な相談対応を行うとともに、より効果的・効率的な業務の在り方を検討する。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				4%	4%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	社会復帰促進等事業に関する検討会等経費							事業番号 (25年度)	13
								事業番号 (24年度)	1
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	企画調整係
実施主体	厚生労働本省							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業に関しその費用負担者である使用者団体の代表と厚生労働省とによる社会復帰促進等事業の円滑な実施やあり方についての検討会を開催することにより、適正な社会復帰促進等事業の実施を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	社会復帰促進等事業に関する検討会							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じPDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価の結果に基づき予算を毎年度精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、検討会を年2回開催し各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する。							
	実施体制	本省							
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	4,873	23年度予算額 (千円)	4,742	24年度予算額 (千円)	6,087	25年度予算額 (千円)	0
うち行政経費	—	うち行政経費	4,873	うち行政経費	4,742	うち行政経費	6,087	うち行政経費	0
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るために必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	会議の出席委員全員から、当該会議の検討内容、検討手続きが適正である旨の評価を得る。	24年度実績	アウトカム指標	○	アンケートにて、検討会参加委員全員から、検討会の検討内容、手続きについて、満足している/ほぼ満足している旨の回答をいただいた。 なお、不適正な点などの指摘は特段なかった。			
	アウトプット指標	年度中に2回社会復帰促進等事業に関する検討会を実施する。		アウトプット指標	○	年度内に2回の検討会を実施した。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	社会復帰促進等事業に関する検討会を2回開催し、社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、PDCAサイクルによる目標管理をおこなったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、社会復帰促進等事業に関する検討会を開催し、PDCAサイクルによる社会復帰促進等事業の目標管理を通じて当該事業の効率的・効果的な運営を図っていく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	検討会は年2回の開催を目標としており、四半期ごとの実績モニタリングになじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

25年度事業概要	本事業は平成25年度より、「労災保険相談員等設置費」に統合して実施する。						
25年度目標(アウトカム指標)	— (「労災保険相談員等設置費」に統合して実施)						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
25年度目標(アウトプット指標)	— (「労災保険相談員等設置費」に統合して実施)						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	—						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	労災ケアサポート事業経費		事業番号 (25年度)	14					
			事業番号 (24年度)	15					
事業の別	被災労働者支援事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)		担当	係 年費福祉第一係					
実施主体	一般財団法人労災サポートセンター		事業開始年度	昭和52年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:一般財団法人労災サポートセンター) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な支援等を図ることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	労災年金受給者及びその家族							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師等による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を必要とする労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成							
	実施体制	全国7ブロック毎に、統括する常勤職員を配置し、事業を実施する。							
21年度予算額 (千円)	1,443,230	22年度予算額 (千円)	854,127	23年度予算額 (千円)	699,131	24年度予算額 (千円)	633,767	25年度予算額 (千円)	536,201
うち行政経費	—	うち行政経費	28	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,387,064	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	854,092	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	602,046	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予算額	605,453	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	95.1	22年度予算執行率(%)	100.0	23年度予算執行率(%)	86.1	24年度予算執行率(%)	95.5		
事業/制度の必要性	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な関係給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の保護等を図ることにより、労働者の福祉の増進を図るものである。このような労働災害によって被った損害の軽減を行うという労働保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上又は通勤による災害の災害による損害を負った場合は、まずは労働保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき漏れ傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいことや、筋力、原形障害等の併発疾患を発生しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労働被災者に特有の症状がみられること、また、一人暮らしの者も相当数いることから、医師・看護師等による専門的な支援が必要である。22万人を超える労災年金受給者は、日本の産業の発展に尽くす中で被災された労働者と殉難された被災労働者のご遺族である。中でも、傷病・障害等級第1～3級の被災労働者は、重度の身体的な障害を負い、その数は約2万6千人に上り、その約7割は60歳以上の高齢者という状況で、健康や介護に関する深刻な問題が生じている。こうした労災年金受給者の生命・生活維持に必要な支援等を図ることは、国の責務である。								
24年度目標	アウトカム指標	この事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。	24年度実績	○	有用であった旨の評価: 96.4% ※23,425(有用の評価) / 24,285(総回答数) ※利用者数 13,382人 うちアンケート実施者 10,811人 うちアンケート回答者 8,133人 総回答数 24,285件 うち有用であった旨の評価 23,425件				
	アウトプット指標	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間1万1千1百件以上実施する。		○	訪問支援の件数: 13,331件				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	労災重度被災労働者等が必要な介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、看護師等の専門スタッフによる訪問支援等が適切に行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、労災重度被災労働者等の生命・生活維持に必要な不可欠な支援等を適切に実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アウトカム指標 介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価の目標(90%以上)を、四半期毎にモニタリングする。 アウトプット指標 訪問支援の目標件数(1万1千1百件以上)を、四半期毎にモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
	上記モニタリングの指標を設定できない理由								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	平成24年度と同様。						
25年度目標(アウトカム指標)	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。						
中期的な目標	労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な支援を実施するため、実施方法の見直し等事務・事業の効率化を図る。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、24年度実績を踏まえるとともに、労災重度被災労働者に対し、多岐にわたる支援等を行うことを考慮しつつ、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、90%と設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。						
25年度重点施策との関係							
26年度要求に向けた事業の方向性	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を導入し、競争性を確保しつつ、介護・看護の質を確保するためのより適切な仕様の検討等を行う。						
26年度重点施策との関係							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アウトカム指標 介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価の目標(90%以上)を、四半期毎にモニタリングする。  アウトプット指標 訪問支援の目標件数(11,100件以上)を、四半期毎にモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	平成25年度 第一四半期	平成25年度 第二四半期	平成25年度 第三四半期	平成25年度 第四四半期
				アウトカム指標 97.5%	アウトカム指標 98.5%		
				アウトプット指標 訪問支援実施件数 3,226件	アウトプット指標 訪問支援実施件数 3,464件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由							
その他特記事項							

事業名	休業補償特別援護経費		事業番号 (25年度)	15						
			事業番号 (24年度)	16						
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担当係	業務係						
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	昭和57年度						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	休業待期3日間の休業補償を受けられない者の援護を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の選発性疾病に罹患し、又は疾病の原因となる業務に従事した事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。								
	実施体制	労働者からの申請に基づき、労働基準監督署において支給決定し、都道府県労働局が休業補償3日分に相当する額を支給する。								
21年度予算額 (千円)	567	22年度予算額 (千円)	492	23年度予算額 (千円)	1,917	24年度予算額 (千円)	2,149	25年度予算額 (千円)	2,186	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	981	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,119	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,081	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	1,452	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度 予算執行率(%)	173.0	22年度 予算執行率(%)	430.7	23年度 予算執行率(%)	108.6	24年度 予算執行率(%)	67.6			
事業/制度の必要性	この事業は、業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の選発性疾病に罹患し、又は事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。									
24年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	24年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は、98.4%であった。 (申請件数:64件、1か月以内に決定した件数:63件)				
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウトプット指標	○	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに準じた適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	左記指標についての事業実績等			平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
		—			—	—	—	—		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。 (ただし、予算額については適正な基準に見直し)							

25年度事業概要	平成24年度と同様。						
25年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度等の標準処理期間に準じ、1か月以内での決定を目標として設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。						
その他特記事項	-						



事業名	長期家族介護者に対する援護経費							事業番号 (25年度)	16	
								事業番号 (24年度)	17	
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担 当 係	企画調整係	
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成7年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給している。								
	対象 (誰/何を対象に)	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局、労働基準監督署								
21年度予算額 (千円)	12,000	22年度予算額 (千円)	24,000	23年度予算額 (千円)	49,000	24年度予算額 (千円)	51,000	25年度予算額 (千円)	29,000	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	36,000	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27,000	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	26,000	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	29,000	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度 予算執行率(%)	300.0	22年度 予算執行率(%)	112.5	23年度 予算執行率(%)	53.1	24年度 予算執行率(%)	56.9			
事業/制度の必要性	重度被災労働者の遺族の生活を援護するために社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
24年度目標	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。			24年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は83%であった。 (申請件数:30件、1か月以内に決定した件数:25件)		
	アウトプット指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。				アウトプット指標	○	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	申請から支給決定まで迅速・適正に処理したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き迅速・適正な処理を実現するため、疑義が生じた場合には速やかに本省時確認するとともに、本省では都道府県労働局からの疑義照会に速やかに答える。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。 (ただし、予算額については適正な基準に見直し)						

25年度事業概要	平成24年度と同様							
25年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。							
中期的な目標	—							
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「長期家族介護探護金」については、遺族から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にならないが、それに代わり請求から支給に至るまでの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定した。							
25年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。							
25年度重点施策との関係	—							
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き迅速・適切に実施する。							
26年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期	
				—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。							
その他特記事項	—							

事業名	労災特別介護施設設置費		事業番号 (25年度)	17					
			事業番号 (24年度)	18					
事業の別	被災労働者等援護事業 (補償法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担当係	年金福祉第一係					
実施主体	国土交通省		事業開始年度	平成元年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先) 実施主体: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先) <input checked="" type="checkbox"/> その他(国土交通省に支出委任)								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労災特別介護施設は、高齢化の進展等により在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者のための介護施設として、平成4年より順次開所され、現在、全国で8か所設置されているが、開所以来12年から20年経過し、各施設において経年劣化が進行している。 こうした施設の不備をそのまま放置することは、入居者の生命・生活を脅かしかねず、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題であることから、施設の入居者の安全な生活環境の整備及び円滑な運営を図るため、施設の特別修繕を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	特別修繕が必要な労災特別介護施設(北海道、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛、熊本)の計8施設。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	高齢労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の修繕。							
	実施体制	労災特別介護施設の特別修繕は、国土交通省に支出委任している。							
21年度予算額 (千円)	159,129	22年度予算額 (千円)	152,129	23年度予算額 (千円)	442,720	24年度予算額 (千円)	88,747	25年度予算額 (千円)	84,113
うち行政経費	159,129	うち行政経費	152,129	うち行政経費	442,720	うち行政経費	88,747	うち行政経費	84,113
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予算額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附随して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害又は通勤による災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。 また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいことや、褥瘡、原腸障害等の併発疾病を発生しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること、また、被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、看護師等による専門的な支援が必要である。 そのため、労働災害により被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨、労働災害の特殊性に鑑み、社会復帰促進等事業として、労災特別介護施設を設置・運営し、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しているものであり、今後も労災特別介護施設を運営するに当たっては、経年劣化に対応するための施設の特別修繕が必要となる。								
24年度目標	アウトカム指標	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労災特別介護施設(ケアプラザ)の円滑な運営を図る。	24年度実績	アウトカム指標	○	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備を行った。			
	アウトプット指標	労災特別介護施設のナースコール更新工事(北海道施設、広島施設)及び昇降機更新工事(広島施設)に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を実施する。	24年度実績	アウトプット指標	○	予算の範囲内で一般競争入札により適切に業者を選定し、工事を実施した。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	国土交通省との連絡を密にし、随時、工事の進捗状況を把握したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	入居者の生命・健康の確保に必要な施設・設備の修繕を引き続き実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施しており、四半期ごとの効果測定を行うことにはなじまないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労災特別介護施設(ケアプラザ)の円滑な運営を図る。						
中期的な目標	経年劣化が進む労災特別介護施設の特別修繕を計画的に実施する。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	施設整備費であり、利用者の満足度等の測定にはなじまないが、高齢労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するために、その前提として、施設設置者である国は、入居者の生命、身体等に重大な影響を及ぼさぬよう適切な施設・設備環境を整備する必要があることから、特に緊急性の高い施設・設備の修繕を優先的に実施することを目標として設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	労災特別介護施設の中央監視装置及び自動制御設備改修工事(熊本施設)並びに外壁改修工事(愛知施設)に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を実施する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	各施設で特別修繕が必要な箇所を精査した上で、施設運営を適切にできるよう計画的な予算要求を行う。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施しており、四半期ごとの効果測定を行うことにはなじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	労災特別介護支援経費		事業番号 (25年度)	18					
			事業番号 (24年度)	19					
事業の別	被災労働者等支援事業 (補償法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担当	年金福祉第一係					
実施主体	一般財団法人労災サポートセンター		事業開始年度	平成元年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 一般財団法人労災サポートセンター) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働災害により被災したじん肺やせき腫瘍患者等の労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する重症被災労働者で、在宅での介護が困難な者(原則として60歳以上)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、高齢労災重症被災労働者の生命・生活維持に必要な介護を図ることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働災害により被災したじん肺やせき腫瘍患者等の労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する重症被災労働者で、在宅での介護が困難な者(原則として60歳以上)。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	高齢労災重症被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するための施設運営							
	実施体制	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)で、在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重症被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する。また、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。							
21年度予算額 (千円)	2,524,534	22年度予算額 (千円)	2,269,423	23年度予算額 (千円)	2,115,887	24年度予算額 (千円)	1,959,195	25年度予算額 (千円)	1,826,572
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,482,273	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,269,416	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,112,125	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) ※予算額	1,959,170	※予算執行率の行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	98.3	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	99.8	24年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の保護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害又は通勤による災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。また、労働災害の重症被災労働者は、じん肺、せき腫瘍患者等による者が多く、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいことや、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発生しやすいことなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられ、さらに、被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、看護師等による専門的な支援が必要である。そのため、労働災害により被災した損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨、労働災害の特殊性に鑑み、社会復帰促進等事業として労災特別介護施設を設置・運営し、高齢労災重症被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供している。								
24年度目標	アウトカム指標	この事業に対する入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。		24年度実績	○	有用であった旨の評価 95.0% ※ 13,931(有用の評価)/14,658(総回答数) アンケート回答者 535人 総回答数 14,658件 うち有用であった旨の評価 13,931件			
	アウトプット指標	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%以上を維持する。			○	入居者数(年平均)720名 入居率 90%			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	高齢労災重症被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、労災傷病による傷病・障害の特性に応じた心身両面にわたる適切で専門的な介護を、安定的に実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	入居率の達成目標(90%以上)に関して、その達成の状況を四半期ごとにモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				89.8% 平均718人	89.5% 平均716人	90.1% 平均721人	90.4% 平均723人		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。						
中期的な目標	高齢労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を実施するため、事務・事業の効率化を図る。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	受益者である入居者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、24年度実績を踏まえるとともに、施設の入居者から年1回、定期的に調査を行うことにより、事業の有用性について、一定の高い水準を担保することを意図して、90%と設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を導入し、競争性を確保しつつ、介護・看護の質を担保するためのより適切な仕様の検討等を行う。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	入居率の達成目標(90%以上)に関して、その達成の状況を四半期ごとにモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				91.5%	90.6%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費		事業番号 (25年度)	19					
			事業番号 (24年度)	21					
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担当係	福祉係					
実施主体	(財)労災保険情報センター(24年度交付先)		事業開始年度	平成元年					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である労災指定医療機関制度の維持、充実に資するため。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所(労災指定医療機関)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労災指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助。							
	実施体制	(公財)労災保険情報センターと貸付契約を締結している労災指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。							
21年度予算額 (千円)	5,541,774	22年度予算額 (千円)	3,322,040	23年度予算額 (千円)	4,095,241	24年度予算額 (千円)	2,921,686	25年度予算額 (千円)	2,900,811
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	5,541,774	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,322,040	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	4,095,241	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	2,921,686	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0	24年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性	労災認定が行われるまでの間、労災指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災指定医療機関を確保・維持することで、被災労働者の保護を図るものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	労災指定医療機関数を前年度より増加させる。 (平成23年9月末現在 39,412機関)		24年度実績	○	労災保険指定医療機関数、39,965機関(平成24年10月1日現在)			
	アウトプット指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。		アウトプット指標	○	受け付けた貸付け請求で当月末までに支払われた件数、100%			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	適切な事務処理が行われ、貸付請求が請求月末に100%支払われ、また、そのことが労災保険指定医療機関の経済的負担を軽減させ、労災保険指定医療機関制度に対する信頼性の維持につながったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	毎月10日までにあった請求件数に対して、当月末までに支払った件数の割合。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成24年10月1日現在 39,965機関)						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	被災労働者が一時的にせよ経済的な負担を被ることのないよう、労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付が行える労災保険指定医療機関制度を拡大する必要があるため。						
25年度目標(アウトプット指標)	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	(公財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災保険指定医療機関制度の維持及び充実に努める。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	毎月10日までにあった請求件数に対して、当月末までに支払った件数の割合。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				100%	100%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						



事業名	労災援護金等経費		事業番号 (25年度)	20					
			事業番号 (24年度)	22					
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担当係	福祉係					
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	平成16年					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため。							
	対象 (誰/何を対象に)	打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局で、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。							
21年度予算額 (千円)	17,479	22年度予算額 (千円)	17,508	23年度予算額 (千円)	16,316	24年度予算額 (千円)	10,011	25年度予算額 (千円)	12,259
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,886	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,412	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	12,175	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予算額	11,629	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	90.9	22年度 予算執行率(%)	42.3	23年度 予算執行率(%)	74.6	24年度 予算執行率(%)	116.2		
事業/制度の必要性	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者に対して、療養に要した費用等を支給することで、被災労働者の援護を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。								
24年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	24年度実績	アウトカム指標	○	申請から1か月以内に決定した割合は、100%であった。 (申請件数:47件、1か月以内に決定した件数:47件)			
	アウトプット指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		アウトプット指標	○	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに準じた適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。						

25年度事業概要	平成24年度と同様											
25年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。											
中期的な目標	-											
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度等の標準処理期間に準じ、1か月以内での決定を目標として設定した。											
25年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。											
25年度重点施策との関係	-											
25年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。											
26年度重点施策との関係	-											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年度第一四半期</th> <th>平成25年度第二四半期</th> <th>平成25年度第三四半期</th> <th>平成25年度第四四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期	-	-	-	-
平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期									
-	-	-	-									
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。											
その他特記事項	-											

事業名	石綿関連疾病診断技術研修事業		事業番号 (25年度)	21					
			事業番号 (24年度)	23					
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担 当 係	職業病認定対策室職業病認定業務第二係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構(24年度委託先)		事業開始年度	平成18年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:未定) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他(								
事業/制度概要	目的 (何のため)	石綿関連疾患の診断や石綿ばく露所見の判定についてはその判断が困難な場合が多く、診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え石綿ばく露等についても知識が必要であることから、石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災認定に不可欠な医学的所見に関する診断・計測技術の向上を図ることを目的として医療関係者に対し石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露所見の読影・検査方法や労災補償上の取扱い等について研修を委託して実施し、もって被災労働者の迅速・適正な救済を行うため。							
	対象 (誰/何を対象に)	呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医等の医療関係者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	土記医療関係者に対し、受託者が以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿に関する一般的知識、職種におけるばく露について</li> <li>・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について</li> <li>・石綿小体計測実習について</li> <li>・労災補償制度について</li> </ul>							
	実施体制	受託者は、研修プログラム検討委員会を設置し研修プログラムの作成等を行った上で、全国複数の地域で研修を実施する。							
21年度予算額 (千円)	35,211	22年度予算額 (千円)	23,092	23年度予算額 (千円)	22,798	24年度予算額 (千円)	22,301	25年度予算額 (千円)	21,544
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	32,698	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	19,124	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	21,802	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	18,268	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	92.9	22年度 予算執行率(%)	82.8	23年度 予算執行率(%)	95.6	24年度 予算執行率(%)	81.9		
事業/制度の必要性	石綿関連疾患の診断や石綿ばく露所見の判定についてはその判断が困難な場合が多く、診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療関係者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災認定に不可欠な医学的所見に関する診断・計測技術の向上を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿に関する一般的知識、職種におけるばく露について</li> <li>・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について</li> <li>・石綿小体計測実習について</li> <li>・労災補償制度について</li> </ul>								
24年度目標	アウトカム指標	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者700人、有意義であった旨の回答560人)	24年度実績	アウトカム指標	○ 受講者からの「有意義であった」旨の回答率83.4% (受講者718人、アンケート実施441人、有意義であった旨の回答368人)				
	アウトプット指標	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。		アウトプット指標	○ 計27回、延べ718人を対象に研修を実施				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	受託者が石綿関連疾患の診断に係る指導的人材及び効果的な研修資料の確保を行い、それらを活用することができたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	アンケート結果及び24年度実績を踏まえて研修プログラムの見直しを行い、より多くの受講者を確保し、より良いアンケート結果を得られるよう改善を図る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	この事業は研修を実施するものであるが、毎四半期コンスタントに行うものではないため、モニタリング評価に馴染まない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。						
中期的な目標	研修後のアンケート結果や受講者数等を踏まえて研修プログラムの見直しを図りながら、事業を継続実施し、石綿関連疾患に係る全国的な診断体制を確立する。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	平成25年度も引き続き医療従事者に対する石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図ることが重要であるため、前年度と同様の規模で事業を継続実施し、少なくとも前年度と同水準の成果を得るよう努力する。						
25年度目標(アウトプット指標)	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	この事業は研修を実施するものであるが、毎四半期コンスタントに行うものではないため、モニタリング評価に馴染まない。						
その他特記事項	-						

事業名	業務上疾病に関する医学的知見の収集 (平成24年度限りで廃止)		事業番号 (25年度)	22					
			事業番号 (24年度)	24					
事業の別	被災労働者等保護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)		担当係	職業病認定対策室職業病認定業務第一係					
実施主体	(株)三菱総合研究所(24年度委託先)		事業開始年度	平成21年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労災請求事業の業務上外の判断や、認定基準等の策定・改正の検討に当たっては、最新の医学的知見を踏まえ、疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、国内外の医学文献を収集することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	総合評価落札方式で選定した業者に委託することにより、業務上疾病に関する医学的知見を収集する。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)対象疾病に関する国内外の医学文献を収集する。 (2)医学専門家による医学文献検討委員会を組織し、収集した文献のレビューを行う。 (3)上記(2)のレビュー結果を報告書としてとりまとめる。							
	実施体制	委託先業者に対象疾病に関する豊富な知識・研究実績を有する5名以上の医学専門家で構成する医学文献検討委員会を設置							
21年度予算額 (千円)	15,743	22年度予算額 (千円)	15,567	23年度予算額 (千円)	15,507	24年度予算額 (千円)	15,783	25年度予算額 (千円)	—
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	14,449	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,631	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	12,175	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	15,750	※予算執行中は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	92	22年度 予算執行率(%)	43	23年度 予算執行率(%)	79.0	24年度 予算執行率(%)	99.8		
事業/制度の必要性	労災請求事業の業務上外の判断や、認定基準等の策定・改正の検討に当たっては、最新の医学的知見を収集し、疾病の発生と業務との関連を明らかにすることが不可欠である。このため、本事業は、対象とする疾病を年度ごとに選定し、継続して実施している。								
24年度目標	アウトカム指標	有用な医学的知見を収集し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。		24年度実績	○	放射線被ばくによる疾病に関する医学的知見を適切に収集し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得ることができた。			
	アウトプット指標	収集文献数 1,200文献		24年度実績	○	—			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	放射線被ばくによる疾病の発症に関する医学文献1,322文献を把握した。このうち、約200文献は国会図書館や放射線関係の専門文献を扱う図書館(独)日本原子力研究開発機構図書館等に所蔵されていなかった。また、約440文献は放射線被ばくと疾病の発症に関連する文献であるものの、文献要約を確認したところ主たる内容が放射線治療等収集目的と異なるものであった。その結果、613文献を収集し、収集文献数は目標に至らなかったものの、現時点で事業の目的に合致する医学文献は大半が収集され、有用な報告書が取りまとめられた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度限りで事業廃止(予算科目の見直しに伴い、(項)業務取扱費へ相替。)								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	
					—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	この事業は、契約期間内に医学文献を収集し、報告書を作成するものであり、四半期単位でのモニタリング評価に馴染まないため。								
評価	B		平成24年度限りで廃止						

25年度事業概要	—						
25年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
25年度目標(アウトプット指標)	—						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	—						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	石綿確定診断等事業		事業番号 (25年度)	23		事業番号 (24年度)	25		
			担当係	職業病認定対策室職業病認定業務第二係		事業開始年度	平成21年度		
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)								
実施主体	(独)労働者健康福祉機構(24年度委託先)								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(独)労働者健康福祉機構) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他( )		実施主体: ( )						
事業/制度概要	目的 (何のため)	石綿関連疾患の労災認定に不可欠な、石綿関連疾患であることの確定診断や医学的所見の有無の確認等について、高度な専門知識と豊富な経験を有する複数の専門家や必要な計測機器等を確保できる機関等に委託し医学的所見を得ることで、迅速・適正な労災認定を行い、被災労働者の援護を図るため。							
	対象 (誰/何を対象に)	受託者が、労働基準監督署等からの依頼等に基づき石綿関連疾患に関する複数の専門家による確定診断委員会を開催し、医学的資料を基に確定診断等を実施。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	受託者は、労働基準監督署等からの依頼等に基づき、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」において以下の診断等を実施する。 ・石綿関連疾患についての確定診断 ・石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・石綿小体及び石綿繊維計測							
	実施体制	受託者が石綿関連疾患に係る高度な専門知識と豊富な経験を有する複数の医学専門家による確定診断委員会を設置							
21年度予算額(千円)	25,316	22年度予算額(千円)	25,316	23年度予算額(千円)	17,685	24年度予算額(千円)	17,423	25年度予算額(千円)	16,056
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-
21年度決算額※行政経費を除く(千円)	8,996	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	13,005	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	9,559	24年度決算額※行政経費を除く(千円)※予定額	9,625	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	35.5	22年度予算執行率(%)	51.4	23年度予算執行率(%)	54.1	24年度予算執行率(%)	55.2		
事業/制度の必要性	石綿関連疾患の労災保険請求等について迅速・適正な給付等を行うため、石綿による疾患であるか医学的に判断が困難な事案について、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」で以下の診断等を実施し、医学的所見を得る必要がある。 ・石綿関連疾患についての確定診断 ・石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・石綿小体及び石綿繊維計測								
24年度目標	アウトカム指標	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたものの全てについて確定診断等を実施する。			24年度実績	○	労働基準監督署から依頼があった事案については全て、確定診断委員会にて疾患を確定した。		
	アウトプット指標	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署へ回答する。			24年度実績	○	確定診断委員会を11回開催し、労働基準監督署から依頼があった事案については全て、確定診断を実施した。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	受託者が、石綿関連疾患の適切な確定診断等を行うための人材を確保、活用できたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、高い専門能力を有する受託者の選定に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	確定診断等の依頼を受けている事案の件数に対し、確定診断等を行い完結処理を行った件数の割合			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
						165.2%	97.5%	92.5%	86.0%
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。(ただし、予算額については適正な基準に見直し)					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	労働基準監督署等から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたものの全てについて、確定診断等を実施する。						
中期的な目標	確定診断等の依頼を受けた全ての事案について確実に疾患の確定等を行うため、豊富な症例経験と検査体制が確立した機関等に委託し、効率的・効果的な実施に努める。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	この事業は、労働基準監督署等からの依頼を受けて実施するものであり、的確な確定診断等を行い意見書を作成することが重要であるため。						
25年度目標(アウトプット指標)	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署等へ回答する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	確定診断等の依頼を受けている事案の件数に対し、確定診断等を行い完結処理を行った件数の割合。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				91.2%	92.2%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						



事業名		労働安全衛生等事務費						事業番号 (25年度)	24
								事業番号 (24年度)	26
事業の別		安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法第29条第1項第3号)						担当係	管理係
実施主体		厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署						事業開始年度	
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	労働者の安全衛生を確保するためには適切な労働安全衛生対策を推進する必要がある、このために監督指導等を実施するにあたって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を購入するものである。(事務費) 適切に労働安全衛生対策を推進するため、必要な消耗品等を購入することにより、労働者の安全及び衛生の確保を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	安全衛生業務に従事する職員							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	職員が適切に労働安全衛生対策を推進するために、書籍やコピー用紙等必要な消耗品等を購入する。							
	実施体制	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署							
21年度予算額 (千円)	451,969	22年度予算額 (千円)	460,079	23年度予算額 (千円)	301,119	24年度予算額 (千円)	228,616	25年度予算額 (千円)	217,730
うち行政経費	451,969	うち行政経費	460,079	うち行政経費	301,119	うち行政経費	228,616	うち行政経費	217,730
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性		必要な消耗品等を購入することにより、適切に労働安全衛生対策を推進し、労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な経費である。							
24年度目標	アウトカム指標	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、節約を図った前年度の執行額を踏まえた予算要求を行う。		24年度実績	アウトカム指標	○	要求内容の見直しを行い、▲4.8%の予算額削減を行った。		
	アウトプット指標	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。			アウトプット指標	○	両面印刷の徹底やカラー印刷を必要最小限に留める等のコスト削減策に取り組んだ。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)		経費の節約に努めるとともに、執行実績を踏まえた予算要求を行ったため。							
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題		引き続き事業の適正な運営管理に努める。							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
		—				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由		年間を通じての購入計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。							
評価	A			目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、経費の節約を図り、前年度の執行額を踏まえた予算要求を行う。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	消耗品等の購入経費であるため、「アウトカム指標」の設定は馴染まないものであるが、消耗品等を効率的に使用することにより、コスト削減を図り、これを予算に反映させることを指標とした。						
25年度目標(アウトプット指標)	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	執行状況を精査の上、継続して要求する。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての購入計画であるため、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。						
その他特記事項	—						

事業名	安全衛生関係等調査研究費 (平成24年度限りで事業廃止)						事業番号 (25年度)	25	
							事業番号 (24年度)	27	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労災保険法第29条第1項第3号)						担当係	企画・法規係	
実施主体	株式会社インテージリサーチ						事業開始年度	平成22年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社インテージリサーチ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	業務委託契約や請負契約に基づいて自営業者として就業する請負自営業者が、勤務実態は労働者と類似しているにもかかわらず、契約上は委託契約や請負契約であることを理由に、労働基準関係法令の適用を受けず、安全管理等の面で保護に欠けるおそれがあることが懸念される。このため、請負自営業者の契約内容や就労実態について調査し、労働者性に関する実態等を把握する。							
	対象 (誰/何を対象に)	雇用類似の関係にある請負自営業者を活用する事業場及び請負自営業者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態を把握するため、アンケート調査・ヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめる。							
	実施体制	民間調査機関で実施。							
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	12,912	23年度予算額 (千円)	8,048	24年度予算額 (千円)	8,052	25年度予算額 (千円)	—
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10500	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,814	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	6,490	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	81.3	23年度 予算執行率(%)	84.7	24年度 予算執行率(%)	80.6		
事業/制度の必要性	業務委託契約や請負契約に基づいて就業する請負自営業者について、労働者として保護すべきである者にもかかわらず、労働基準法や労働安全衛生法等、労働基準関係法令が適用されていない場合、安全衛生をはじめ保護に欠けるおそれがあり、その契約内容や就労実態について把握する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態を把握する。	24年度実績	アウトカム指標	○	「情報処理技術」及び「講師・インストラクター」の職種に対し、契約内容や就労実態を調査し、報告書として取りまとめた。			
	アウトプット指標	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態について実態を把握し、調査結果を報告書として取りまとめる。 ・アンケート調査 5,000事業場(予定) ・ヒアリング調査 30事業場(予定)		アウトプット指標	○	5,800の事業場等にアンケート調査、32の事業場等にヒアリング調査を行い、契約内容や就労実態について報告書を取りまとめた。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	求人サイト等から調査対象を抽出するなど、幅広く調査対象となる事業場の情報を収集したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度をもって事業廃止となる。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本調査研究は一年度単位で行うものであり、成果物(報告書)についても一年の調査研究のとりまとめとして作成するものであるため、四半期単位で定量的なモニタリング指標を設定することはなじまない。								
評価	A			平成24年度限りで事業廃止					

25年度事業概要	—						
25年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
25年度目標(アウトプット指標)	—						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	—						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (危険性・有害性等の調査等普及促進事業)		事業番号 (25年度)	26-1					
			事業番号 (24年度)	28-1					
事業の別	安全衛生確保等事業 (福祉法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担 当 係	物流・サービス 産業・マネジメント班					
実施主体	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会		事業開始年度	平成19年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	多様化する事業場内の危険性・有害性の要因に対応して労働災害の防止を図るためには、職場での労働災害発生リスクを事前に摘み取ることが必要であることから、事業場での「危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)」の実施促進を図るための事業を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:一般競争入札 事業内容:全国の中小零細規模事業場集団を対象としたリスクアセスメント研修事業							
	実施体制	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会に委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	241,342	22年度予算額 (千円)	93,794	23年度予算額 (千円)	81,457	24年度予算額 (千円)	86,968	25年度予算額 (千円)	60,572
うち行政経費	7,035	うち行政経費	7,050	うち行政経費	7,025	うち行政経費	7,396	うち行政経費	7,420
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	149,193	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	86,605	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	69,825	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予算額	31,360	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	63.7	22年度 予算執行率(%)	99.8	23年度 予算執行率(%)	93.8	24年度 予算執行率(%)	38.4		
事業/制度の必要性	第12次労働災害防止計画(平成25年度からの5カ年計画)で、期間中の目標として中小規模事業場へのリスクアセスメントの導入を促進することとされており、現状の中小規模事業場(労働者数80人未満)のリスクアセスメント実施率(労働者数30~49人:36.5%、労働者数10~29人:29.7%)を踏まえると引き続き事業を実施する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	研修会の参加者について、今後リスクアセスメントに継続的に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。	24年度実績	○	①座学研修:96.7% (有益であったと回答した参加者(1,507人)/研修会参加者のうちアンケートに回答した参加者(1,558人)) ②実践研修:98.0% (有益であったと回答した参加者(1,319人)/研修会参加者のうちアンケートに回答した参加者(1,346人))				
	アウトプット指標	リスクアセスメントに係る研修会を開催し、2,000名以上を参加させる。		○	①座学研修1,658名、②実践研修1,447名の延べ3,105名が参加				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	(アウトカム指標) 研修で使用使用するテキストについて、リスクアセスメント実施のノウハウをより分かりやすく伝達できるように前年度の委託成果物の内容をもとに役立つよう作成したことにより、事業者の理解をより一層深めることができたため。 (アウトプット指標) 行政と委託先との十分な連携のもと、委託先が研修対象事業場集団との十分な調整を図ったことに加え、委託先が独自に研修対象事業場集団を開拓した結果、最大限の集客を図ることができたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適正な運営に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであるため、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修実施時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。 (ただし、予算額については適正な基準に見直し)						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	研修会の参加者について、今後リスクアセスメントに継続的に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。						
中期的な目標	第12次労働災害防止計画に基づき、中小規模事業場へのリスクアセスメントの導入を促進するため、実施率を着実に向上させる。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	【アウトカム指標】 24年度に引き続き25年度も費用対効果も踏まえ、研修(集団指導)形式で実施することとしたところであるが、その効果は「今後リスクアセスメントに継続的に取り組む上で有益であった旨の評価」を得ることとし、目標値は他の研修実施事業を参考として、80%とした。 【アウトプット指標】 24年度のアウトプット指標は2,000名以上としていたが、仕様書において、研修を実施する事業場集団数を24年度に90集団だったところを25年度は60集団にしたことを踏まえ、アウトプットの数値を1,500名以上とした。						
25年度目標(アウトプット指標)	リスクアセスメントに係る研修会を開催し、1,500名以上を参加させる。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	26年度も継続して要求するが、運営の更なる効率化に努める						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであるため、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修が特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。						
その他特記事項	平成25年度より「安全から元気を起こす戦略の推進経費」から「中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業」に事業名変更。						

事業名	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (安全プロジェクト推進事業)						事業番号 (25年度)	26-2	
							事業番号 (24年度)	28-2	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務係	
実施主体	富士通株式会社						事業開始年度	平成24年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:富士通株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	企業は、労働安全衛生関係法令の遵守や民事上の安全配慮義務を果たす必要があるが、景気や企業競争のしわ寄せによって安全軽視につながる事がなく、社会全体がステークホルダーとなって、企業の安全への取組を注視するとともに、安全への取組に意欲のある企業が評価される環境を整備する。							
	対象 (誰/何を対象に)	民間企業							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:一般競争入札 事業内容: ① 賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(「あんぜんプロジェクト」)の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営する「あんぜんプロジェクト」のホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋げるとともに、一階の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び自社の労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。 ② プロジェクトの活動として、プロジェクトメンバーが実践している創意工夫された安全活動や自社の安全教育設備を外部に開放するなど地域の企業への協力をを行っている事例を紹介し、中小企業での安全活動を支援する。							
	実施体制	富士通株式会社に委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	—	24年度予算額 (千円)	22,487	25年度予算額 (千円)	40,436
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	0	うち行政経費	0
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予算額	42,714	※1: 予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	189.9%		
事業/制度の必要性	企業の安全への取組を注視するとともに、安全への取組に意欲のある企業が評価される環境を整備することで、社会問題になりつつある、景気や厳しい企業競争のしわ寄せが企業あるいはその取引先での安全の軽視につながって労働災害を誘発するという事態を防止するとともに、現場の安全力の維持・向上を図っていく必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	①ホームページのアクセス数を1,100万件以上確保する。 ②安全衛生需要等調査を実施し、事業者等から「調査が有用であった」旨の評価を80%以上確保する。			24年度実績	○	①アクセス件数:1,266万9,189件 ②87.8%の事業者等から調査が有用であった旨の回答		
	アウトプット指標	「安全プロジェクト」ホームページ上での安全活動に関するコンクールの応募事例の掲載を300件以上とする。			アウトプット指標	○	掲載数:307件		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	【アウトカム指標】 ホームページの認知度が高まりつつあることにより、アクセス数を伸ばせたと考えられる。また、昨年度の要望を踏まえ、イラストを交えた災害事例やデータベースを充実させたことで、好結果につながったものと考えられる。 【アウトプット指標】 各労働局を通じて、積極的な周知に努め、各事業場に協力依頼を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、あんぜんプロジェクト及びコンクールの周知・広報を実施するとともに、安全衛生需要等調査で得られた評価内容を踏まえ、幅広い業種の事業場の参加を促す。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ホームページのアクセス数1,100万件以上			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
						309万8,246件	308万5,414件	329万1,577件	319万3,952件
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	①ホームページのアクセス件数を1,100万件以上を確保する。 ②安全衛生需要等調査を実施し、事業者等から「調査が有用であった」旨の評価を80%以上確保する。						
中期的な目標	ホームページのアクセス件数を着実に増加させ、労働災害防止の情報を普及する。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	【アウトカム指標】 ①事業の周知と広報の効果を検証するためホームページのアクセス数を目標に設定した。 ②国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するため有用度80%以上を目標に設定した。 【アウトプット指標】 昨年度の要望を踏まえ、イラストを交えた災害事例やデータベースを充実させて、アクセス件数や有用であった旨の評価を目標以上に確保するため、目標を設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	要望のあった、災害事例を中心に30件程度掲載する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	アンケートの結果等を基に、費用対効果に留意しつつも、より一層コンテンツの充実を図るべく要求を行う。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ホームページのアクセス数1,100万件以上	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				381万794件	361万7,772件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	平成25年度より「安全から元気を起こす戦略の推進経費」から「中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業」に事業名変更。						



事業名	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (災害事例の労働災害防止活動への活用促進事業)						事業番号 (25年度)	26-3	
							事業番号 (24年度)	28-3	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務係	
実施主体	アーンスト・アンドアドバイザー株式会社、富士通株式会社						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:アーンスト・アンドアドバイザー株式会社、富士通株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	安全衛生活動に必要な情報の提供等を行うため							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者(とくに中小規模)及び労働者							
	事務/事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:一般競争入札 事業内容:インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。							
	実施体制	アーンスト・アンドアドバイザー株式会社、富士通株式会社に委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	428,976	22年度予算額 (千円)	339,894	23年度予算額 (千円)	75,366	24年度予算額 (千円)	51,712	25年度予算額 (千円)	12,186
うち行政経費	2,146	うち行政経費	2,147	うち行政経費	0	うち行政経費	0	うち行政経費	0
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	476,765	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	375,290	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	48,189	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	51,712	※1.予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	111.7	22年度 予算執行率(%)	111.1	23年度 予算執行率(%)	63.9	24年度 予算執行率(%)	100.0%		
事業/制度の必要性	各事業場の状況に応じた安全衛生対策の策定・実施、労働者への教育の徹底のための情報等を国が提供することで、労働災害の防止を目指す。								
24年度目標	アウトカム指標	ホームページへのアクセス数を1,100万件以上とする。			24年度実績	アウトカム指標	○	アクセス件数:1,266万9,189件	
	アウトプット指標	各種労働災害データベースの作成(500件)			24年度実績	アウトプット指標	○	574件の労働災害防止事例を紹介するデータベースを作成した。	
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	【アウトカム指標】 ホームページの認知度が高まりつつあること、閲覧者から様々な要望をいただいていることが、アクセス数を伸ばせたと考えられる。 【アウトプット指標】 委託事業の適切な進捗管理。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、ホームページの周知・広報を実施する。また、労働災害の増加している業種の災害事例を掲載するなど、安全衛生活動に必要な情報を提供していく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①ホームページへのアクセス件数(1,100万件) ②各種労働災害データベースの作成(500件)			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
						①309万8,246件 ②3件	①308万5,414件 ②283件	①329万1,577件 ②4件	①319万3,952件 ②284件
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	A			目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	各種労働災害データベースを掲載したホームページへのアクセス件数を1,100万件以上とする。						
中期的な目標	ホームページのアクセス件数を着実に増加させ、労働災害防止のための情報の普及を図る。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	事業の周知と広報の効果を検証するため、ホームページのアクセス件数を目標に設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	各種労働災害データベースの作成(500件)						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	アンケートの結果等を踏まえ、費用対効果に留意しつつも、より一層コンテンツの充実を図るべく要求を行う。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①ホームページのアクセス件数(1,100万件) ②各種労働災害データベースの作成(500件)	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期 ①381万794件 ②-	平成25年度第二四半期 ①381万7,772件 ②12件	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	平成25年度より「安全から元気を起こす戦略の推進経費」から「中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業」に事業名変更。						

事業名	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (次代の安全の中核を担う人材育成事業)						事業番号 (25年度)	25-4	
							事業番号 (24年度)	25-4	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務・物流・サービス産業・マネジメント班	
実施主体	株式会社労働調査会						事業開始年度	平成24年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社労働調査会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他( )						実施主体:	( )	
事業/制度概要	目的 (何のための)	企業の若い世代は自らの努力で安全を実現するという意識が低下してきているのではないかといった懸念が指摘されていることから、次代の安全の中核を担う人材の育成が急務となっている。このため、安全衛生に係る人材育成等に資する好事例の作成、職長向けメールマガジンの配信によって、人材育成のための各種支援策を展開することで、職長や次代の安全の中核を担う若者労働者等の人材育成を推進する。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:一般競争入札 事業内容:安全衛生に係る人材育成等に資する好事例の作成、職長向けメールマガジンの配信							
	実施体制	株式会社労働調査会に委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	-	22年度予算額 (千円)	-	23年度予算額 (千円)	-	24年度予算額 (千円)	12,211	25年度予算額 (千円)	-
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	0	うち行政経費	-
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	10,069	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	-	22年度 予算執行率(%)	-	23年度 予算執行率(%)	-	24年度 予算執行率(%)	82.5%		
事業/制度の必要性	各事業場の状況に応じた安全衛生対策の策定・実施、労働者への教育の徹底のための、情報等を国が提供することで、労働災害の防止を目指す。								
24年度目標	アウトカム指標	メールマガジンの総配信件数:50,000件以上			アウトカム指標	○			
	アウトプット指標	好事例集作成に際し、安全衛生に係る人材育成等についてのヒアリング調査を行った事業場数:50事業場			アウトプット指標	○	50事業場にヒアリングを実施し、好事例集を作成した。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	【アウトカム指標】 事業の開始が9月と大幅に遅れ、結果として、メールマガジン登録者数が予定者数を下回ったため。 【アウトプット指標】 ヒアリング対象事業場の選定から事業場の承諾まで速やかに実施でき、その進捗を管理することができたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度限りで事業廃止。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メールマガジンの総配信件数50,000件以上			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
						-	1,957件	9,785件	27,398件
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	C			平成24年度限りで事業廃止					

25年度事業概要	—						
25年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
25年度目標(アウトプット指標)	—						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	—						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	中小零細規模事業集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (化学物質の危険有害性情報の伝達の促進) 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (25年度)	26-5		
							事業番号 (24年度)	28-5		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担 当 係	化学安全班		
実施主体	中央労働災害防止協会、株式会社インターリスク総研						事業開始年度	平成23年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 中央労働災害防止協会、インターリスク総研) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/ 制度 概要	目的 (何のため)	化学物質の自主的管理を促進することで、化学物質による労働災害を防止する。								
	対象 (誰/何を 対象に)	化学物質を取り扱う事業場								
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の自主的管理を促進する必要がある、化学物質の危険有害情報の提供等の支援を行う必要がある。								
	実施 体制	一般競争を経て選定された委託先(中央労働災害防止協会、インターリスク総研)が事業を実施。								
21年度予算額 (千円)	699,756	22年度予算額 (千円)	402,392	23年度予算額 (千円)	100,259	24年度予算額 (千円)	62,049	25年度予算額 (千円)	55,250	
うち行政経費	7,916	うち行政経費	8,331	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	675,290	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	376,489	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	90,580	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	59,674	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度 予算執行率(%)	97.6	22年度 予算執行率(%)	95.5	23年度 予算執行率(%)	90.3	24年度 予算執行率(%)	96.2			
事業/制度の必 要性	化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の自主的管理を促進する必要がある、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う必要がある。									
24年 度目 標	アウトカム 指標	モデルMSDS関係のホームページアクセス数を 前年度で2割以上増加させる。			24年 度実 績	アウト カム 指標	○	モデルSDS関係のホームページアクセス数は、平成23年度に 約119万件であったところ、平成24年度は約170万件となり、約4 割増加した。		
	アウトプット 指標	160の化学物質についてGHS(化学 品の分類と表示に関する国連勧告)分 類を行う。				アウト プット 指標	○	162物質についてGHS分類を実施した。		
24年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	【アウトカム指標について】 SDSの交付等については、印刷事業場における胆管がん事案の発生もあった中、事業場における自律的な化学物質管理の基本の一つ であるとして様々な機会に周知啓発を実施しているところ、広く関心が高まったためと考えられる。 【アウトプット指標について】 計画的に事業を実施したため。									
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	化学物質のGHS分類、モデルラベル・モデルSDSの作成とともに引き続き周知啓発に努めつつ計画的に事業を実施していく。									
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	ホームページアクセス数(GHS対応モデルラベ ル・モデルMSDS情報関連)			左記指標に ついての事 業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期	
						408,804	432,940	445,223	420,662	
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	—									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	事業場における自律的な化学物質管理を促進するため、化学物質のGHS分類及びモデルラベル・モデルSDS、並びに実際に発生した災害に基づく災害事例の作成を実施する。						
25年度目標(アウトカム指標)	厚生労働省WebサイトのGHS対応モデルラベル・モデルSDS情報に係るアクセス数を前年度以上に増加させる。						
中期的な目標	GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報に係るアクセス数を着実に増加させ、労働災害防止のための情報の普及を図る。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	化学物質の危険有害性情報は化学物質管理の基本となるものであるところ、GHS分類結果等の危険有害性情報や取り扱い上の注意等を記載したモデルSDS・ラベルの情報に対するアクセス数の増加は、事業場における自律的な化学物質管理が推進されていることを傍証するものとなるため。						
25年度目標(アウトプット指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約150物質についてGHS分類を実施する。</li> <li>・約20事例についてインターネット掲載用の労働災害事例を作成する。</li> </ul>						
25年度重点施策との関係	職場での化学物質対策の強化						
26年度要求に向けた事業の方向性	<p>職場で取り扱われる化学物質の数は膨大かつ増加の一途を辿っており、また、大阪の印刷工場における胆管がん事案のように法令に特別の管理を定めていない化学物質による災害も後を絶たないところ、事業者における自律的な化学物質管理が求められるが、特に中小事業場においては管理の基本となる危険有害性の収集・評価が困難である。よって、国が化学物質の危険有害性を収集・評価しこれを公表する等の支援を行う必要があることから、引き続き要求を行う。</p> <p>なお、危険有害性を分類済みの化学物質についても、新たな知見が判明する等によりその評価を見直す必要が生じることからも、当該事業を継続していく必要がある。</p>						
26年度重点施策との関係	6-(2)-② 第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	厚生労働省WebサイトのGHS対応モデルラベル・モデルSDS情報に係るアクセス数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				504,870	553,143		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	平成25年度より「安全から元気を起こす戦略の推進費」から「中小零細規模事業集団へのリスクアセスメント研修等実施事業」に事業名変更。						

事業名	安全衛生啓発指導等経費		事業番号 (25年度)	27-1					
			事業番号 (24年度)	30-1					
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	管理係 企画係 業務班 業務第二係					
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局及び労働基準監督署		事業開始年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先) 実施主体: <input type="checkbox"/> 買付(買付先) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。 また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施するものである。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者と労働者							
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	・建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全衛生管理指導を行う。 ・安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。 ・災害率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。 ・優良な安全成績を上げた職長を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高める。 ・都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催し、地域における労働災害防止対策や労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取する。							
	実施体制	厚生労働本省、各都道府県労働局及び労働基準監督署が実施。							
21年度予算額(千円)	86,254	22年度予算額(千円)	84,333	23年度予算額(千円)	228,559	24年度予算額(千円)	89,708	25年度予算額(千円)	116,877
うち行政経費	86,254	うち行政経費	84,333	うち行政経費	81,946	うち行政経費	89,708	うち行政経費	116,877
21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	-	24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	-	22年度予算執行率(%)	-	23年度予算執行率(%)	-	24年度予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性	災害防止の指導を行うに当たって、法で定められた有害物質の濃度や局所排気装置の制御風速などを測定するための計測機器や職員の作業着が必要となることから、当該経費は指導の手段の確保にあたって必要な経費である。 また、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、事業者や労働者に対する安全衛生啓蒙指導等を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。								
24年度目標	アウトカム指標	都道府県労働局安全衛生労使専門家会議で聴取した意見を安全衛生施策に反映させる。	24年度実績	アウトカム指標	○	第12次労働災害防止計画を踏まえた労働局の労働災害防止に関する5カ年計画や、労働局の平成25年度における行政運営方針の策定等に当たり、意見を聴取し、策定の内容に反映させた。			
	アウトプット指標	安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、安全衛生施策に反映させるため、全都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する。		アウトプット指標	○	全国安全週間・全国労働衛生週間を実施し、安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に推進できた。また、全都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催した。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画的に取り組んだ結果、適切に意見を聴取する機会が得られたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての事業計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。								
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	都道府県労働局安全衛生労使専門家会議で聴取した意見を安全衛生施策に反映させる。						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働災害の発生件数は、単年度では様々な要因によって増減するが、長期的には減少傾向にあることから、今年度においても効率的に災害防止の対策を行い、労働災害発生件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、労働衛生施策に反映させるため、全都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	執行状況を精査の上、継続して要求する。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての事業計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。						
その他特記事項	-						



事業名	安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業)		事業番号 (25年度)	27-2					
			事業番号 (24年度)	30-2					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法第29条第1項3号)		担当係	業務係					
実施主体	富士通株式会社		事業開始年度	平成13年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:富士通株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務づけられている。また、それらの作業の際には、技能講習を修了したことを証明するため修了証を携帯することが義務づけられている。 しかし、技能講習を行う登録技能講習機関は廃止した機関を含めると全国で約3千機関あるため、修了証を紛失や破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるという労働者への不利益が生じる。 また、修了証は登録技能講習機関ごとに交付されるが、建設工事等では、一人の労働者が車両系建設機械やフォークリフトの運転、玉掛けなど複数の技能講習を修了している場合もある。このため、一元的に管理したデータを活用して、異なる登録技能講習機関での講習修了証を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとって携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながる。 このため、全国の登録技能講習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。							
	対象 (誰/何を対象に)	技能講習修了者							
	事務、事業のスキーム (決定スキームを含む)	技能講習機関から引渡し等された技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理し、本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。							
	実施体制	富士通株式会社に委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	146613	24年度予算額 (千円)	103,395	25年度予算額 (千円)	95,893
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	146613	うち行政経費	0	うち行政経費	0
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	101,850	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	98.5%		
事業/制度の必要性	技能講習修了証明書の再交付を容易にし、複数の証明書を一元化することによって、修了証の携帯を容易にし、事業者による現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事する労働災害防止に繋げるために必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	技能講習修了証明書発行業務での帳票の引き受け数を電子データ・紙データ合わせて100万件以上受領する。	24年度実績	アウトカム指標	○				
	アウトプット指標	技能講習修了者のデータを80万件以上入力する。		アウトプット指標	○	電子データ・紙データの引受数: 88万9,756件			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	【アウトプット指標】 全国の登録講習機関からの講習事業の休止等の件数が、当初の想定を下回ったため、引受数が伸びなかった。 【アウトカム指標】 適切な進捗管理を行うことにより、データの技能講習修了者のデータの入力件数は、目標値を上回った。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	技能講習修了者の帳票データは、登録講習機関が、技能講習の3年後又は講習機関を廃止する場合に、指定交付保存機関(受託者:富士通株式会社)にデータを引き渡すこととしているが、これを都道府県労働局を通じて、引き渡し漏れの無いよう周知を図るとともに、引き渡しのない登録講習機関に対して、個別に注意喚起を実施する。また、登録講習機関が3年前に実施した講習事業の動向を踏まえて引受数の目標を設定する。さらに、適正な事業の執行に努め、入力件数の増加を図っていく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①技能講習修了証明書発行業務での帳票の引き受け数100万件以上 ②技能講習修了者のデータ入力を80万件以上	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				①20万4,671件 ②21万0,174件	①17万3,065件 ②17万0,869件	①36万8,745件 ②19万6,691件	①14万5,275件 ②22万2,575件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	C		アウトカム指標の未達成原因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	技能講習修了者の帳票データの受付数を平成22年度の受講者数の85%とする。						
中期的な目標	現場での労働者の有資格・無資格者の確認を受け、無資格者が従事することによる労働災害を防止する。技能講習修了者が、いつでも修了証明書の発行ができる環境を整備する。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	技能講習修了者の帳票データの引受は、講習から3年経過後などのときに行われるが、平成24年度は、その3年前の技能講習実施状況を十分に踏まえない目標設定となっていた。平成25年度は3年前の受講者数を踏まえ、前年度の事務処理状況(受講者数の87.9%を受付)を加味して、目標を設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	都道府県労働局を通じて、帳票データの引き渡し漏れの無いよう全国登録教習機関に周知を図り、引き渡しのない場合には、個別に注意喚起を実施する。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	技能講習の実施状況を踏まえた帳票引受が図られるよう登録教習機関に周知しつつ、技能講習修了者が、いつでも修了証の交付を受けられる環境の整備を図るべく、適切に要求する。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①技能講習修了者の帳票データの受付数を平成22年度の受講者数の85%とする。 ②都道府県労働局を通じて、帳票データの引き渡し漏れの無いよう全国登録教習機関に周知を図り、引き渡しのない場合には、個別に注意喚起を実施する。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期 ①35.0% ②—	平成25年度第二四半期 ①60.6% ②—	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費						事業番号 (25年度)	28	
							事業番号 (24年度)	31	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	計画班	
実施主体	厚生労働省本省、中央労働災害防止協会等						事業開始年度		
実施方法	■直接実施 ■業務委託等 (委託先等: 中央労働災害防止協会) □補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) □貸付 (貸付先: ) □その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	① 労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生政策については、国際的な動向を踏まえて立案する必要があるため。 ② 日中間の安全衛生技術交流を通じて、両国の労働安全衛生向上を図る必要があるため。							
	対象 (誰/何を対象に)	① 職員 ② シンポジウム参加の民間企業							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	① 化学物質による人への健康影響に関してリスク評価・管理等の活動により国際協調活動を行っているOECD等の国際会議等に職員を出張させる。 ② 日本国企業の進出数が急増している中国と、労働安全衛生シンポジウムを開催する。							
	実施体制	厚生労働省本省による直接実施及び中央労働災害防止協会に委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	2,280	22年度予算額 (千円)	2,248	23年度予算額 (千円)	10,275	24年度予算額 (千円)	9,715	25年度予算額 (千円)	9,364
うち行政経費	2,280	うち行政経費	2,248	うち行政経費	3,660	うち行政経費	4,924	うち行政経費	4,656
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	4,922	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	74.4	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生政策については、国際的な動向に基づいて立案される必要がある。国際的動向への的確な対応を図っていくことは、日本での労働災害の防止の推進に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について審議会等への報告又はHP掲載等により公表する。 ②労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。			24年度実績	アウトカム指標	○ ①平成24年度4月18日～19日にフィリピンにて開催されたASEAN-OSHNET理事会に参加し、議事概要等について厚生労働省HPIに掲載した。 × ②中国におけるシンポジウム開催ができなかった。		
	アウトプット指標	①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②労働安全衛生シンポジウムを年1回開催する。				アウトプット指標	○ ①平成24年度4月18日～19日にフィリピンにて開催されたASEAN-OSHNET理事会に職員を派遣した。 × ②中国におけるシンポジウム開催ができなかった。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①必要な出張等業務を確実に実施できた。 ②平成24年8月～9月にかけての尖閣諸島をめぐる状況等を受け、中国におけるシンポジウムの開催については情勢の鎮静化後に行うこととし、その後中国情勢の動向に注目していたが、年度末までシンポジウム開催に至らなかったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	①引き続き実施する。 ②中国情勢について状況把握に努め、沈静化が図られた後シンポジウムを開催する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	会議日程が不確定であり、四半期毎のモニタリングには馴染まない。								
評価	C			アウトカム指標の未達成理由を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について審議会等への報告又はHP掲載等により公表する。 ②中国における労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。						
中期的な目標	国際的動向に基づき確かな安全衛生対策の立案等や国際協力等による関係国との強固による安全衛生対策の推進を行い、日本での労働災害の防止の推進を図る。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①職員の旅費であるため、政策効果としての指標を定めることが困難である。 ②日中間の労働安全衛生対策の情報交流を活性化させるため、シンポジウムの招待専門家等も含め、100名以上の参加者数を目指す。						
25年度目標(アウトプット指標)	①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②中国における労働安全衛生シンポジウムを年1回開催する。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	会議日程が不確定であり、四半期毎のモニタリングには馴染まない。						
その他特記事項	—						

事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等) 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	29-1					
			事業番号 (24年度)	32					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	業務第一係、業務第二係、電線放射線労働者健康対策室					
実施主体	①厚生労働省本省 ②厚生労働省本省、日本電気株式会社、公益社団法人全国労働衛生団体連合会		事業開始年度						
実施方法	■直接実施 ■業務委託等 (委託先等: 日本電気株式会社、公益社団法人全国労働衛生団体連合会) <input type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先: ) 実施主体: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	①新しい職業病の発生等に対処するため、適正な職業病予防対策の推進を図る。 ②東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理のため。							
	対象 (誰/何を対象に)	①事業場 ②事業場、東電福島第一原発で緊急作業に従事した者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①新しい職業病の発生等に対処するため、適正な職業病予防対策の推進を図る。 ②東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく検査、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」の構築や、緊急作業従事者に対する健康相談、保健指導の実施。							
	実施体制	①国において実施 ②データベースの構築は日本電気株式会社に委託して実施。緊急作業従事者に対する健康相談及び保健指導は公益社団法人全国労働衛生団体連合会に委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	7,460	22年度予算額 (千円)	6,706	23年度予算額 (千円)	333,309	24年度予算額 (千円)	604,270	25年度予算額 (千円)	400,702
うち行政経費	7,460	うち行政経費	6,706	うち行政経費	109,246	うち行政経費	205,911	うち行政経費	272,260
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	21,019	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	111,172	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	—	22年度予算執行率(%)	—	23年度予算執行率(%)	9.4	24年度予算執行率(%)	27.9		
事業/制度の必要性	①新しい職業病の発生等に対処するための施策立案に必要である。 ②原子力災害対策本部で決定された「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」により、東電福島第一原発作業員に対する健康管理の強化・管理体制の確立が図られている。								
24年度目標	アウトカム指標	①検討会で得られた結果を政策に反映する ②緊急作業に従事した労働者について、被ばく検査、健康診断結果をデータベースに入力し、当該労働者の長期的健康管理に資する。	24年度実績	○	①「除染廃棄物等の処分に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会」で、除染廃棄物等の処分に従事する労働者の放射線障害防止対策について検討が行われ、平成25年2月14日に検討会報告書を取りまとめ、これらを受けて、平成25年4月12日に電線放射線障害防止規則の一部を改正する省令が公布された。 ②緊急作業に従事した労働者について、被ばく検査、健康診断結果をデータベースに入力した。				
	アウトプット指標	①新しい職業病の発生等に対処するため検討会を開催し、職業病予防対策の推進を図る。 ②緊急作業に従事した労働者の被ばく検査、健康診断結果をデータベースに入力し、当該者約2万人に対しデータベースに登録された旨を証する書面を送付する。	アウトプット指標	○	①「除染廃棄物等の処分に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会」を計6回開催した。 ②緊急作業に従事した労働者の被ばく検査、健康診断結果をデータベースに入力(19,346人)し、登録証を送付した。なお、一部、住所が不明な者や企業等からのデータ提出の遅れなどが発生したために完了しなかった分については、平成25年度に引き続き実施する。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①適切に検討会を設置・開催し、迅速に省令改正につなげた。 ②緊急作業従事者の長期的健康管理のため、適切にデータベース入力業務を行った。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	①今後も新しい職業病の発生等に対処するため、適正に検討会等を開催し、制度改正等につなげていく。 ②引き続き緊急作業従事者の長期的健康管理に資するため、データベース入力業務を適切に行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	①検討会を開催することが主な事業であるため、モニタリング指標の設定になじまない。 ②年間を通じて行う業務のため、モニタリング指標の設定になじまない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。(ただし、予算額については適正な基準に見直し)						

25年度事業概要	①新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 ②データベースの構築、運用及び改修。緊急作業従事者に対する健康相談及び保健指導の実施						
25年度目標(アウトカム指標)	①検討会で得られた結果を政策に反映する。 ②緊急作業に従事した労働者について、被ばく線量、健康診断結果をデータベースに入力し、当該労働者の長期的健康管理に資する。						
中期的な目標	緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果について、随時データベースに蓄積し、当該労働者の長期的な健康管理に資すること。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①新しい職業病の発生等に対処するために必要な検討会を開催し、政策に反映する必要があるため。 ②緊急作業に従事した労働者のデータを確実にデータベースに入力することにより、長期的健康管理を適切に行うため。緊急作業に従事した者の長期的健康管理は、当該者の個人の健康管理に資するためであり、その成果は満足度評価等になじまない。						
25年度目標(アウトプット指標)	①新しい職業病の発生等に対処するため検討会を開催し、職業病予防対策の推進を図る。 ②緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果をデータベースに入力するとともに、当該者住所地等現況を確認し、データベースに反映させる。						
25年度重点施策との関係	5④原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導						
25年度重点施策に向けた事業の方向性	前年度成果を活用しつつ、前年度同規模の事業を展開していく。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	①検討会を開催することが主な事業であるため、モニタリング指標の設定になじまない。 ②年間を通じて行う業務のため、四半期毎のモニタリングにはなじまない。						
その他特記事項	-						

事業名	職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導) 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	29-2		事業番号 (24年度)	-		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担 当 係	業務第一係、業務第二係、電機放射線労働者健康対策室					
実施主体	民間業者等		事業開始年度	平成25年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 ( ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して、放射線管理等の適切な実施を指導するため。							
	対象 (誰/何を対象に)	民間業者等							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して、線量管理を指導する者を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資料を貸与し、連合体等における自主的な放射線管理等の適切な実施を図る。							
	実施体制	民間業者等に委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	-	22年度予算額 (千円)	-	23年度予算額 (千円)	-	24年度予算額 (千円)	-	25年度予算額 (千円)	143,547
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	1,061
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) ※予算額	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	-	22年度 予算執行率(%)	-	23年度 予算執行率(%)	-	24年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性	避難区域の円滑な復旧・復興を促進するために、中小・零細企業が会員となっている団体等に対して、適切な線量管理を指導するための対策を実施し、同団体等による自主的な放射線防護対策の取組を促進する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	-			アウトカム指標	○			
	アウトプット指標	-			アウトプット指標	○			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	-								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	-		平成25年度新規事業						

25年度事業概要	一定の線量下で除染や復旧作業の実施、または事故由来廃棄物等の処分業務を実施する団体等に対して線量管理指導員を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資材を貸与し、団体等における放射線管理等の適切な実施を指導する。						
25年度目標(アウトカム指標)	線量管理指導等の参加者に対し、指導内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した指導であった旨の回答を得る。						
中期的な目標	中小・零細企業が会員となっている団体等による自主的な放射線防護対策の取組促進に資する。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	適切な放射線管理が行われるためには、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者において、線量管理に関する知識、経験の修得を図ることが必要である。したがって、25年度の線量管理指導事業においては、中小・零細企業が会員となっている団体等に対し、必要な情報提供や指導が行われたか評価することが適当である。						
25年度目標(アウトプット指標)	線量管理の指導を150回以上実施する。						
25年度重点施策との関係	5④原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導						
26年度要求に向けた事業の方向性	外部専門機関を養成するとともに、放射線管理事業の質を担保するための指導事業等を継続して行う。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	線量管理指導等の件数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						



事業名	じん肺等対策事業 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	30	事業番号 (24年度)	33					
	事業の別	安全衛生確保等事業(複掲法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担 当 係	じん肺班、環境改善室環境改善係						
実施主体	医療機関、(公社)産業安全技術協会、中央労働災害防止協会			事業開始年度	昭和47年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:特殊健康診断実施機関等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )										
事業/制度概要	目的 (何のため)	①石綿取扱事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施すること。 ②呼吸用保護具の性能を確保すること。 ③個人サンプラー(註:個人ばく露濃度を測定するために、作業者の呼吸域に装着する試料採取機器(ミニポンプ、ろ紙ホルダー、採気チューブなど)のこと。以下同じ。)を用いた濃度測定の有効性の検討をすること、還流式の局所排気装置の有効性及び性能の要件の検討をすること。									
	対象 (誰/何を対象に)	①健康管理手帳所持者 ②流通過程にある防じんマスク及び防毒マスク ③各種作業内容及び作業場所における個人サンプラーを用いた濃度測定について、その測定方法、測定機器、測定結果の評価方法などを対象とする。									
	事務/事業のスキーム (決定スキームを含む)	①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 ②防じんマスク及び防毒マスクについて、それぞれ「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置をする。 ③各種作業内容及び作業場所における個人サンプラーを用いた濃度測定について、実証的研究を行い、現行の作業環境測定との比較検討を行う。局所排気装置等の還流方式の実証的研究として、最近の知見を踏まえて、空気清浄装置により有害物が除去された空気の還流による作業場への影響に関する研究を行うとともに、局所排気装置のフード部分の風速と有害物の空気中濃度との関係に関する研究を行う。									
	実施体制	①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。 ②公益社団法人産業安全技術協会に委託して実施。 ③中央労働災害防止協会に委託して実施。									
21年度予算額(千円)	1,232,324	22年度予算額(千円)	1,187,116	23年度予算額(千円)	1,415,644	24年度予算額(千円)	1,428,809	25年度予算額(千円)	1,393,175		
うち行政経費	247,827	うち行政経費	217,842	うち行政経費	273,033	うち行政経費	219,517	うち行政経費	197,258		
21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	984,497	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	957,919	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,360,239	24年度決算額 ※行政経費を除く(千円) ※予定額	1,195,102	※予算執行率は行政経費を考慮していない			
21年度予算執行率(%)	100	22年度予算執行率(%)	98.8	23年度予算執行率(%)	119.0	24年度予算執行率(%)	98.8				
事業/制度の必要性	①都道府県労働局は、労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者のうち、一定の要件を満たすものに対し、健康管理手帳を交付している。この手帳を交付された者は、都道府県労働局が契約する健康診断委託医療機関において、年2回(じん肺は1回)健康診断を受診することができる。当該制度は、労働安全衛生法に基づくものであり、また、長期間にわたって確実に実施していく必要があることから、社会復帰促進事業として実施する必要がある。 ②防じんマスク及び防毒マスク(以下「呼吸用保護具」という。)については、労働者の健康障害を防止する観点から、労働安全衛生法に基づき、型式検定を行い、呼吸用保護具に関する規格を具備していることを確認している。型式検定合格品が市場に流通する際にも、検定時の規格を具備している必要があることから、市場に流通するものの中から買取りを行い、性能の確保を行う買取り試験を実施するものである。 ③現在、作業環境測定は作業環境測定基準で測定方法が定められているが、一部、個人サンプラーによる測定方法が有用である旨の知見もあるため、今後のより適切な作業環境測定に向け、個人サンプラーによる測定方法の実証的研究を行う。また、現在は局所排気装置の排気口は区外へ設けることが義務づけられているが、リスクに応じた規制への見直しの要請等もあり、清浄化した空気を還流させることの有用性などについて実証的研究を行う。										
24年度目標	アウトカム指標	②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終る呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。	24年度実績	アウトカム指標	○	②平成24年度買取り対象となる呼吸用保護具の100%について買取り試験を実施。					
	アウトプット指標	①健康管理手帳所持者の健康診断受診率を、平成23年度の実施率以上とする。		アウトプット指標	○	①69.0パーセント(平成23年度69.5パーセント)					
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①アウトプット指標に設定した健康診断受診率は前年度とほぼ同水準であったがわずかに、目標を達成できなかった。これは健診の受診勧奨の実施等が不十分であったことが原因と考えられる。 ②計画的に事業を実施したため。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	①健診の受診勧奨等を十分に行うとともに、委託医療機関が不足している地域も一部認められることから、委託医療機関の確保に努める。 ②引き続き計画的に事業を実施していく。										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①買取り試験を実施した型式数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	0	平成24年度第二四半期	0	平成24年度第三四半期	73	平成24年度第四四半期	0
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-										
評価	B		予算額又は手法等を見直し								

25年度事業概要	<p>①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。</p> <p>②防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)について、買取試験を実施し、企画を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置をする。</p> <p>③これまで測定手法等に係る検討を行ってきた個人ばく露測定について、平成24年度に作成した測定手法に係るマニュアルをベースとして、測定基準を確立するための追加的技術的検討を行うとともに、事業場において実際の測定を統括管理する者を育成するための研修カリキュラムの検討等を実施する。また、作業環境測定結果の評価指標として定められている管理濃度について、既存の測定手法の妥当性を検証するとともに、必要に応じてより適切な測定手法の検討を行う。</p> <p>④石綿含有建材の分析に関して、専門家による分析機関に対する指導を行う。また、建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関し、専門家による中小規模の事業者を主な対象とした講習会を開催する。</p>						
25年度目標(アウトカム指標)	②現在市場に流通しており、平成25年度中に有効期間が終わる防じんマスク及び防毒マスクのうち、有効期間内に1回以上は買取試験を実施した型式の割合を100%とする。						
中期的な目標	市場に流通している呼吸用保護具について、型式検定の有効期間内に1回以上の買取試験を実施する。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>【アウトカム指標】呼吸用保護具の型式検定の有効期間は5年間であるところ、性能の確認のためには有効期間内に1回以上は買取試験を実施することが適当であるため。</p> <p>【アウトプット指標】健康管理手帳保持者の中には、労災補償給付を受けている者がいること、健診を年2回受けることができるとされている区分があること等から、24年度の指標としていた受診率は適当ではないと考えられ、また受診を希望している手帳所持者が、健診を受けることができるよう受診勧奨、周知広報(具体的には、健康管理手帳に基づく健康診断については、各労働局において、各健診機関と個別に委託契約を結んだ上で、対象者の受診先を振り分けており、各対象者に対しては、各労働局等から受診可能日時等の案内通知を送付する中で、本人への受診勧奨を行う)を適切に行うことが重要であると考えられるため。</p>						
25年度目標(アウトプット指標)	①健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。						
25年度重点施策との関係	II (3)④石綿ばく露防止対策の推進 ⑤職場での化学物質対策の強化						
26年度要求に向けた事業の方向性	<p>①については、石綿取扱い業務等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることは必須であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、25年度以降も継続して事業を行う。</p> <p>②については、引き続き効率的に事業を行う。</p> <p>③については、24年度に取りまとめた内容を基に実際の労働現場で広く検証を行うとともに、実施者の資格要検討、個人サンブラーを用いた測定手法の導入に係る最終ステップに向けて検証を行う。また、最近の技術革新により、簡易測定機器でも制度良く測定できる方法が開発されてきており、今後の作業環境測定手法の新たな導入も見据え、これら機器の有効性等を検証する。</p> <p>④については、これまでに得られた成果に基づき事業内容を検討の上、引き続き効率的に事業を行う。</p>						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	②買取試験を実施した型式数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	地域産業保健事業	事業番号 (25年度)	31						
		事業番号 (24年度)	34						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)	担当係	産業保健班						
実施主体	都道府県医師会等	事業開始年度	平成5年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: 都道府県医師会等) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	50人未満の労働者を使用する小規模事業場における労働者の健康を確保するため。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	47都道府県に地域産業保健センターを設置し、労働局、医師会、労使関係者等と連携しつつ、主に50人未満の労働者を使用する事業者及び労働者に対する支援として、健康相談窓口の開催、個別訪問による産業保健指導を実施。							
	実施体制	都道府県医師会等に委託して実施							
21年度予算額 (千円)	2,389,244	22年度予算額 (千円)	2,389,239	23年度予算額 (千円) (うち本事業分)	3,064,696 (2,032,449)	24年度予算額 (千円)	2,125,083	25年度予算額 (千円)	2,230,377
うち行政経費	13,637	うち行政経費	13,663	うち行政経費	9,788	うち行政経費	9,063	うち行政経費	9,199
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,328,259	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,228,518	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円) (うち本事業分)	2,909,389 (1,905,631)	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	2,064,561	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	98.0	22年度 予算執行率(%)	93.8	23年度 予算執行率(%)	94.9	24年度 予算執行率(%)	97.6		
事業/制度の必要性	小規模事業場における労働者の健康確保のため、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康診断実施後の措置等を行う。								
24年度目標	アウトカム指標	健康相談の年間利用人数を、23年度実績(83,895人)に予算の増を勘案した値(87,825人)以上とする。	24年度実績	アウトカム指標	○	105,868人			
	アウトプット指標	事業場訪問及び医療機関等における健康相談等の実施回数を、23年度実績(28,862回)に予算の増を勘案した値(30,178回)以上とする。		アウトプット指標	○	30,624回			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	平成22、23年度に事業内容等の見直しにより、受託者である医師会等における混乱があり、事業が円滑に実施出来ない地域が一部でみられたが、平成24年度は、医師会等に対する説明を十分に行い連携を図り、事業の促進を図ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成25年度においても、本事業をはじめとする産業保健事業の関係者での情報共有等に努め、事業の推進を図る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は健康診断後の事後措置等に重点を置いており、事業場によって健康診断の実施時期が異なるため、四半期ごとの効果測定になじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	健康相談の年間利用人数を、23年度実績(83,895人)に予算の増を勘案した値(92,032人)以上とする。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	小規模事業場における労働衛生対策を推進させるため、本事業における産業保健サービスの実施回数を増やすとともに、本事業の利用者数を増加させることが望ましい。 平成25年度における予算の増を勘案し、目標を引き上げる。						
25年度目標(アウトプット指標)	事業場訪問及び医療機関等における健康相談等の実施回数を、23年度実績(28,862人)に予算の増を勘案した値(31,616人)以上とする。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	労働者の健康確保のため、本事業及び他の産業保健事業が効果的・効率的に実施されるよう本事業等の体制について検討・整備を図る。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果測定できないため、四半期単位での実績のモニタリングにはなじまない。						
その他特記事項	—						

事業名	外部専門機関の整備・育成等事業 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (25年度)	32	
							事業番号 (24年度)	35	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担 当 係	産業保健班	
実施主体	株式会社メディカルトラスト						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社メディカルトラスト) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野が多様化してきた中、産業医の個人的な知識や能力に依存した従来の産業保健活動から、多様な分野の専門職で構成される事業場外組織(外部専門機関)による産業保健活動に転換していく必要がある。本事業では、外部専門機関開設等に向けた支援を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	一定規模以上の医療機関及び郡市区医師会等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・調査事業:外部専門機関における産業保健活動の実施体制、実施状況等について調査を実施 ・研修事業:調査事業の結果を踏まえ、医療機関等が外部専門機関として運営する際に必要な事項について、研修を実施。							
	実施体制	株式会社メディカルトラストに委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	8719	24年度予算額 (千円)	18,702	25年度予算額 (千円)	14,717
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	2,089	うち行政経費	1,352
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2327	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	15,579	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	26.7	24年度 予算執行率(%)	93.8		
事業/制度の必要性	外部専門機関の養成にあたっては、地域の医療資源を効率的に活用する観点から、多数の専門職を擁する医療機関や郡市区医師会等に対して、その意向を十分に踏まえ、産業保健活動への参画を促進することが必要である。また、外部専門機関による産業保健活動で一定以上の質が担保されるよう、研修により、外部専門機関に必要な要件を周知する機会を設ける必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	研修事業の参加者に対し、研修内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した研修であった旨の回答を得る。			24年度実績	アウトカム指標	○	研修事業参加者95.1%が「有意義であった」及び「どちらかといえば有意義だった」と回答。	
	アウトプット指標	外部専門機関の養成のための研修会を、全国の外部専門機関及び外部専門機関の開設を検討している医療機関等に対して、7回以上行う。			アウトプット指標	○	全国で47回研修会を開催した。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	産業保健の専門家等で構成された事業実施委員会を開催し、専門家による検討等を踏まえて、研修事業を企画・準備したことから、参加者のニーズに合致した内容の研修が実施されたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	この事業の充実を図るため、今後とも現場の課題やニーズを踏まえた事業を実施していく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	研修の実施等については、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

25年度事業概要	外部専門機関における産業保健活動の実態等に関する調査を踏まえて、外部専門機関の運営・活動の手引きの作成を行い、同手引きに関する研修会を開催する。						
25年度目標(アウトカム指標)	研修事業の参加者に対し、研修内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した研修であった旨の回答を得る。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	職場におけるメンタルヘルス対策を含む産業保健活動を推進するため、外部専門機関の産業保健サービスの質を担保しながら、養成を図ることが必要である。したがって、25年度の研修事業においては、外部専門機関の運営・活動の手引についての研修会の開催により、外部専門機関としての事業を実施している医療機関及び今後外部専門機関の開設を検討している医療機関等に対し必要な情報提供が行われたか評価することが適当である。						
25年度目標(アウトプット指標)	外部専門機関運営・活動の手引きを作成し、研修会を1回以上開催する。						
25年度重点施策との関係	2(3)⑥職場でのメンタルヘルス対策の推進						
26年度要求に向けた事業の方向性	産業保健サービスを提供する外部専門機関の体制に関する検討及びその周知を行う。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	手引きの作成や研修の実施等については、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。						
その他特記事項	—						

事業名	職場における受動喫煙対策事業 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	33					
			事業番号 (24年度)	36					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担 当 係	環境改善測定 技術係					
実施主体	(1)及び(3) 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署 (2) 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、柴田科学株式会社		事業開始年度	平成23年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:①東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 ②柴田科学株式会社) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接・間接)(補助先:事業場 実施主体:国) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	受動喫煙による健康への影響は明らかだが、病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れていることから、全国の事業場における取組を促進し、受動喫煙による影響から労働者の健康を保護することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業場							
	事業/事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)行政経費 受動喫煙防止対策について、周知啓発用資料の作成や局又は監督署単位での事業場に対する説明会を開催する。また、新成長戦略の目標の達成状況について把握するため、事業場に対するアンケート調査を行う。 (2)委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による電話相談窓口を開設するとともに、必要に応じて実地指導を行う。 ②全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙防止対策の推進を図る。 (3)補助金 飲食店、宿泊業等(25年度からは全ての中小企業事業場が対象。)であって喫煙器を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。							
	実施体制	(1)及び(3)は、国が実施する。(2)は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社と柴田科学株式会社に委託して実施する。							
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	431504	24年度予算額 (千円)	740,224	25年度予算額 (千円)	910,169
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	47113	うち行政経費	44,087	うち行政経費	24,400
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	69834	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	152,529	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	—	22年度予算執行率(%)	—	23年度予算執行率(%)	18.2	24年度予算執行率(%)	21.9		
事業/制度の必要性	受動喫煙による健康への影響については、国内外の調査・研究により科学的に明らかであるとともに、労働者が職場に長時間拘束されること、労働者が職場の受動喫煙防止対策の有無によって職場を選択することが困難であるといった特性からも、労働者の健康を保護するため、事業場における受動喫煙防止対策の取組を適切に推進するための支援が求められている。 このような背景から、平成22年12月に労働政策審議会建議により、「原則として、職場の全面禁煙又は空間分煙等による受動喫煙防止対策を行うことを事業者が義務付けることが適当。また、国は事業者を支援するため、デジタル粉じん計の貸出、喫煙器の設置に係る問い合わせに対する労働衛生コンサルタント、作業環境測定士等の専門家の派遣等の技術的支援を行うとともに、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館等の中でも空間分煙に取り組む事業者に対して、喫煙器設置に係る財政的支援を行うべき。」といった、受動喫煙防止対策の抜本的強化を内容とする今後の労働安全衛生対策の方向性が示されたところである。これに基づき、職場における受動喫煙防止対策の義務付けを行うこと等を内容とした、労働安全衛生法の一部改正法案を国会に提出したところである(平成24年11月の衆議院の解散に伴い廃案)。この建議の内容を踏まえて、事業者を支援するために行う本事業はいずれも重要であり、必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	平成24年度中に実施するアンケートによる実態調査で、「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を、70%以上とする。	アウトカム指標	○	—				
	アウトプット指標	(1)各都道府県で1回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導)を行う。 (2)①専門家による電話相談受付件数及び実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を平成23年度実績に対し2割以上増加させる。(2)デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数をそれぞれ平成23年度実績に対し2割以上増加させる。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成23年度実績に対し5割以上増加させる。	24年度実績	○	(1)全ての都道府県において1回以上受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導)を行った(平均10.8回)。 (2)①1か月当たりの平均貸出し件数は17.8件/月(前年度比139.1%)であった。 (3)1か月当たりの平均利用件数は6.92件/月(前年度比230.1%)であった。 (2)①1か月当たりの平均実績件数は電話相談受付18.9件/月(前年度比51.1%)、実地指導2.67件/月(前年度比55.3%)であった。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業開始2年度目ということで、本事業が対象とする中小企業における事業の認知度や受動喫煙対策に対する意識が向上した。一方で、平成22年12月の労働政策審議会で建議された内容(事業場における受動喫煙防止対策の義務化等)を盛り込んだ労働安全衛生法改正法案が平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、未だ受動喫煙防止対策が事業場の義務となっていないことが、事業者の受動喫煙防止対策の取組割合の目標未達成や相談支援業務における目標未達成や低い予算執行率に寄与しているものと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	本事業の内容や、受動喫煙防止対策の必要性について、特に中小企業事業主を中心に改めて十分に周知を行うとともに、事業場の経営者、安全衛生管理者等に対し、受動喫煙による健康への影響という本質的な観点から対策が求められていることについて教育指導を実施する。また、受動喫煙防止対策の強化を望む労働者の意見が多いという実態など、受動喫煙防止に関する周辺情報も併せて提供し、受動喫煙防止対策の推進を図ることが今後の課題と考えられるため、平成25年度は相談支援事業の中で、事業者の経営者・管理者等を対象とした説明会(集団指導)を実施することとしている。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①専門家による電話相談受付及び実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を平成23年度実績に対し2割以上増加させる。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数をそれぞれ平成23年度実績に対し2割以上増加させる。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	C		アウトカム指標の未達成原因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。						

25年度事業概要	平成24年度の内容に加え、受動喫煙防止対策について事業者の啓発を図るため、相談支援事業において、事業者の経営者・管理者等を対象とした説明会（集団指導）を実施することとしている。 なお、事業者における受動喫煙対策をより一層推進するため、助成金の対象事業者を全ての中小企業事業者とし、助成率を1/2（昨年度まで1/4）に引き上げるなど所要の改正を行った（平成25年5月16日～）。						
25年度目標（アウトカム指標）	①測定機器の貸出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。						
中期的な目標	〇職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下とする。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方（アウトカム指標設定困難な場合はその理由）	受動喫煙に関する調査は毎年実施されていないため、平成25年度においては、全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談窓口対応や、実地指導、また測定機器の貸出しについては、実際に事業者により有用であったかという質的な面での評価を行うことができる指標を設定した。						
25年度目標（アウトプット指標）	(1)各都道府県で2回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発（集団指導）を行う。 (2)①専門家による電話相談受付件数及び実地指導（集団指導を含む）の1か月当たりの平均実績件数を平成24年度実績に対し2割以上増加させる、②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数をそれぞれ平成24年度実績に対し2割以上増加させる。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成24年度実績に対し5割以上増加させる。						
25年度重点施策との関係	2(3)〇職場での受動喫煙防止対策の推進						
26年度要求に向けた事業の方向性	労働安全衛生法の一部改正法案（再提出に向けて検討中）の施行時等あらゆる機会を捉えて、受動喫煙防止対策の重要性についてより一層の周知啓発に努めるとともに、事業場における受動喫煙防止対策をさらに推進する観点から、過去2年度分の実績も踏まえ、事業相互の連携、事業連携や内容の見直し及び改善を検討しつつ、引き続き平成26年度も要求を行う。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング（定量的な指標を設定）	指標設定	①専門家による電話相談受付及び実地指導（集団指導を含む）の1か月当たりの平均実績件数を平成24年度実績に対し2割以上増加させる。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数をそれぞれ平成24年度実績に対し2割以上増加させる。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期 ①電話相談：82.3件/月(Δ33%) 実地指導：3.0件/月(Δ12%) ②11件/月(▽38%)	平成25年度第二四半期 ①電話相談：77.0件/月(Δ307%) 実地指導：2.7件/月(0%) ②17.8件/月(0%)	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						



事業名	有害物質安全対策費 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	34						
			事業番号 (24年度)	37						
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	業務係						
実施主体	厚生労働省		事業開始年度	昭和63年						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	①新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ②有害性調査機関								
	事務/事業のスキーム (決定スキームを含む)	新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、通常、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その調査結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているが、有害性調査機関が優良試験所基準 (GLP) に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。								
	実施体制	厚生労働省本省による直接実施								
21年度予算額 (千円)	4,642	22年度予算額 (千円)	117,211	23年度予算額 (千円)	283,983	24年度予算額 (千円)	111,311	25年度予算額 (千円)	101,251	
うち行政経費	4,642	うち行政経費	117,211	うち行政経費	283,983	うち行政経費	111,311	うち行政経費		
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—			
事業/制度の必要性	労働安全衛生法第57条の3に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、当該届出を審査し、労働者の健康障害の防止のために指導等を行う必要がある。 また、有害性調査結果の信頼性を担保するため、OECDのGLP原則に則った査察が不可欠である。									
24年度目標	アウトカム指標	新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出する。			24年度実績	アウトカム指標	○	平成24年12月11日付け局長通達を発出した。		
	アウトプット指標	本年度実施予定の有害性調査機関(実施時期が決まっている2機関、ただし取り下げがあった場合は除く。)に対し、100%査察を実施する。				アウトプット指標	○	実際に適合確認申請がなされた機関(1機関)に対して、100%査察を行った。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画的に事業を実施したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を実施していく。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規化学物質の官報による名称公表回数			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	
						1回(6月)	1回(9月)	1回(12月)	1回(3月)	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出する。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	健康障害の防止を図るという事業の目的を達成するためのアウトカム指標としては、強い変異原性を持つ化学物質について指針(通達)を発出することを目標として掲げるのが適当である。						
25年度目標(アウトプット指標)	適合確認申請がなされた有害性調査機関(平成25年度内の査察実施が見込まれるのは4機関、ただし取り下げがあった場合は除く。)に対し、100%査察を実施する。						
25年度重点施策との関係	2(3)⑤ 職場での化学物質対策の強化						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出することで、健康障害防止に資する。また、有害性調査結果の信頼性を担保するため、OECDのGLP原則に則った査察を計画的に実施していく。						
26年度重点施策との関係	6-(2)-② 第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規化学物質の官報による名称公表回数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				1回(6月)	1回(9月)		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	化学物質管理の支援体制の整備 【25年度重点目標管理事業】				事業番号 (25年度)	35				
					事業番号 (24年度)	38				
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）				担 当 係	業務係				
実施主体	中央労働災害防止協会				事業開始年度	平成12年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：中央労働災害防止協会） <input type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】（補助先： <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： <input type="checkbox"/> その他（									
事業／制度概要	目的 (何のため)	国によるリスク評価のための調査を実施することで、化学物質による労働災害を防止する。								
	対象 (誰／何を対象に)	化学物質を取り扱う事業場								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要がある、このための有害性及びばく露実態の調査を行う。 ②ナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかになっておらず、有害性を明らかにする。								
	実施体制	一般競争を経て選定された委託先(注)(中央労働災害防止協会)が事業を実施。 (注)ナノマテリアルの吸入ばく露試験については、公募を経て決定された委託先。								
21年度予算額 (千円)	699,756	22年度予算額 (千円)	402,392	23年度予算額 (千円)	333,872	24年度予算額 (千円)	391,808	25年度予算額 (千円)	371,015	
うち行政経費	7,916	うち行政経費	8,331	うち行政経費	19,283	うち行政経費	19,810	うち行政経費	22,215	
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	675,290	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	376,489	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	286,258	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	332,961	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度 予算執行率(%)	97.6	22年度 予算執行率(%)	95.5	23年度 予算執行率(%)	91.0	24年度 予算執行率(%)	89.5			
事業／制度の必要性	①有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要がある、このための有害性及びばく露実態の調査を行う必要がある。 ②ナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかになっておらず、有害性を明らかにする必要がある。									
24年度目標	アウトカム指標	①有害性評価を行った物質について、専門家により規制が必要とされたものについて特別則の改正等を行う。			アウトカム指標	○	平成23年度に本事業によりリスク評価を行い、有害性リスクが高いと判断された3種類の化学物質について、具体的な健康障害防止措置の検討を経て、平成24年10月に特定化学物質障害予防規則等の改正等を行った。			
	アウトプット指標	①平成23年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H23.12改正)に定める14物質のうち、事業場からの有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ②長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露本試験を開始する。			24年度実績	アウトプット指標	○	① 詳細評価対象の5物質について、リスク評価(詳細リスク評価)を実施した(ただし、うち1物質については、専門家から追加的検討が必要であるとされており、平成25年度も詳細リスク評価を継続する。)。なお、平成24年に有害物ばく露作業報告の提出があった物質については、平成24年度内に事業場におけるばく露測定を開始することが可能であった1物質について初期リスク評価を開始しており、残りの対象物質についても引き続き事業場におけるばく露測定を実施すべく調整を実施していく予定としている。 ② 長期のナノマテリアル吸入ばく露試験を開始した。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画的に事業を実施したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を実施していく。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定				左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	アウトカムとして挙げている特別規則の改正は、四半期毎の業績として評価にはそぐわないため。									
評価	A			目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	<p>①有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のため、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成し、また、ばく露の実態に係る調査を実施する。</p> <p>②ナノマテリアルに係る長期吸入ばく露によるがん原性試験及び遺伝毒性試験等を実施し、ナノマテリアルの有害性等に係る情報収集を行う。</p> <p>③化学物質に関するリスク評価対象物質選定のため、各種化学物質について発がん性及び変異原性等に関する情報を収集し、スクリーニング評価に活用する。</p>						
25年度目標(アウトカム指標)	①リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。						
中期的な目標	化学物質に係るリスク評価を計画的に行い、必要な規制の見直しを行う。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>化学物質管理の強化に係る行政の取組として、化学物質の有害性評価(既存化学物質評価10ヶ年計画(CAP10))を加速的・計画的に実施し、有害性及び職場での労働者のばく露の状況の観点から専門家によるリスク評価を行った結果、労働者の健康障害防止のため新たな規制が必要であると判断された物質については、速やかに対策を講ずることとしている。したがって、化学物質による労働災害を防止するという事業の目的を達成するためのアウトカム指標としては、専門的検討の結果を踏まえた政省令改正等を目標として掲げるのが適当である。</p>						
25年度目標(アウトプット指標)	<p>①約25物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。</p> <p>③約400物質について発がん性・変異原性に関する詳細情報を収集し、内容をとりまとめる。</p>						
25年度重点施策との関係	2-(3)-⑤ 職場での化学物質対策の強化						
26年度要求に向けた事業の方向性	<p>近年、ナノマテリアルのような従来の枠組みではとらえきれない未規制の物質も台頭してきている。さらに、先般の大阪の胆管がん事業を契機に未規制化学物質への対応が強く求められている。</p> <p>このため、国によるリスク評価に基づき、リスクの高い化学物質に対しては規制強化を迅速に実施することにより、化学物質による労働者の健康障害防止対策を進めることとする(既存化学物質評価10ヶ年計画(CAP10))。</p>						
26年度重点施策との関係	6-(2)-② 第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	アウトカムとして挙げている特別規則の改正は、四半期毎の業績として評価にはそぐわないため。						
その他特記事項	—						

事業名	化学物質の有害性調査等事業 【25年度重点目標管理事業】							事業番号 (25年度)	36
								事業番号 (24年度)	39
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係
実施主体	中央労働災害防止協会(日本バイオアッセイ研究センター)							事業開始年度	平成12年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	化学物質による職業がんの防止を図るため、実験動物を用いる発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。							
	対象 (誰/何を対象に)	化学物質を取り扱う労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。							
	実施体制	公募を経て決定された委託先(中央労働災害防止協会(日本バイオアッセイ研究センター))が実施。							
21年度予算額 (千円)	913,297	22年度予算額 (千円)	845,968	23年度予算額 (千円)	850,725	24年度予算額 (千円)	825,481	25年度予算額 (千円)	825,440
うち行政経費	1,124	うち行政経費	1,057	うち行政経費	1,026	うち行政経費	829	うち行政経費	788
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	912,173	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	844,775	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	816,780	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	814,082	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	99.7	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	96.1	24年度 予算執行率(%)	98.7		
事業/制度の必要性	労働安全衛生法第57条の5の規定により、国は自ら化学物質の有害性の調査を実施するよう努めるものとされている。								
24年度目標	アウトカム指標	これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表する。			24年度実績	アウトカム指標	○	「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」を公示した(平成24年10月10日公示、同日適用)。	
	アウトプット指標	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成23年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。				アウトプット指標	○	試験は予定通り終了しており、2物質の試験結果を「職場のあんぜんサイト」に掲載済み。	
24年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	計画的に事業を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を実施していく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は複数年度をかけて吸入ばく露試験を行うものであり、四半期単位での事業実績等のモニタリングになじまない。								
評価	A			目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表する。						
中期的な目標	委託物質に係る発がん性試験の結果を毎年度2物質ずつを公表していく。(平成26年度まで)						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	化学物質に係る有害性試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表することが、化学物質政策に係る安心感を高めることに寄与する。						
25年度目標(アウトプット指標)	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成24年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。						
25年度重点施策との関係	2-(3)-5 職場での化学物質対策の強化						
26年度要求に向けた事業の方向性	本事業は既存化学物質評価10カ年計画において化学物質の発がん性が疑われるものに対して発がん性の有無、その強さを最終的に判断するための「吸入によるがん原性試験」を実施するための事業として位置づけており、且つ成果目標も達成しているため今後とも継続して実施していく予定。						
26年度重点施策との関係	6-(2)-② 第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は複数年度をかけて吸入ばく露試験を行うものであり、四半期単位での事業実績等のモニタリングになじまない。						
その他特記事項	—						

事業名	石綿障害防止総合相談員等設置経費 【25年度重点目標管理事業】							事業番号 (25年度)	37
								事業番号 (24年度)	40
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出情報の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。							
	対象 (誰/何を 対象に)	事業者及び労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。							
	実施 体制	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置く。							
21年度予算額 (千円)	146,763	22年度予算額 (千円)	198,469	23年度予算額 (千円)	271,559	24年度予算額 (千円)	246,622	25年度予算額 (千円)	247,511
うち行政経費	146,763	うち行政経費	198,469	うち行政経費	271,559	うち行政経費	246,622	うち行政経費	247,511
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必 要性	アスベストに関する健康管理対策及びばく露防止対策は喫緊の課題であり、労働局における健康管理手帳の交付申請の受理・審査・交付 手続き等及び監督署での石綿を含有した建築物の解体等に関する計画届・作業届の点検等を的確に実施していく必要がある。								
24年 度目 標	アウトカム 指標	石綿届出等点検指導員が適切に届出 審査、書面指導を行い、署の職員によ る実地調査等を届出件数の20%以上 行う。	24年 度実 績	アウト カム 指標	○	計画届及び作業届の届出件数の約27%に対して実地調査等を実 施した。(平成24年中の届出数 9,502件に対し、実地調査等 2,541件を実施。)			
	アウトプット 指標	石綿障害防止総合相談員の勤務日数 を90%以上とする。		アウト プット 指標	○	都道府県労働局47局全体で、勤務日数は平均97.7%であった。			
24年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	計画的に事業を実施したため。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	引き続き計画的に事業を実施していく。								
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定 量的な指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	石綿の除去工事に係る発注を見通すことは困難であり、モニタリング指標の設定は困難である。								
評価	A			目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

25年度事業概要	都道府県労働局に石綿健康管理手帳の交付に関する相談を受け付ける石綿障害防止総合相談員を、労働基準監督署に石綿作業届等の届出情報の審査・点検を行う石綿届出等点検指導員を、それぞれ置くことにより、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。						
25年度目標(アウトカム指標)	石綿届出等点検指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、署の職員による実地調査等を届出件数の20%以上行う。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	石綿の除去作業等に係る計画届や作業届は年間約1万件程届け出されるが、石綿届出等点検指導員による適切な届出審査、書面指導を行うことで、審査後、効率的かつ必要な件数について、行政官による実地調査等を行うことができるようになるため、上記の目標にしたもの。						
25年度目標(アウトプット指標)	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。						
25年度重点施策との関係	2-(3)-④ 石綿ばく露防止対策の推進 2-(3)-⑤ 職場での化学物質対策の強化						
26年度要求に向けた事業の方向性	石綿障害防止総合相談員は引き続き有効に事業を実施する。また、今後、1970～80年代に建てられた石綿含有建築物の解体等に係る作業が増加し、作業に従事する労働者も増加すると見込まれるため、石綿届出等点検指導員を適切に配置しニーズに応えていくこととしたい。						
26年度重点施策との関係	6-(2)-② 第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	石綿の除去工事に係る発注を見通すことは困難であり、モニタリング指標の設定は困難である。						
その他特記事項	—						



事業名	労働衛生指導医設置経費		事業番号 (25年度)	38					
			事業番号 (24年度)	41					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	じん肺班					
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	昭和43年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、都道府県労働局長に対し意見を述べさせることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県労働局長							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5条に基づく作業環境測定実施の指示、及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。							
	実施体制	全国で計57名の労働衛生指導医を設置。							
21年度予算額 (千円)	6,442	22年度予算額 (千円)	4,815	23年度予算額 (千円)	4,815	24年度予算額 (千円)	4,815	25年度予算額 (千円)	3,465
うち行政経費	6,442	うち行政経費	4,815	うち行政経費	4,815	うち行政経費	4,815	うち行政経費	3,465
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局長が、労働衛生指導医から労働者の健康管理等について医学的見地からの意見を求めるための経費であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	全労働局において労働衛生指導医を設置する。	23年度実績	アウトカム指標	○	平成25年6月1日現在、労働衛生指導医が空席となっている局はない。			
	アウトプット指標	労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸さないよう速やかに意見を求める。		アウトプット指標	○	胆管がん事案に関して、関係局において、労働衛生指導医に対して意見を求めた。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	都道府県労働局と本省が連携し、労働衛生指導医の選任状況の把握と任期の管理が適切に行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切な労働衛生指導医の選任が行われるようにしていく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
						—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	労働衛生指導医の意見具申を必要とする事案の発生時期や回数は、都道府県労働局において一律ではないことから、四半期ごとのモニタリングにはなじまない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸しないよう速やかに意見を求める。						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働衛生指導医は、作業環境測定の実施や臨時の健康診断の実施について事業者に意見を述べるものであるから、その効果について数値で評価することが困難であるため。						
25年度目標(アウトプット指標)	全労働局において労働衛生指導医を設置する。						
25年度重点施策との関係	-						
20年度要求に向けた事業の方向性	今後も、労働衛生指導医の選任が適切に行われるよう、都道府県労働局と本省が連携して管理していく。						
20年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	労働衛生指導医の意見具申を必要とする事案の発生時期や回数は、都道府県労働局において一律ではないことから、四半期ごとのモニタリングにはなじまない。						
その他特記事項	-						

事業名	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費 【25年度重点目標管理事業】				事業番号 (25年度)	39				
					事業番号 (24年度)	42				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	買掛期間定 協定分野労働条件対策 係				
実施主体	労働基準監督署				事業開始年度	平成23年度				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は、平成18年以降でも、約10%で推移しているとともに、脳・心臓疾患に係る労災認定件数も高水準となっている。また、過重労働の解消については、第12次労働災害防止計画において、「平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる。」との目標も掲げられている。そのため、長時間労働の抑制、過重労働の解消を図り、仕事と生活の調和の実現を図る。								
	対象 (誰/何を 対象に)	事業主								
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	時間外労働・休日労働に関する協定について、事業主が労働基準監督署に届け出る際に、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)に定められた限度時間を超えた時間で協定を締結している事業場に対して、窓口指導等を行うとともに、労働者代表の選出方法や締結方法等も確認することで協定の適正化を図るなどにより、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進する。								
	実施 体制	労働基準監督署にて実施。								
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	271,461	24年度予算額 (千円)	210,239	25年度予算額 (千円)	225,577	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	241,820	うち行政経費	210,239	うち行政経費	225,577	
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	16995	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	57.3	24年度 予算執行率(%)	—			
事業/制度の必 要性	週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は、平成18年以降でも約10%で推移しているとともに、脳・心臓疾患に係る労災認定件数も高水準となっている。また、過重労働の解消については、第12次労働災害防止計画において、「平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる。」との目標も掲げられている。そのため時間外労働・休日労働に関する協定の適正化を図るなどにより、長時間労働の抑制、過剰労働の解消を図る必要があるため。									
24年 度目 標	アウトカム 指標	非農林業雇用者全体に対する週60時間以上の就業時間の者の割合について減少傾向を維持する。			24年 度実 績	アウト カム 指標	○	平成23年が9.3%(476万人/5,105万人(被災地を除く))であったのに対し、平成24年は9.1%(490万人/5,359万人)であり、低減傾向を維持している。		
	アウトプット 指標	過重労働解消用のパンフレットを80,000部作成する。				アウト プット 指標	○	過重労働解消用のパンフレットを120,240部作成した。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画どおり適切に業務処理を行ったため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果測定できないため、四半期単位での実績のモニタリングにはなじまないため。									
評価	A				目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

25年度事業概要	平成24年度と同様。						
25年度目標(アウトカム指標)	時間外及び休日労働協定の点検件数を400,000件以上とする。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	時間外及び休日労働協定の締結・届出により、法律を遵守させ、その上で「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」等に反する時間外労働・休日労働協定の点検することで長時間労働・過重労働解消の目標を達成するため、上記目標を指標とすることとした。						
25年度目標(アウトプット指標)	過重労働解消用のパンフレットを80,000部作成する。						
25年度重点施策との関係	2-(2)-① 過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し						
26年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求するが、運営の更なる効率化に努める。						
26年度重点施策との関係	6-(1)-①過重労働解消に向けた取組の促進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果測定できないため、四半期単位での実績のモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	—						

事業名	メンタルヘルス対策等事業 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	40							
			事業番号 (24年度)	43							
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	健康班							
実施主体	(独)労働者健康福祉機構、(社)日本産業カウンセラー協会		事業開始年度	平成18年度							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: (独)労働者健康福祉機構、(社)日本産業カウンセラー協会 ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )										
事業/制度概要	目的 (何のため)	職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図ることを目的としている。									
	対象 (誰/何を対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者等									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス対策支援センターによる支援、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。									
	実施体制	24年度は(独)労働者健康福祉機構、(社)日本産業カウンセラー協会に委託して実施。									
21年度予算額 (千円)	1,421,072	22年度予算額 (千円)	1,039,506	23年度予算額 (千円)	1,514,579	24年度予算額 (千円)	1,491,481	25年度予算額 (千円)	861,964		
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—		
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,190,652	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	855,310	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,441,680	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	1,299,805	※予算執行率は行政経費を考慮していない			
21年度 予算執行率(%)	83.8	22年度 予算執行率(%)	82.3	23年度 予算執行率(%)	95.2	24年度 予算執行率(%)	87.1				
事業/制度の必要性	<p>職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は年々増加している。また、自殺者は15年ぶりに3万人を下回ったが、自殺者のうち約3割を労働者が占めている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は43.6%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。</p> <p>メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「必要性を感じない」(42.2%)、「専門スタッフが少ない」(35.5%)、「取り組み方がわからない」(31.0%)が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためには、こうした事業者のニーズを踏まえたメンタルヘルスの専門家による個別訪問支援やメンタルヘルス対策に関する情報提供等が必要である。</p>										
24年度目標	アウトカム指標	①メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援を受けた事業場について、メンタルヘルスに関する措置を導入又は導入予定としている事業場の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。	24年度実績	○	①97.1% ②98.2%	—	—	—	—		
	アウトプット指標	①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場に対する訪問支援件数をのべ23,510事業場以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数600,000件以上とする。		○	①30,441件 ②1,064,094件						
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>○メンタルヘルス対策支援センター事業については、①都道府県労働局や労働基準監督署が、メンタルヘルス対策の取組みが進んでいない事業場に対しメンタルヘルス対策支援センターの利用勧奨を積極的に行ったことで、センターの支援を希望する事業場数が予想を上回ったこと、②平成23年度から新たに職場復帰支援プログラムの作成支援を開始したことでサービスの幅が広がったことから目標を上回ることができたと考える。</p> <p>○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、専門家に定期的に相談していただき、利用者のニーズに合わせたコンテンツを作成し、公開したことから目標を上回ることができたと考える。</p>										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>○メンタルヘルス対策支援センター事業については、①メンタルヘルス対策の充実等の内容を盛り込んでいる労働安全衛生法の改正法案(再提出に向けて検討中)が成立、施行された場合には、事業者からの相談や支援要請の増加が見込まれること、②産業保健活動の支援の事業の在り方検討会の検討結果を踏まえた、事業の見直し提案に対応する必要があることから、支援の重点化や効率化を図ることが必要である。</p> <p>○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、アクセス件数が目標を大きく上回っているが、これを維持するために、掲載内容の一層の充実等を図ることが必要である。</p>										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メンタルヘルス対策支援センター事業における相談実績	左記指標についての事業実績等	平成24年度 第1四半期	5,803	平成24年度 第2四半期	7,614	平成24年度 第3四半期	6,360	平成24年度 第4四半期	4,475
	上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	①メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援を受けた事業場について、メンタルヘルスに関する措置を導入又は導入予定としている事業場の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。						
中期的な目標	〇メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を平成29年までに80%とする。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%とする中期的な目標を達成するため、訪問支援を受けた事業場のメンタルヘルス取組目標を90%以上とした。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から事業達成の目標を90%以上とした。						
25年度目標(アウトプット指標)	①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場に対する訪問支援件数をのべ10,713事業場以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数800,000件以上とする。						
25年度重点施策との関係	2(3)⑥職場でのメンタルヘルス対策の推進						
26年度要望に向けた事業の方向性	「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、地域産業保健事業、産業保健推進センター事業及びメンタルヘルス対策支援事業の効率的・効果的な体制整備を進め、事業の効率的な実施を図る。						
26年度重点施策との関係	6-(2)-②第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メンタルヘルス対策支援センター事業における相談実績	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				3,291	4,771		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業		事業番号 (25年度)	41					
			事業番号 (24年度)	44					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29号第1項第3号)		担当係	環境改善室測定技術係					
実施主体	中央労働災害防止協会		事業開始年度	平成11年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他( ) 実施主体: ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	小規模事業場における安全衛生活動計画の策定、安全衛生教育等の基本的安全衛生活動の実施について2年間支援し、さらに自主的及び継続的に安全衛生活動を実施できるよう、自立準備のため1年間の支援を行うことにより、小規模事業場の労働安全衛生水準の向上を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	団体、構成事業場、関係団体等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	小規模事業場を主たる構成員とする団体及びその会員事業場(以下「団体等」という。)に対し、安全衛生教育、機械設備安全化、特殊健康診断等について指導、支援を行うとともに、その成果を団体以外の小規模事業場へ波及させるために、業種別安全衛生活動マニュアルの作成・配布等を行う。							
	実施体制	中央労働災害防止協会に委託して実施							
21年度予算額 (千円)	570,787	22年度予算額 (千円)	431,953	23年度予算額 (千円)	216,401	24年度予算額 (千円)	104,937	25年度予算額 (千円)	—
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	570,787	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	406,940	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	196,987	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予算額	84,482	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	94.2	23年度 予算執行率(%)	91.0	24年度 予算執行率(%)	80.5		
事業/制度の必要性	第11次労働災害防止計画では、5年後の労働災害による死者数を15%以上減少させるという目標を掲げている。本事業は、全体の労働災害発生件数の確実な減少に大きく寄与しようとするものである。小規模事業場に対しては、自主的な安全衛生活動が実施できるよう体制整備のための支援は必要不可欠であるが、本事業でも労働災害の減少に一定の成果が見られており、一定の役割を果たしたと考えられることから、最後に支援を開始した平成22年度団体における3年間の支援が終了する平成24年度をもって、事業を終了した。								
24年度目標	アウトカム指標	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。	24年度実績	○	—	○	平成24年度で事業終了となる平成22年度団体の労働災害の労働災害発生件数減少率は、事業終了時点において28.9%であった。 ※平成22年度団体の平成21年度(本事業参加前年)における労働災害発生件数は83件であり、平成24年度における労働災害発生件数は59件であった((83-59)/83=28.9%)。		
	アウトプット指標	各団体ごとの支援期間中における経営者安全衛生講習会開催率を100%とする。		○	—		○	各団体ごとの支援期間中(平成22~24年度)における経営者安全衛生講習会開催率は100%だった。	
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	支援を行った団体及び構成事業場において安全衛生活動の取組が適切に行われたが、アウトカム指標については、本事業が平成11年度から続いていたことで、小規模事業場においてある程度労働安全に関する意識が浸透し、伸びしろが少なくなったことが未達成となった原因の一つと考えられる(平成21年度団体の本事業参加前年における労働災害発生件数は99件だったが、平成22年度は83件、平成23年度は62件、平成24年度は59件と実施期間中は年々減少している。)								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度限りで事業廃止								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業では、アウトカム指標でもある労働災害発生件数の減少率が最も重要な指標であるが、1年という期間で評価するべき指標であり、3か月という短期間で評価することは適当でない。また、アウトプット指標である構成事業場会議の開催率についても、年間を通して開催するものであり、四半期単位でのモニタリング評価測定にはなじまない。								
評価	C		平成24年度限りで廃止						

25年度事業概要	—						
25年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
25年度目標(アウトプット指標)	—						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	—						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成26年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						



事業名	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (25年度)	42	
							事業番号 (24年度)	—	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健班	
実施主体	民間業者等						事業開始年度	平成25年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等( ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	業務上疾病を含む作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職、継続就労することが困難な場合があり、事業場における作業関連疾患等をもつ労働者の職場環境整備や就労継続のための整備が必要である。このため、本事業では、労働者の治療と職業生活の両立に向けた支援を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働者の治療と職業生活の両立支援について、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成するとともに、就労継続の取組に関する事例集や指針を作成する。							
	実施体制	民間業者等に委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	—	24年度予算額 (千円)	—	25年度予算額 (千円)	12,713
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行用は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	職場環境等の複雑化や高齢労働者の増加等に伴い、業務条件や作業環境が長期にわたり発症や増悪の要因となる作業関連疾患の予防のための労働者の健康管理が課題となっている。また、疾病を持つ労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職、継続就労することが困難な場合があり、事業場における作業関連疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援の整備が必要である。 また、治療を継続しながら、就労を希望する労働者に対する適切な職場復帰支援は、労働者の福祉の向上はもとより、事業者や社会にとっても、労働損失を避け、労働生産性を上げるための重要な対策である。								
24年度目標	アウトカム指標	—			24年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	—								

25年度事業概要	平成25年度は、長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた患者に対する就労継続に関する情報収集及び手引きを作成する。						
25年度目標(アウトカム指標)	長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた患者に対する就労継続に関する手引きを作成する。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	一部の企業においては、治療と職業生活の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等関係者の取組・連携が必ずしも十分ではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」報告書においても、治療と職業生活の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ること等が望ましいと提案されている。そこで、平成25年度において、就労継続に関する手引きを作成し、今後、周知を図ることができるよう目標を設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた患者に対する就労継続の課題についてのアンケート調査を3,000件以上を対象に実施する。						
25年度重点施策との関係	1(5)①疾病を抱える労働者に対する就労継続支援						
26年度要求に向けた事業の方向性	疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立の支援を図るため、平成25年度に作成する手引きを活用した企業における取組の好事例集の作成することが必要である。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	手引きの作成等については、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。						
その他特記事項	—						

事業名	新規起業事業場就業環境整備事業						事業番号 (25年度)	43	
							事業番号 (24年度)	45	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29号第1項第3号)						担当係	管理係	
実施主体	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会						事業開始年度	平成19年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(公)全国労働基準関係団体連合会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足している新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業は、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることが多いことから、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	新規起業事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言等を行う。							
実施体制	47都道府県にコーディネーター52人と同指導員149人を配置。								
21年度予算額 (千円)	108,822	22年度予算額 (千円)	92,901	23年度予算額 (千円)	81,410	24年度予算額 (千円)	80,357	25年度予算額 (千円)	76,625
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	102,926	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	85,391	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	79,538	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	73,951	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	94.6	22年度 予算執行率(%)	91.9	23年度 予算執行率(%)	97.7	24年度 予算執行率(%)	92.0		
事業/制度の必要性	新規起業事業場においては、長時間労働の抑制のための労働時間管理や時間外・休日労働協定の締結、労働時間の適正把握を始めとした望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることから、長時間労働及び労働災害の発生、労働時間をはじめとした労働条件等をめぐるトラブルが懸念されるところである。 このため、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足しているこうした事業場に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナーを実施するとともに、なるべく早い段階で、労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導及び助言等を行うことにより、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。								
24年度目標	アウトカム指標	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。			24年度実績	○	1年以内に就業環境の整備が図られた割合:92.8% (1年以内に就業環境の整備が図られたと回答した事業場(388)/個別指導事業場数(418))		
	アウトプット指標	個別指導事業場数を400社以上とする。			アウトプット指標	○	個別指導事業場数:418件		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	指導員の齊一的な指導レベルの担保と向上を図り、企業が整備環境を固めるよう懇切丁寧な指導を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適正な運営に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	四半期毎の個別指導事業場の件数			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
						19	103	174	122
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。						
中期的な目標	受託者と適宜連携を図り、事業の進捗状況を把握するよう努める。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	新規起業事業場において、適正な労働時間制度等の設定や安全衛生の確保について、ノウハウの蓄積に乏しいことや必要な人材が確保されていないことから、その安全衛生や労働条件の確保・改善のためには、起業後のできるだけ早い段階において、必要な就業環境の整備がなされることが望ましい。						
25年度目標(アウトプット指標)	個別指導事業場数を400社以上とする。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求するが、運営の更なる効率化に努める。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	四半期ごとの個別指導事業場の件数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	働きやすい職場環境形成事業 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	44					
			事業番号 (24年度)	46					
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	賃金時間室 政策係					
実施主体	株式会社クオラス、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社		事業開始年度	平成23年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (株式会社クオラス、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的(何のため)	職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備(労使を含めた国民的な気運の醸成及び労使の取組支援)を図る。							
	対象(誰/何を対象に)	労働者、事業主等							
	事業/制度のスキーム(決定スキームを含む)	平成23年度実施の職場のいじめ・嫌がらせに関する円卓会議においてとりまとめられた提言を踏まえ、以下の施策を実施。 ①社会的気運の醸成を図るための周知・広報(パンフレット等の作成・配布、ポータルサイトの構築) ②職場のパワーハラスメントに関する実態調査(以下「実態調査」という。)							
	実施体制	株式会社クオラス、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社							
21年度予算額(千円)	—	22年度予算額(千円)	—	23年度予算額(千円)	53,038	24年度予算額(千円)	71,680	25年度予算額(千円)	90,334
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	6,418	うち行政経費	4,741	うち行政経費	3,147
21年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	24年度決算額※行政経費を除く(千円)※予定額	33,107	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	—	22年度予算執行率(%)	—	23年度予算執行率(%)	—	24年度予算執行率(%)	49.5		
事業/制度の必要性	職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局や労働基準監督署等への相談が増加を続け、ひどい嫌がらせ等を理由とする精神障害等での労災保険の支給決定件数が増加しているなど、社会的な問題として顕在化してきている。平成24年度に実施した実態調査においても、過去3年以内にパワハラに該当する相談を受けた企業は32.0%、過去3年以内にパワハラを受けたことがあると回答した者は25.3%と、問題の顕在化が改めて裏付ける結果が示された。一方、従業員規模が小さいほど企業のパワーハラスメント対策が進んでいないこと等の課題も明らかとなった。このため、当該問題の予防・解決に向けた環境整備(労使を含めた社会的な気運の醸成及び労使の取組支援)を図る必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	①充実した情報提供等により、ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均15,000件以上とする。 ②職場のパワーハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防・解決のための取組状況等を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。	アウトカム指標	○	①ポータルサイトへのアクセス件数は、1月平均約16,386件であった。 ②実態調査において、職場のパワーハラスメントの発生状況や予防・解決のための企業の取組状況等を調査した。(調査結果は平成24年12月12日付けで公表。)				
	アウトプット指標	①ポータルサイトのコンテンツについて、職場のパワーハラスメント問題に関する基礎資料の提供のほか、労使団体等が実施する対策の情報や重要な判例の紹介など、閲覧者にとって有用な情報を掲載する。 ②職場のパワーハラスメントの実態について、企業アンケート調査を約1万5千箇所(予定)、労働者Web調査を約1万人(予定)実施する。	アウトプット指標	○	①ポータルサイトのコンテンツとして、職場のパワーハラスメント問題に関する基礎資料を掲載したほか、労使団体等が実施する対策の情報や重要な判例を紹介した。 ②実態調査において、企業アンケート調査を17,000箇所に対し実施し、労働者Web調査を10,000名に対し実施した。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	担当室との緊密な連携の下、事業実施団体が適切な事業運営を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運を更に深めるため、国民及び労使に向けた周知・広報を引き続き実施するとともに、実態調査の結果を踏まえ、労使の取組の支援を実施する。 なお、平成25年度においては、実態調査を実施しない。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ポータルサイトへのアクセス件数		左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	
					—	—	1月平均約21,287件	1月平均約11,485件	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	①周知広報事業については、ポータルサイトの立上げを平成24年10月1日に予定しているため、第一四半期及び第二四半期については、事業実績等をモニタリングできない。(※ポータルサイトは予定どおり平成24年10月1日に開設。) ②実態把握事業については、平成24年11月末に成果物(報告書)の納入を受けるものであり、四半期ごとのモニタリングにできない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。(ただし、予算額については適正な基準に見直し)						

25年度事業概要	平成24年3月の提言や平成24年度に実施した実態調査の結果等を踏まえ、①国民及び労使に向けた周知・広報(パンフレット等の作成・配布、ポータルサイトの改修・継続運営)、②労使の取組の支援(具体的な取組を推進していく際に参考となる資料の作成・周知、参加者の実務に生かすことのできるセミナーの開催)を実施する。						
25年度目標(アウトカム指標)	①コンテンツの充実等により、ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均16,000件以上とする。 ②セミナー参加者の80%から、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の重要性を理解した旨の回答をいただく。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①平成24年度に引き続き、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的な気運の醸成を図る上で、ポータルサイトへのアクセス件数を指標とする。目標件数については、平成24年度の実績を考慮し設定している。 ②職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた労使の取組を支援するにあたっては、参加者の企業規模・業種に関わりなく、参加者の実務に生かすことのできる内容とする必要があるため。						
25年度目標(アウトプット指標)	①ポータルサイトのコンテンツとして、パワーハラスメント対策に取り組んでいる企業の紹介や裁判例の解説等を引き続き行うとともに、新たなコンテンツを掲載するなど、閲覧者にとって有益な情報を提供する。 ②セミナーについて、1会場あたり平均50名以上の参加を目標とする。						
25年度重点施策との関係	2-(4)-④ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備						
26年度要求に向けた事業の方向性	平成26年度においては、①社会的気運を醸成するための周知・広報を引き続き実施するとともに、広報媒体・広報先の充実や、②労使による対策を更に推進するため、労使が対策に着手するための支援や継続した取組のための支援の充実について検討する。						
26年度重点施策との関係	6.(3)①職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ポータルサイトへのアクセス件数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期 1月平均 約17,524件	平成25年度第二四半期 1月平均 約26,692件	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	建設業における労働災害防止対策費 (1) 墜落・転落災害等防止対策事業(建設業、造船業) (2) 東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 [25年度重点目標管理事業]		事業計画番号 (25年度)	45					
事業の別	安全衛生確保事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		事業計画番号 (24年度)	47					
実施主体	建設業労働災害防止協会		関係機関	建設安全対策室					
実施方法	□直接実施 業務委託等(委託先等:建設業労働災害防止協会等) □補助金[直接・間接] (補助先: ) 実施主体: ) □寄付(寄付先: ) □その他( )		事業開始年度	平成23年度					
目的(初め)	(1)建設業での死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害の防止を図るため、研修、現場に対する指導・支援により、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図るとともに、建設業と並び死者・重傷者等の割合が増加傾向にある造船業について、足場からの墜落防止措置の徹底等により、造船業での労働災害防止対策の徹底を図る。 (2)東日本大震災に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われることが予想され、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、被災地3県に安全衛生に関する課題に対する調査、窓口となるプラットホームを開設し、工事現場巡回指導、安全衛生相談等の復旧・復興工事における安全衛生確保のための支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与する。								
対象(課/局/対象)	(1) ①中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事、積込積卸・塗装工事を施工する工事業者 ②造船業者 (2) 復旧・復興工事に従事する中小事業者、乗組員労働者								
事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:(1)一般競争入札、(2)企画競争方式による随意契約 事業内容: (1)①足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の取組に対する指導・支援の実施 ②造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実施者に対する教育研修等の実施 (2)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となり、安全衛生専門家の活動の拠点となるプラットホームの設置(送手、宮城、福島) ②造船工事現場に対する巡回指導の実施 ③安全な作業計画の作成等、安全衛生に関する各種相談、助言の実施 ④造船工事に不慣れた乗組員労働者に対する安全衛生教育を充実させるための支援の実施								
実施体制	(平成24年度)(1)①一般財団法人建設業振興基金、②全国造船安全衛生対策推進本部 (2)建設業労働災害防止協会								
21年度予算額(千円)	539,015	22年度予算額(千円)	455,682	23年度予算額(千円)	317,205	24年度予算額(千円)	377,065	25年度予算額(千円)	323,002
うち行政経費	10,666	うち行政経費	16,589	うち行政経費	14,008	うち行政経費	15,544	うち行政経費	13,784
21年度決算額(千円)	507,144	22年度決算額(千円)	374,521	23年度決算額(千円)	188,461	24年度決算額(千円)	321,087	25年度決算額(千円)	—
21年度予算執行率(%)	94.1	22年度予算執行率(%)	82.4	23年度予算執行率(%)	59.4	24年度予算執行率(%)	85.1	25年度予算執行率(%)	—
事業/制度の必要性	(1)建設業で発生する労働災害の中でも死亡災害の約4割を占め、依然、高い水準で発生している墜落・転落災害への防止対策に重点を置くこととして事業を推進し、現場に対する指導・支援によって手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図るとともに、建設業と並び死者・重傷者等の割合が増加傾向にある造船業で、足場からの墜落防止措置の徹底を図るとともに安全衛生対策の徹底を図ることを旨として、造船業での労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。 (2)復旧・復興工事については、公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間のうちに大量に行われることが予想され、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、労働災害の発生が危惧される。実際に、平成7年に発生した阪神・淡路大震災に係る復旧工事では、平成7年において441人が死亡し、40人が重傷に達したという事態となり、その後も復興工事の実施に伴う労働災害が多数発生し、災害発生件数が震災発生前の水準に戻るまで数年間を要したところである。このような事態を未然に防ぎ、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与するため、本事業を実施する必要がある。								
アウトカム指標	(1)手すり先行工法等に係る指導・支援を受けた事業者のうち、有効、有効であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用すると回答する者の割合を80%以上とする。 ②積込積卸・塗装工事の元方事業者に対する危険管理研修会実施率(現場)で、労働災害防止対策の浸透率を80%以上とする。 ③リスクアセスメント実施者に対する教育研修会実施率(現場)で、リスクアセスメント手法の浸透率を80%以上とする。 (2)建設業への新規参入者に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。	アウトカム指標	○	(1)①採用する等(条件付含む)回答 90% ②改善措置を講じた事業者(予定含む)82% ③改善措置を講じた事業者(予定含む)103% ④改善措置を講じた事業者(予定含む)98% (2)役に立ったとの回答 97.6%					
アウトプット指標	(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会の実施(80名) ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(200現場) ③積込の積卸・塗装工事における「つり足場」の組立・解体作業計画の調査・診断を行う。(60現場) ④造船業での積込積卸安全衛生責任者等に対する教育研修会を実施する。(7回) ⑤造船業でのリスクアセスメント実施者に対する教育研修会を実施する。(7回) (2)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(1150現場)	アウトプット指標	○	(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会の実施(80名) ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援の実施(216現場) ③積込の積卸・塗装工事における「つり足場」の組立・解体作業計画の調査・診断の実施(63現場) ④造船業での積込積卸安全衛生責任者等に対する教育研修会の実施(6回) ⑤造船業でのリスクアセスメント実施者に対する教育研修会の実施(8回) (2)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導の実施(1150現場)					
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業が2年度目であり、前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切に実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(重要な指標を設定)	(1)手すり先行工法等に係る研修会の実施状況 ②手すり先行工法等に係る現場に対する指導・支援の実施状況 ③「つり足場」の組立・解体作業計画の調査・診断状況 ④積込積卸安全衛生責任者等に対する教育研修会の実施状況 ⑤リスクアセスメント実施者に対する教育研修会の実施状況 (2)復興工事現場に対する安全衛生巡回指導の実施状況	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		目標達成しているところであり、引き続き施策を実施						

25年度事業概要	平成24年度同様					
25年度目標(アウトカム指標)	(1)①手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ②足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実践研修会で役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。 ③統括安全衛生責任者等に対する研修会実施事業場で、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ④リスクアセスメント実施者に対する教育研修会実施事業場で、リスクアセスメント手法の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 (2)建設業への新規参入者に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。					
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度まで)に建設業の死亡者数を20%以上減少させる(平成24年度比)。全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害、死傷災害ともに平成24年度比15%減)。					
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を徹底していく観点から平成25年度の目標(1)①については、平成24年度と同様の目標とした。目標(1)②については、平成25年度から新たに実施する足場の設置が困難な屋根上等での墜落防止対策に関するものであるが、その数値については、目標(1)③及び(1)④を参考に設定した。また、造船業対策に関する目標(1)③及び(1)④については、平成24年度と同様の目標とした。東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業の目標(2)については、平成24年度と同様の目標とした。					
25年度目標(アウトプット指標)	(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(200現場) ③足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実践研修会を実施する。(630人) ④造船業での統括安全衛生責任者等に対する教育研修会を実施する。(6回) ⑤造船業でのリスクアセスメント実施者に対する教育研修会を実施する。(7回) (2)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(1648現場)					
25年度重点施策との関係	2-(3)-① 業種の特長に応じた労働災害防止対策の推進 2-(3)-② 復興工事に従事する労働者の安全確保 5-④ 復興工事に従事する労働者の安全確保					
26年度要求に向けた事業の方向性	(1)引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、墜落・転落災害防止対策の更なる定着を図る上で必要な要求を行う。 (2)東日本大震災に係る復旧・復興工事における安全衛生確保を徹底する上で必要な要求を行う。					
26年度重点施策との関係	5-(2)-② 第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進 5-(2) 東京電力福島第一原発の作業従事者等健康安全・労働条件確保対策					
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	(1)①手すり先行工法等に係る研修会の実施状況 ②手すり先行工法等に係る現場に対する指導・支援の実施状況 ③足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実践研修会の実施状況 ④統括安全衛生責任者等に対する教育研修会の実施状況 ⑤リスクアセスメント実施者に対する教育研修会の実施状況 (2)復興工事現場に対する安全衛生巡回指導の実施状況	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
			(1)① - ② - ③ - ④ - ⑤ - (2) 276現場	(1)① 1回 ② 17現場 ③ - ④ 2回 ⑤ 2回 (2) 698現場		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-					
その他特記事項	-					



事業名	荷役作業における労働災害防止対策事業 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	46						
			事業番号 (24年度)	48						
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担 当 係	物流・サービス 産業・マネジマン ト班						
実施主体	①陸上貨物運送事業労働災害防止協会、②東京海上日動リスクコンサルティング株式会社		事業開始年度	平成7年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ①陸上貨物運送事業労働災害防止協会、②東京海上日動リスクコンサルティング株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	交通労働災害と荷役作業時の墜落・転落災害の防止								
	対象 (誰/何を対象に)	①交通労働災害等の発生のリスクが高い陸上貨物運送事業者 ②荷主(製造業等)								
	事務/事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法: 委託事業 調達方法: 一般競争入札(総合評価落札方式) ①交通労働災害等の発生のリスクが高い陸上貨物運送事業場に対して、高年齢労働者に配慮した交通労働災害防止のためのマニュアルを作成するとともに、同マニュアル等を活用した研修会を開催する。 ②荷主(製造業等)に対して、荷役作業時におけるトラック運転手の墜落・転落防止対策を図るため、教材を作成し、同教材を活用した研修会を開催する。								
	実施体制	①陸上貨物運送事業労働災害防止協会、②東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 に委託して実施								
21年度予算額 (千円)		49,466	22年度予算額 (千円)	22,308	23年度予算額 (千円)	5,482	24年度予算額 (千円)	38,224	25年度予算額 (千円)	35,887
うち行政経費		7,171	うち行政経費	6,682	うち行政経費	5,482	うち行政経費	5,384	うち行政経費	5,384
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		40,497	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,596	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) ※予定額	25,681	※予算執行率は行政経費を考慮していません	
21年度 予算執行率(%)		95.7	22年度 予算執行率(%)	99.8	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	78.2		
事業/制度の必要性	第12次労働災害防止計画において、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図るとともに、墜落・転落災害防止の強化を図ることとされている。									
24年度目標	アウトカム指標	研修会の参加者について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。			24年度実績	アウトカム指標	○	①交通労働災害防止に関する研修会: 95% ②荷役作業時墜落・転落災害の防止に関する研修会: 94%		
	アウトプット指標	交通労働災害防止に関する研修会、荷役作業時における墜落防止のための設備等導入についての研修会を開催し、それぞれ300名以上を参加させる。				アウトプット指標	○	①交通労働災害防止に関する研修会: 1,082人 ②荷役作業時墜落・転落災害の防止に関する研修会: 987人		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<b>【アウトカム指標】</b> 昨年度の実績を踏まえて、専門家による検討会で、テキストに盛り込む最新法令や災害事例とその対策手法をコンパクトにまとめ、現場で具体的に活用できるようにしたことが高評価となったものと考えられる。 <b>【アウトプット指標】</b> 研修会の開催の2か月以上前から、災害防止団体や業界団体の業界誌を通じて、研修会開催の広報をし、また、企業の方が参加しやすいよう、地域で主催したことで、目標を超える集客結果となった。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	今年度の実績を踏まえて、引き続き効率的に実施する。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	陸上貨物運送事業における交通事故による死亡災害の発生件数の対前年比減			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期	
						118.5%	136.6%	113.6%	75.0%	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。 (ただし、予算額については適正な基準に見直し)							

25年度事業概要	陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインを普及させるための教材の作成、研修会の実施、専門家による荷役作業時の現場安全診断等の実施						
25年度目標(アウトカム指標)	研修会の参加者について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。						
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度まで)に陸上貨物運送事業での労働災害による休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させる。(平成24年度比)						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>【アウトカム指標】 24年度に引き続き25年度も費用対効果も踏まえ、研修(集団指導)形式で実施することとしたところであるが、その効果は「今後ガイドラインを踏まえた安全対策に継続的に取り組む上で有益であった旨の評価」を得ることとし、目標値は他の研修実施事業を参考として、80%とした。</p> <p>【アウトプット指標】 前年度の実施状況を踏まえ、設定した。</p>						
25年度目標(アウトプット指標)	陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。						
25年度重点施策との関係	2-(3)-1 業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進						
25年度要求に向けた事業の方向性	委託事業の一部を見直す一方、労働災害の7割が発生している荷主先等の安全担当者への研修を全国で実施する。						
25年度重点施策との関係	6-(2)-② 第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進						
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度 第一四半期	平成25年度 第二四半期	平成25年度 第三四半期	平成25年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであるため、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修が特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。						
その他特記事項	平成25年度より、「交通労働災害防止対策の推進事業」から「荷役作業における労働災害防止対策事業」に事業名変更。						

事業名	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業 【平成25年度重点目標管理事業】							事業番号 (25年度)	47
								事業番号 (24年度)	50
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	建設安全対策室、物理班
実施主体	株式会社森林環境リアライズ							事業開始年度	平成23年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:株式会社森林環境リアライズ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	林業における労働者の労働災害、振動障害防止のため							
	対象 (誰/何を対象に)	林業事業者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法: 委託事業 調達方法: 一般競争入札 事業内容: 林業に新規に参入する労働者等を使用する事業者を対象として ①林業に参入する労働者に対して実施される安全衛生教育への支援 ②林業店社が作成する作業計画に対する安全衛生の専門家による支援等の実施							
	実施体制	株式会社森林環境リアライズに委託して実施。							
21年度予算額 (千円)	97,406	22年度予算額 (千円)	93,436	23年度予算額 (千円)	27,921	24年度予算額 (千円)	18,184	25年度予算額 (千円)	17,757
うち行政経費	10,186	うち行政経費	10,182	うち行政経費	8,503	うち行政経費	6,709	うち行政経費	6,709
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	80,771	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,019	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	16,003	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	9,975	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	92.6	22年度 予算執行率(%)	10.6	23年度 予算執行率(%)	82.4	24年度 予算執行率(%)	86.9		
事業/制度の必要性	林業においては、災害発生率が他の産業に比べて極めて高く、看過できない状況にある。近年の死亡災害の状況を見ると、間伐作業中の災害、複数の労働者が近接して作業を行うなどによるものが多く、他業種から林業に新たに参入する者が増加していることもあり、その者による災害が目立つ。このため、 ①林業に新規に参入する労働者に対する安全衛生教育の支援の実施 ②作業計画作成に対する安全衛生の専門家による支援の実施 により、林業に新規に参入する労働者の労働災害防止対策を図る。								
24年度目標	アウトカム指標	新規に参入する労働者に対する安全衛生教育の支援が「有益であった」との回答の割合を80%以上とする。			アウトカム指標	○	有益であったとする回答(81%)		
	アウトプット指標	①林業に新規に参入する労働者に対する安全衛生教育の支援の実施(47事業場) ②作業計画作成に対する安全衛生の専門家による支援の実施(47事業場)			24年度実績 アウトプット指標	○	①林業に新規に参入する労働者に対する安全衛生教育の支援の実施(47事業場) ②作業計画作成に対する安全衛生の専門家による支援の実施(47事業場)		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	多数の専門家、林業関係団体の協力が得られたこと等により、事業を効果的、効率的に実施することができたものと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	新規参入者に対する安全衛生教育の支援及び作業計画の作成支援については、目標が達成されるとともに、十分な成果が得られたことから、これらの支援については、平成24年度限りで終了することとする。一方で、新規参入者の増加傾向等を踏まえた林業労働災害防止対策を推進するための事業を継続する必要がある。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①林業に新規に参入する労働者に対する安全衛生教育の支援の実施 ②作業計画作成に対する安全衛生の専門家による支援の実施			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
						①— ②—	①— ②—	①— ②—	①47事業場 ②47事業場
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	安全性能の高い保護具の着用徹底等の諸外国の先進的な林業労働災害防止対策を調査・検討し、検討結果に基づき取りまとめられた林業労働災害防止対策を林業現場において実地に検証する。							
25年度目標(アウトカム指標)	先進的な林業労働災害防止対策の調査・検討結果に基づく実地検証の結果、検証した労働災害防止対策が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。							
中期的な目標	第12次労働災害防止計画(平成29年度まで)に林業を含む全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害、死傷災害ともに平成24年度比15%減)。							
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	【アウトカム指標】 林業における労働災害、振動障害防止という事業目的を達成するため、検証した労働災害防止対策が役に立ったとの回答を得ることが重要であり、数値目標としては他の研修事業における目標設定値を参考として、80%を目標とした。 【アウトプット指標】 平成24年度から事業内容に変更があったため、新たな事業内容に沿った目標を設定した。							
25年度目標(アウトプット指標)	先進的な林業労働災害防止対策の調査・検討結果に基づく実地検証の実施(28事業場)							
25年度重点施策との関係	2—(3)—① 業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進							
26年度要求に向けた事業の方向性	本事業は、平成25年度限りとする。							
26年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	林業労働災害防止対策の林業現場における実地検証の実施状況	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—							
その他特記事項	—							

事業名	機械等の災害防止対策費		事業番号 (25年度)	48					
			事業番号 (24年度)	51					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	機械班					
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署		事業開始年度						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	危険性・有害性のある機械設備等について、その導入段階で予め危険性・有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置(リスクアセスメント)について、事業場内における自主的な安全衛生活動の促進を図るため、機械設置届等に係る審査及び実地調査等を行い、もって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図ることを目的としており、機械設備の設置時又は変更時等における機械等設置届の受理時等に必要な指導援助を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業場等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法: 国(都道府県労働局、労働基準監督署)による直轄事業 ①機械設置届等に係る審査及び実地調査 ②登録検査業者等に対する指導							
	実施体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							
21年度予算額 (千円)	14,336	22年度予算額 (千円)	14,139	23年度予算額 (千円)	11,252	24年度予算額 (千円)	10,521	25年度予算額 (千円)	10,508
うち行政経費	14,336	うち行政経費	14,139	うち行政経費	11,252	うち行政経費	10,521	うち行政経費	10,508
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	機械等の労働災害の防止に資することから実施することが必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	機械災害を対前年度比で減少させる。	24年度実績	アウトカム指標	○	平成24年度の機械災害による死傷災害(休業4日以上)は28,218人(前年28,601人)であり、1.3%減少した。			
	アウトプット指標	機械設備の設置時又は変更時等における機械等設置届の受理時等に必要 な指導援助を行うとともに、実地調査の 対象基準に該当するものについては実 地調査を実施する。		アウトプット指標	○	機械等設置届(動力プレス、軌道装置等)2,375件を受理し、その うち391件に対して実地調査を行い、現地確認するとともに、必要 な指導を行った。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画的に実地調査等を実施したためと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	継続して事業を実施。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は、機械等設置届の受理時等に必要の指導を行うとともに、実地調査の対象基準に該当するものについては実地調査を実施するものである。事業場から提出される機械等設置届は、監督署の管内状況によって異なり、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。								
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	24年度事業と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	機械災害を前年比で減少させる。						
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度まで)に全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害、死傷災害ともに平成24年度比15%減)。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	機械災害は、単年度では様々な要因により増減するが、指の切断など重篤な機械災害を減少させる必要があり、前年度よりも減少させることを目標とした。						
25年度目標(アウトプット指標)	機械設備の設置時又は変更時等における機械等設置届の受理時等に必要な指導援助を行うとともに、実地調査の対象基準に該当するものについては実地調査を実施する。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	従前の事業実施方針に基づき、引き続き着実に実施する。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は、機械等設置届の受理時等に必要な指導を行うとともに、実地調査の対象基準に該当するものについては実地調査を実施するものである。事業場から提出される機械等設置届は、監督署の管内状況によって異なり、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。						
その他特記事項	—						

事業名	特別安全衛生指導等経費		事業番号 (25年度)	49					
			事業番号 (24年度)	52					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労災保険法第29条第1項第3号)			担 当 係 物流・サービス産業・マネジメント 広、建設安全対策 室					
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署			事業開始年度 平成23年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	アスベストやじん肺等職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾病及び振動障害の予防のため監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。 また、労働災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法: 厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署による直轄事業 ・災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告により把握している労働災害を対象にその発生原因を多角的体系的に検討するとともに、毎年災害が多発している特定の業務についての特定災害の原因を総合的に調査する。 ・重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときは、徹底的な災害原因調査を行い、安全管理指導を継続して実施し、社会的に重大な災害、科学的、技術的に解明の困難な災害の場合は、学識経験者を中心とした総合科学調査団を派遣し、災害原因の徹底的究明を行う。 ・技術の進歩に伴い危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が著しく高く重大災害が多い業種(建設業等)について専門職員による災害防止の指導を行う。 ・有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施する。							
	実施体制	厚生労働本省、労働局、労働基準監督署							
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	85,628	24年度予算額 (千円)	43,754	25年度予算額 (千円)	57,183
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	85,628	うち行政経費	43,754	うち行政経費	57,183
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	職業性疾病の予防のための監督指導等を実施するために必要な経費である。								
24年度目標	アウトカム指標	監督指導等を実施することにより、職業性疾病の発生減少傾向を維持する。	24年度実績	アウトカム指標	○	平成24年度の業務上疾病者数は、7,743人(前年7,779人)であり、減少傾向を維持した。			
	アウトプット指標	重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な災害原因調査を行い、原因を究明する。		アウトプット指標	○	重篤な労働災害、専門家による原因究明が必要な災害等について、学識経験者を中心とした調査等を39回実施した。(例: 姫路化学工場爆発事故等)			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	【アウトプット指標】 専門家による原因究明により、同種労働災害の防止に貢献していると考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	職業性疾病は、じん肺やがん原性物質による疾病など、選発性の疾病を含むものであることから、監督指導等を実施した効果が四半期という短期間で把握できるものではないため。								
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	重篤な労働災害を発生させた事業場や安全衛生管理に課題を抱えている事業場に対し、業種や作業態様の特性を考慮した安全衛生改善計画の樹立を促す						
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度まで)に死亡者数、死傷者数の減少を図る(死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに15%(対平成24年度比)以上減少させる)						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	事業場の業種や作業態様が様々であり、これにより、労働災害の発生原因は、多岐に亘ることから、一律の目標を設定することはなじまないが、個々の事業場において、安全衛生対策を進め、労働災害を防止すること、職業性疾病を予防することは重要であることを踏まえ、安全衛生改善計画の樹立を目標とした。						
25年度目標(アウトプット指標)	重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な災害原因調査を行い、原因を究明する。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き着実に実施する。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	職業性疾病は、じん肺やがん原性物質による疾病など、遅発性の疾病を含むものであることから、監督指導等を実施した効果が四半期という短期間で把握できるものではないため。						
その他特記事項	-						



事業名	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	50					
			事業番号 (24年度)	53					
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	特定分野労働条件対策係					
実施主体	労働局・労働基準監督署		事業開始年度	平成23年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的(何のため)	外国人、派遣労働者等の特定分野の労働者についての労働災害の防止等を図るため。							
	対象(誰/何を対象に)	特定分野の労働者についての当該労働者を使用する事業場。							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。							
	実施体制	外国人労働者労働条件相談員を配置した外国人労働者相談コーナー(25の労働局及び12の労働基準監督署)派遣労働者専門指導員を配置した23の労働基準監督署							
21年度予算額(千円)	—	22年度予算額(千円)	—	23年度予算額(千円)	115,466	24年度予算額(千円)	108,031	25年度予算額(千円)	106,076
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	115,466	うち行政経費	108,031	うち行政経費	106,076
21年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	24年度決算額※行政経費を除く(千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	—	22年度予算執行率(%)	—	23年度予算執行率(%)	—	24年度予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	特定分野の労働者に係る労働災害の防止を図る必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年度より増やす。	24年度実績	アウトカム指標	○	外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数が前年度に比べ1.2%増加した。(平成23年度:2,652件→平成24年度:2,699件)			
	アウトプット指標	外国人労働者相談コーナー広報用リーフレットを9,800部作成する。		アウトプット指標	○	外国人労働者相談コーナー広報用リーフレットを45,840部作成した。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	外国人労働者相談コーナーの広報を兼ねた労働基準関係法令に関する解説の外国語によるパンフレットの作成・配布やホームページへの掲載により、外国人労働者への労働基準関係法令や外国人労働者相談コーナーの周知が進んだことにより、相談件数の増加につながった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、外国人労働者への労働基準関係法令や外国人相談コーナーの周知を進め、外国人労働者についての労働災害の防止等を図る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	外国人労働者が労働する地域や職種は多岐にわたり、また業種により繁忙期が異なっていることから、四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。								
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年度より増やす。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を前年度より増やす。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	特定分野の労働者に係る労働災害の防止を図るという目的を達成するため、外国人労働者及び派遣労働者からの相談件数を前年度よりも増やすことを指標とした。						
25年度目標(アウトプット指標)	①外国人労働者相談コーナー広報用リーフレットを40,000部作成する。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成する。						
25年度重点施策との関係	6—③ 外国人労働者の労働条件の確保						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き要求を行う。						
26年度重点施策との関係	9—①外国人の適正な就業の促進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	外国人労働者が労働する地域や職種が多岐にわたり、また業種により繁忙期が異なっていることから四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	—						

事業名	自主点検方式による特別監督指導の機能強化							事業番号 (25年度)	51
								事業番号 (24年度)	54
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	管理係
実施主体	厚生労働省本省、労働局、労働基準監督署							事業開始年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷し、事業主に配布し、これを回収することにより、事業主に自主的な改善を図らせるとともに、問題のある事業場を適切に把握し、労働者の安全衛生等の確保を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主							
	事務・事業 (決定スキームを含む)	労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷し、事業主に配付し、これを回収する。							
	実施体制	厚生労働省本省、労働局、労働基準監督署							
21年度予算額 (千円)	7,269	22年度予算額 (千円)	5,137	23年度予算額 (千円)	5,137	24年度予算額 (千円)	5,051	25年度予算額 (千円)	5,051
うち行政経費	7,269	うち行政経費	5,137	うち行政経費	5,137	うち行政経費	5,051	うち行政経費	5,051
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	事業主に労働安全衛生管理等に関する自主的な改善を促すために必要な経費である。								
24年度目標	アウトカム指標	事業主に労働安全衛生管理等に係る自主的な改善を促し、過去5年ごとの労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。			24年度実績	○	労働災害発生状況の減少傾向を維持している。 (過去5年ごとの労働災害発生状況 平成15年度～平成19年度合計605,221人 平成20年度～平成24年度合計563,693人)		
	アウトプット指標	休業4日以上死傷災害が2年連続で増加している状況を踏まえ、自主点検表を、昨年度より39,350部増刷し(109,500部作成)、事業主に送付する。			アウトプット指標	○	作成・送付した自主点検表: 109,500部		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業主が自主点検表を活用することにより、労働安全衛生管理等に関して自主的な改善を図ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	事業主に対し、労働安全衛生管理等に係る自主的な改善を図らせるよう、引き続き取り組む。								
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上死傷者数			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
						28,822人	30,308人	28,800人	29,064人 ※速報値
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	事業主に労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、過去5年ごとの労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。						
中期的な目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少(平成24年比)</li> <li>平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少(同)</li> </ul>						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>労働災害の発生件数は、単年度では様々な要因により増減するが、今年度も事業主の労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、労働災害発生件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。なお、第12次労働災害防止計画(計画期間:平成25年度～29年度)の目標設定を踏まえ、平成29年までに、労働災害による死亡者及び死傷者数(休業4日以上)を平成24年に比べ共に15%以上減少することを中期的な目標とした。</p> <p>&lt;参考:過去5年間の労働災害発生状況&gt;  平成20年119,291人、平成21年105,718人、平成22年107,759人、平成23年111,349人、平成24年119,576人</p>						
25年度目標(アウトプット指標)	休業4日以上死傷災害が3年連続で増加している状況を踏まえ、自主点検表を昨年度と同程度(101,700部)作成し、事業主に送付する。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求するが、運営の更なる効率化に努める。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上死傷者数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				26,439人 ※速報値	19,790人 ※速報値	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	「労災かくし」の排除のための対策の推進		事業番号 (25年度)	52					
			事業番号 (24年度)	55					
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担 当 係	企画調整係					
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署		事業開始年度	平成13年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的(何のため)	労働災害発生事実の隠蔽等を行う労災かくしが多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねない。そのため、被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除についてさらなる対策の強化を図る。							
	対象(誰/何を対象に)	健康保険不支給決定者							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	(1) 全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 (2) パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 (3) 建設業者に対する集団指導 (4) 事業場及び医療機関に対する調査							
	実施体制	労働基準局労災補償部労災管理課							
21年度予算額(千円)	72,027	22年度予算額(千円)	55,657	23年度予算額(千円)	47,750	24年度予算額(千円)	46,996	25年度予算額(千円)	43,052
うち行政経費	72,027	うち行政経費	55,657	うち行政経費	47,750	うち行政経費	46,996	うち行政経費	43,052
21年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	—	24年度決算額※行政経費を除く(千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	—	22年度予算執行率(%)	—	23年度予算執行率(%)	—	24年度予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者に対して適正な保護が行われないだけでなく、同種災害の発生防止対策が阻害されるおそれがあるほか、事業主に対して適正なメリット制が適用されなくなるおそれがあることから社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。	24年度実績	アウトカム指標	○	年間を通して、3033件の請求勧奨を実施した。			
	アウトプット指標	労災かくしの防止を周知する印刷物を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配付する。		アウトプット指標	○	労災保険給付請求を勧奨するパンフレット部を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配布するとともに、HPにも記載した			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	全国健康保険協会からの情報提供を受け、請求勧奨を確実に実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、健康保険不支給対象者への請求勧奨を実施すると共に、労災かくし防止に関する施策を実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、労災保険の請求勧奨件数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				860	786	762	625		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	本事業は、被災労働者の当然の権利を確保するものであり、満足度等の測定になじまない。それに代わり、事業の効率性を高めるため、健康保険の不支給決定者で、労災保険制度の適用事業に使用される者ではない等の理由により明らかに労災保険給付の対象とならない者を除き、労災保険の請求の可能性のある者全員について、労災保険の請求勧奨を行うことを目標として設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	労災かくしの防止を周知する印刷物を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配布する。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、労災かくしに関する相談窓口を充実させ、健康保険不支給決定者に対する労災保険の請求勧奨を徹底するとともに、ポスター等による労災かくし防止に向けた周知・啓発を図る。また、労災補償担当部署と監督・安全衛生部署との連携を図ることとする。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	健康保険の不支給決定者のうち、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除いた、労災保険の請求勧奨件数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				811	552		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 [25年度重点目標管理事業]		事業番号 (25年度)	53					
			事業番号 (24年度)	56					
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担 当 係	特定分野 労働条件対策 係、 労働条件改善係					
実施主体	都道府県労働局及び業務委託先(株式会社日通総合研究所)		事業開始年度	平成20年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社日通総合研究所) ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	長時間労働の抑制、改善基準告示遵守のための環境整備を行い、事業者自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。							
	対象 (誰に何を対象に)	トラック、バス、タクシー運転者を使用する事業場及びその荷主となる事業場							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	(Ⅰ)「自動車運転者時間管理等指導員」の配置やパンフレットの作成等により、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。 (Ⅱ)EUを中心とした先進諸国における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等について、一般労働者との比較を含めて調査研究を行い、今後の施策の在り方を検討する際に参考となる資料を作成する。 (Ⅲ)荷主から運搬する貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。							
	実施 体制	(Ⅰ)は都道府県労働局等において実施。 (Ⅱ)、(Ⅲ)は委託事業として、一般競争入札による受託者・株式会社日通総合研究所が実施。							
21年度予算額 (千円)	68,097	22年度予算額 (千円)	32,898	23年度予算額 (千円)	120,313	24年度予算額 (千円)	97,189	25年度予算額 (千円)	123,204
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	97,042	うち行政経費	76,648	うち行政経費	102,685
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	54,530	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27,276	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,025	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	19,950	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	80.1	22年度 予算執行率(%)	82.9	23年度 予算執行率(%)	47.4	24年度 予算執行率(%)	97.1		
事業/ 制度の必 要性	トラック、バス等の自動車運転者は、依然として長時間労働の実態にあり、全産業労働者との格差が縮小しない状況にあり、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」違反が多く、運輸業に係る過労死の労災認定件数も全産業の中で最も多い状況にあるため、業務の特性を踏まえた特別な対策を取り組む必要がある。								
24年 度目 標	アウトカム 指標	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問した事業場の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ②協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得る。			24年 度実 績	アウト カム指 標	○	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問した事業場の98.7%から「訪問が有益であった」との回答を得た。 ②協議会に参加した事業場の85.4%から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得た。	
	アウトプット 指標	自動車運転者時間管理等指導員による指導事業場数を1,800事業場以上とする。				アウト プット 指標	○	自動車運転者時間管理等指導員による指導事業場数は3,971事業場であった。	
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	個別訪問のみならず、集会的な助言・指導を実施し、手法の見直しを行ったことにより、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適正な運営に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	自動車運転者が労働する地域により繁忙期が異なっており、四半期単位での実績のモニタリングにはなじまないため。								
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	(i)自動車運転者時間管理等指導員を引き続き配置して、個別訪問の上、指導・助言を行うとともに、業界団体未加入の事業者に対し、労働基準関係法令等の周知等を行う。 (ii)は終了。 (iii)平成24年度に引き続き実施。						
25年度目標(アウトカム指標)	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問した事業場の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ②協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得る。						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問する事業場は、業界の実情、経営課題等に精通している指導員の意見を基に改善基準告示に係る指導・助言を要すると認められる事業場であり、また、平成25年度からは、新たに業界団体未加入の事業者に対し、労働基準関係法令等の周知等を行うこととしていることから、その効果を図る指標として、引き続き80%とした。 ②協議会に参加する事業場は、平成24年度に協議会に参加した事業場と異なる事業場を予定していることから、その効果を図る指標として、引き続き80%とした。						
25年度目標(アウトプット指標)	自動車運転者時間管理等指導員による指導事業場数を1,800事業場以上とする。						
25年度重点施策との関係	2-(2)-⑥ バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制						
26年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求するが、運営の更なる効率化に努める。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	自動車運転者が労働する地域により繁忙期が異なっており、四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項	-						



(雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課)

事業名	家内労働安全衛生管理費		事業番号 (25年度)	54					
			事業番号 (24年度)	57					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)			担当係 家内労働係					
実施主体	都道府県労働局			事業開始年度 昭和49年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のため							
	対象 (誰/何を対象に)	家内労働者及び委託者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・危険有害業務に従事する家内労働者を対象に、職業性疾病の早期発見及び予防に資するため、都道府県労働局が産業医等による健康相談を実施する。							
	実施体制	都道府県労働局							
21年度予算額 (千円)	23,559	22年度予算額 (千円)	23,577	23年度予算額 (千円)	20,953	24年度予算額 (千円)	17,905	25年度予算額 (千円)	25,998
うち行政経費	23,559	うち行政経費	23,577	うち行政経費	20,953	うち行政経費	17,905	うち行政経費	13,699
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	-	※予算執行率は行政経費を考慮して算出	
21年度 予算執行率(%)	-	22年度 予算執行率(%)	-	23年度 予算執行率(%)	-	24年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性	家内労働者の安全の確保及び健康を保持し、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病を早期に発見し予防するために、家内労働安全衛生指導員による家内労働者及び委託者への指導、家内労働者に対する健康相談の実施が必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。	24年度実績	アウトカム指標	○	93.8% ※指導に対し改善の意向ありと回答した委託者及び家内労働者391名/家内労働安全衛生指導員が個別指導を実施した結果、要改善事項があった委託者及び家内労働者417名			
	アウトプット指標	家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を880人以上とする。		アウトプット指標	○	869人			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	家内労働安全衛生指導員による訪問指導が適切に行われた結果、アウトカム指標について目標を達成することができた。訪問指導対象となる委託者の廃業、移転のため、訪問に至らなかった活動状況が散見されたため、アウトプット指標については目標件数を下回った。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	委託状況届け先から危険有害業務の委託者および家内労働者を適切に把握し、計画的な訪問活動を実施する。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	左記指標についての事業実績等			平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	・家内労働安全衛生指導員による個別指導において要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が、指導の結果、改善の意向ありと回答することという指標は、毎回の指導の成果に着目したものであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。 ・家内労働安全衛生指導員による訪問指導については、月毎の活動日数が予め決められておらず、各都道府県労働局の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。								
評価	B		予算額又は手法等の見直し						

25年度事業概要	<p>①家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。</p> <p>②家内労働者の災害及び疾病の予防のため、委託事業として、作業環境、災害事例の実態を委託者及び家内労働者へのヒアリングによって把握し、今後の防止対策を検討する。</p>						
25年度目標(アウトカム指標)	<p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。</p> <p>②危険有害業務に従事する家内労働者の実態について把握した内容を部会への報告又はHPへの掲載により公表する。</p>						
中期的な目標	家内労働者の安全の確保及び健康の保持、職業性疾病の早期発見及び予防が図られること。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>①家内労働安全衛生指導員の指導の効果として計ることのできる目標として、改善の意向を確認することとし、その割合を目標としたもの。水準については、前年度までの実績を踏まえ、引き続き85%以上とした。</p> <p>②ヒヤリハット事例を含む家内労働の実態を把握し、今後の安全衛生対策を検討するためにはヒアリング調査を実施し、基礎資料を得ることが必要であるため。</p>						
25年度目標(アウトプット指標)	<p>①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を800人以上とする。</p> <p>②危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握を目的とした調査を行う対象労働者の人数を80人以上とする。</p>						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	<p>①引き続き、家内労働安全衛生指導員による粘り強い訪問指導を行うことにより、家内労働関係者の安全衛生意識を高めることが必要である。</p> <p>②前年度成果を生かしつつ、課題及び対策措置の検討を行っていく。</p>						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>・家内労働安全衛生指導員による個別指導において要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が、指導の結果、改善の意向ありと回答することという指標は、毎回の指導の成果に着目したものであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。</p> <p>・家内労働安全衛生指導員による訪問指導については、月毎の活動日数が予め決められておらず、各都道府県労働局の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。</p>						
その他特記事項	-						

事業名	女性労働者健康管理等対策費		事業番号 (25年度)	55					
			事業番号 (24年度)	58					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	啓発援助係					
実施主体	都道府県労働局、一般財団法人女性労働協会		事業開始年度	平成18年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:一般財団法人女性労働協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	女性労働者の職場進出が進み、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、労働災害の予防等を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主及び女性労働者等							
	事務/事業のスキーム (決定スキームを含む)	委託事業の受託者を公募により募集(母性健康管理推進支援事業:一般競争入札(総合評価落札方式)) 具体的には、母性健康管理の措置の実施に関する調査を実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析及び施策の提言を行い、また、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関するサイト運営等による情報提供、周知・啓発を実施する。							
	実施体制	委託事業については、一般競争入札により受託者を決定の上、事業実施。(平成24年度:一般財団法人女性労働協会) 直接実施部分については、各都道府県労働局で実施している。							
21年度予算額 (千円)	64,469	22年度予算額 (千円)	53,283	23年度予算額 (千円)	57,953	24年度予算額 (千円)	50,134	25年度予算額 (千円)	50,070
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	16,183	うち行政経費	14,536	うち行政経費	14,491
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	52,119	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	46,053	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27,453	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	28,546	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	80.8	22年度 予算執行率(%)	86.4	23年度 予算執行率(%)	65.7	24年度 予算執行率(%)	80.2		
事業/制度の必要性	妊娠中又は出産後の女性労働者が安全に働くことができる職場環境の整備を図るため、事業の実施が必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	メール相談者でアンケートに回答者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした人の割合60%	24年度実績	アウトカム指標	○	87.5% ※平成24年度に受け付けたメール相談件数262件			
	アウトプット指標	母性健康管理サイトのアクセス数を490,000件(携帯端末専用サイトへのアクセス数含む)とする。		アウトプット指標	○	母性健康管理サイトのアクセス数 560,340件			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業を適切に実施し、事業主、企業の人事・労務担当及び女性労働者等サイト訪問者からの、母性健康管理に関する問い合わせ等に対し、医師・社労士等の専門家により必要な情報を提供することができたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	目標を達成し、職場における母性健康管理措置の実施に効果を上げているため、引き続き、事業の適切な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				—	—	—	—		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果が測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	メール相談者でアンケートに回答者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした人の割合70%						
中期的な目標	企業における妊娠中及び出産後の健康管理の整備を進めるとともに、医師等の指導事項を的確に伝達するための母性健康管理指導事項連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な健康管理の推進を図る。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	昨年度の実績を踏まえ、メール相談の有用性について、満足度の向上を図ることとした。						
25年度目標(アウトプット指標)	母性健康管理サイトのアクセス件数を500,000件(携帯端末専用サイトへのアクセス数含む。)とする。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	母性健康管理に関する事業については、事業内容や効率的な実施方法について検討を行い、必要な見直しを図る。テレワークに関する事業については、「世界最先端IT国家創造宣言について(平成25年6月14日閣議決定)」等により、社会全体へと波及させる取組を進めることとされていることから、必要な要求を行っている。						
26年度重点施策との関係	4-(3)男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	母性健康管理サイトのアクセス件数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費							事業番号 (25年度)	56
								事業番号 (24年度)	59
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担 当 係	技能実習係
実施主体	(財)国際研修協力機構							事業開始年度	平成9年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: (財)国際研修協力機構) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	技能実習生及び技能実習生受入れ企業・団体							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	企画競争により委託先を選定し、以下の事業を行う。 ①安全衛生対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。 ②安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地指導を行う。 ③受入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。							
	実施体制	企画競争により選定された委託先である(財)国際研修協力機構において事業を実施							
21年度予算額 (千円)	54,953	22年度予算額 (千円)	43,819	23年度予算額 (千円)	40,269	24年度予算額 (千円)	37,881	25年度予算額 (千円)	35,966
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	48,957	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	40,543	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27,769	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) ※予定額	37,830	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率 (%)	89.1	22年度予算執行率 (%)	92.5	23年度予算執行率 (%)	69.0	24年度予算執行率 (%)	99.9		
事業/制度の必要性	技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による意思疎通の不備からくるストレスによる精神衛生上の問題等、日本人労働者とは異なる特殊な事情を有しているため、技能実習生に特有の状況を踏まえた対策が必要である。また、業務災害や通勤災害が多発する状況を放置しておくことは、生じた場合は受入れ企業、技能実習生にとって大きな問題であるとともに、開発途上国との友好関係にも悪影響を与えかねない。このため、技能実習制度の適正かつ円滑な推進が図られるよう事故・疾病防止対策の強化が必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	技能実習1号の死傷者年千人率(休業4日以上)が6.48以下			アウトカム指標	○	技能実習1号の死傷者年千人率(休業4日以上) 6.39人		
	アウトプット指標	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件以上			アウトプット指標	○	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 547件 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 107件		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーによる実地指導をはじめ本事業が適切に行われたため、アウトカム指標及びアウトプット指標について目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適正な運営に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。								
評価	A			目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	平成24年度の技能実習1号の死傷者年千人率(休業4日以上)以下(6.39)						
中期的な目標	組織体制の見直しや事務・事業の効率化を図り、技能実習生の事故・疾病防止対策の強化を図る。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>【アウトカム指標】  技能実習生が、技能実習により修得した技能を活かすことが当制度の目的であり、この目的を達成するためには、技能実習生が我が国在留期間中に重篤な事故や疾病にあうことなく心身共に健全な状態で技能の修得を行うことが必要となる。平成22年7月の改正入管法の施行により、入国1年目から雇用関係の下で技能実習を行うこととなっているが、平成23年度の技能実習生の労働災害は、入国1年以内の技能実習生が約半数を占めている。  この観点から、指標については、休業4日以上技能実習1号の死傷者年千人率(技能実習1号1,000人あたり1年間に発生する死傷者数)とし、平成24年度の数値(集計中)と比較することで、本事業の成果を図ることが適当である。  ※技能実習生1号:入国1年目で就労している技能実習生</p> <p>【アウトプット指標】  目標を下げた理由:予算の削減を考慮し、効率的に実習実施機関に対する指導を行うため、セミナーによる集団指導の回数を増やした一方で、個別の実習実施機関に対する実地指導の件数を減らし、その目標を300件にしたものである。</p>						
25年度目標(アウトプット指標)	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 300件 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	技能実習生の死傷事故を防ぐため、受入れ団体・企業への指導・啓発を強化し、引き続き事業を実施する。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定になじまないため。						
その他特記事項	-						

事業名	小規模事業場産業保健活動支援促進事業のための経費 【平成24年度までの経過措置】							事業番号 (25年度)	57
								事業番号 (24年度)	60
事業の別	安全衛生確保等事業							担 当 係	産業保健班
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							事業開始年度	平成9年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金[直接・間接] (補助先及び実施主体:(独)労働者健康福祉機構) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	産業医の選任義務のない労働者数が50人未満の小規模事業場における産業保健活動を支援することにより、産業医の要件を備えた医師の選任の拡大を図り、もって、労働者の健康管理の向上等を目的とする。また、深夜業に従事する労働者が自己の健康に不安を感じて、自発的に健康診断を受診することを支援し、労働者の健康管理の充実を図ることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者数が50人未満の小規模事業場の事業者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。 また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。							
	実施体制	(独)労働者健康福祉機構(本部及び産業保健推進センター)において実施							
21年度予算額(千円)	126,520	22年度予算額(千円)	74,224	23年度予算額(千円)	27,735	24年度予算額(千円)	11,180	25年度予算額(千円)	—
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額※行政経費を除く(千円)	53,678	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	35,211	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	14,787	24年度決算額※行政経費を除く(千円)※予定額	5,212	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	42.4	22年度予算執行率(%)	47.4	23年度予算執行率(%)	53.3	24年度予算執行率(%)	46.6		
事業/制度の必要性	・労働者数50人未満の小規模事業場は、産業保健に精通した人材の確保が難しく、健康管理が難しいことから、産業医の選任を助成することにより、健康管理を支援する必要がある。 ・深夜業に従事される方が自己の健康に不安を感じて、自発的に健康診断を受診することを支援し、労働者の健康管理の充実を図る必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	—			24年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—			24年度実績	アウトプット指標	○	—	
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	—			平成24年度までの経過措置					

25年度事業概要	—						
25年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標:	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
25年度目標(アウトプット指標)	—						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	—						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由:	—						
その他特記事項	平成22年度限りで事業を廃止したが、平成22年度以前から事業を利用している事業場に対しては、経過措置として引き続き3か年を限度として助成を行うこととしている(平成23年度以降新規の申請を受けていない)。						



事業名	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費		事業番号 (25年度)	58					
			事業番号 (24年度)	61					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担 当 保	業務第一係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成16年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先及び実施主体:(独)労働者健康福祉機構) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うに当たり、その利息及び貸倒償却に要する経費を補助することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	(独)労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項の業務に要する事業で発生する財政融資資金への償還に当たり、一時的に資金不足が発生する際に行った民間金融機関からの借入利息部分及び貸倒債権を償却するために必要な額。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書附則第4条第4項により、旧労働福祉事業団から貸し付けられた資金の債権回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこととされている。							
	実施体制	(独)労働者健康福祉機構本部において実施							
21年度予算額 (千円)	228,017	22年度予算額 (千円)	94,893	23年度予算額 (千円)	184,756	24年度予算額 (千円)	206,024	25年度予算額 (千円)	232,713
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	228,017	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	94,893	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	184,756	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	206,024	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	100	22年度 予算執行率(%)	100	23年度 予算執行率(%)	100.0	24年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性	適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施される必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額145百万円を回収する。	24年度実績	アウトカム指標	○	正常債権の回収額は204百万円となり、目標額を上回った。			
	アウトプット指標	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出奨励、弁済奨励を行う。		アウトプット指標	○	システムにより債権管理を行い、期日が到来したにもかかわらず弁済がなされない債権については付便を行うほか、必要に応じて担保物件の任意売却や競売等の法的手続を実施する等、適切な債権管理と回収に努めた。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことによる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き貸付債権の適切な管理・回収を行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				—	—	—	—		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	債権管理・回収業務は、四半期ごとのモニタリングになじまないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様								
25年度目標(アウトカム指標)	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額133百万円を回収する。								
中期的な目標	貸付債権の適切な管理・回収を行う。								
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	貸付債権の管理・回収を行う業務であることから、計画に基づいた回収を行うことを目標とする。								
25年度目標(アウトプット指標)	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。								
25年度重点施策との関係	-								
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き貸付債権の適切な管理・回収を行う。								
26年度重点施策との関係	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	債権管理・回収業務は、四半期ごとのモニタリングになじまないため。								
その他特記事項	-								

事業名	労働災害防止対策補助金経費		事業実施年度 (25年度)	59					
			事業実施年度 (24年度)	62					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令:労働災害防止団体会法第54条、船員災害防止活動の促進に関する法律第5条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担 当 係	団体監理係					
実施主体	労働災害防止団体(6団体)及び船員災害防止協会		事業開始年度	昭和39年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金[直接・間接] (補助先:労働災害防止団体(6団体)及び船員災害防止協会 実施主体:労働災害防止団体(6団体)及び船員災害防止協会) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業の目的・効果	目的(何のため)	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として、労働災害防止団体会等の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)及び船員災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動等の事業を促進するため補助を行うもの。							
	対象事業(何を実施)	事業主、事業主の団体、労働者							
	実施事業の概要(事業の目的・効果)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、その労働災害の防止に繋げるため、災害防止団体により以下の事業を行う。 ①調査研究事業②安全衛生啓発事業③安全衛生管理活動事業④労働災害防止活動事業							
	実施体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、船員災害防止協会							
21年度予算額(千円)	2,721,654	22年度予算額(千円)	2,047,329	23年度予算額(千円)	1,843,709	24年度予算額(千円)	1,516,444	25年度予算額(千円)	1,377,445
21年度行政経費	—	22年度行政経費	—	23年度行政経費	—	24年度行政経費	—	25年度行政経費	—
21年度決算額(千円)	2,569,318	22年度決算額(千円)	1,971,384	23年度決算額(千円)	1,776,773	24年度決算額(千円)	1,431,026	25年度決算額(千円) ※予算執行率は行政経費を基準として算出	
21年度予算執行率(%)	94.4	22年度予算執行率(%)	96.3	23年度予算執行率(%)	96.4	24年度予算執行率(%)	94.4		
事業の重要性	事業主の行う労働災害防止活動、船舶所有者の行う船員災害防止活動は、生産活動に直接結びつくものではない上、企業間の横並び意識から他の企業を上回る安全衛生対策に取り組む事業主等は限られ、また、安全衛生分野の技術・ノウハウも個々の企業からすれば資産としての側面を有することから、労働災害防止及び船員災害防止につながる好事例であったとしても、事業主等が自主的に同業他社に公表し、業界や企業間で共有することは希な状況にある。 特定の企業や企業グループに偏らない中立かつ非営利の事業主団体である協会を組織させ、法令に定める最低基準を上回る安全衛生活動を行わせることと、事業主等の行うべき安全衛生に関する措置全般について、主に技術的な面からキメの細かい指導及び援助を行わせることとしたものである。 労働災害及び船員災害の防止を効率的に進めるためには、国の行う法令の履行確保のための監督指導に併せ、労働者の安全衛生についての責任を有する事業主、船員の安全衛生について責任を有する船舶所有者が行う自主的な災害防止活動が不可欠である。								
24年度目標	アウトカム指標	24年度実績	○	①安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合:97% ※効果があった事業場2,067事業場/回答事業場2,117事業場 ②災害防止に効果があった者の割合:96% ※効果があった事業場16,790/回答事業場17,364					
	アウトプット指標	24年度実績	○	①現場指導等事業場等数:21,597件 ②教育研修等受講者数:63,734人					
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	中小規模事業場等を中心に、実情に即した指導や研修を行うことができたため、受講者数の達成や効果があったと回答が多かったと考える。安全管理士、衛生管理士等が事業の建意に沿って、最優先に活動した結果、目標とした個別指導、現場パトロール数等を達成することができたと考え。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項(今後の課題)	引き続き、団体や事業場に対する事業紹介や事業への動員活動を強化することにより事業利用事業場の拡大を図る。年度途中においても、安全衛生上の問題が生じた事業については、随機随処に研修会等を新設し、参加者の確保に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期			
			①3,523 ②11,576	①5,313 ②21,915	①7,985 ②17,849	①4,776 ②12,394			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止団体が実施する現場指導等事業場等のうち、安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等の受講者のうち、災害防止に効果があった者の割合を80%以上とする。						
中期的な目標	第12次労働災害防止期間中(平成29年度まで)に死亡者数、死傷者数の減少をはかる。 死亡者数、休業4日以上の死傷者数とも対平成24年度比で15%以上減少させる。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①労働災害防止団体及び船員災害防止団体が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等が、受講者に対して災害防止に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。						
25年度目標(アウトカム指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数を18,900事業場以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数を62,700人以上とする。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度策求に向けた事業の方向性	補助対象事業の見直しの検討を行い、運営の更なる効率化に努める。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数	左記指標についての事業実績等	平成25年度 第一四半期 ①4,687 ②14,541	平成25年度 第二四半期 ①6,745 ②23,771	平成25年度 第三四半期	平成25年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	産業医学振興経費		事業番号 (25年度(仮定))	60					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		事業番号 (24年度)	63					
実施主体	(公財)産業医学振興財団、産業医科大学		担当事業関係	団体監視係					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先:(公財)産業医学振興財団(直接)、産業医科大学(間接) 実施主体:(公財)産業医学振興財団、産業医科大学) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的(何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する							
	対象(誰/何を対象に)	産業医科大学及び同大学在学学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等							
	事業/事業スキーム(決定スキームを含む)	1 産業医科大学の運営に対する助成 2 産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 3 産業医の質の向上を図る研修等の実施 4 産業医学に関する研究の促進 5 産業医学情報の提供							
	実施体制	(公財)産業医学振興財団、産業医科大学							
21年度予算額(千円)	6,081,847	22年度予算額(千円)	5,316,934	23年度予算額(千円)	5,453,181	24年度予算額(千円)	4,998,166	25年度予算額(千円)	5,011,874
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額※行政経費を除く(千円)	5,941,493	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	5,181,784	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	5,453,181	24年度決算額※行政経費を除く(千円)※予算額	4,968,519	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	97.7	22年度予算執行率(%)	97.5	23年度予算執行率(%)	100.0	24年度予算執行率(%)	99.4		
事業/制度の必要性	過労労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法律に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホムドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス対策等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医への研修、産業医学情報の提供を通じ、質の高い産業医を育成することが必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上増殖させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。 ③産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。	アウトカム指標	○	① 産業医科大学卒業生の産業医純増数:23名増加 ② 有用との回答割合:91.6% ※有用と回答した者446名/回答者487名 ③ 有用との回答:95.2% ※有用と回答した者4,667名/回答者4,802名				
	アウトプット指標	④医師国家試験の合格率については、85%以上とする。 ⑤産業医の資格取得希望者のための研修の受講者を550人以上とする。 ⑥企業人事・労働担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般若者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の受講者を380人以上とする。 ⑦産業医研修事業の受講者を25,000人以上とする。	アウトプット指標	○	④ 医師国家試験合格格率:98.0% ⑤ 受講者数:604人 ⑥ 受講者数:614人 ⑦ 産業医研修受講者30,714人				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①:産業医の輩出及び定着促進、在学生の産業医への誘導に努め、教授会等において基本方針に基づき産業医への就職を強く要請したこと。 ②⑤:過去のニーズを踏まえたカリキュラム改訂等を実施してきており、広く産業医の生涯教育に役立つものにしてきたこと。 ④:これまでの実績を踏まえた情報収集や、学生の意識改革、学習指導、模擬試験等の実施に積極的に取り組み、成績下位学生に夏季、秋季特別学習を実施し、早期からの指導を強化してきたこと。 ⑥:大学の他、東京でサテライトオープンキャンパスを実施し、講演内容の充実にも努めたこと。 ⑦②:研修を実施する医師会に対して、実施要綱・マニュアルに基づく的確な実施計画を策定させることにより、効果的な研修の開催を行うことができ、かつ、受講者のニーズに合致した質の高い内容の研修を実施したこと。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	以下のとおり引き続き実施予定 ①:産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。 ②⑤:広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを構成していく。 ④:医師国家試験の合格率については、成績下位者の底上げを図るべく低学年からの学力向上に努めるとともに、成績下位者の早期からの個別指導を強化する。 ⑥:引き続き、公開講座やオープンキャンパスを実施する。 ⑦②:引き続き、効果的・効率的な研修を実施するために医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めていく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて測定する必要があるため、四半期毎のモニタリングには馴染まない								
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	<公益財団法人 産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 <学校法人 産業医科大学> ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備するとともに、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う産業医学基礎研修会集中講座のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。						
中期的な目標	①質の高い教育研究の体制を確立する。 ②産業医学教育を充実し、産業医や産業医学に対する志向を高め、産業医数の増加を図る。 ③大学が蓄積した知見等を社会に提供し、産業医等の質の向上に寄与する。 ④急性期医療への更なる特化を図り、特定機能病院及び地域の中核病院として先進医療及び地域医療を推進する。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であるため。なお、「産業医科大学卒業の産業医を新たに70名以上従事する」については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値である。						
25年度目標(アウトプット指標)	<公益財団法人産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を26,000人以上とする。 <学校法人 産業医科大学> ①医師国家試験の合格率については、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。						
25年度重点施策との関係	-						
28年度要求に向けた事業の方向性	従来の事業について継続して要求する方針であるが、運営の更なる効率化に努める。						
28年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて測定する必要があるため、四半期毎のモニタリングには馴染まない。						
その他特記事項	-						

事業名	第三次産業労働災害防止対策支援事業 【25年度重点目標管理事業】		事業計画書番号 (26年度)	61					
事業の別	安全衛生確保等事業 (複合法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		事業計画書番号 (24年度)	-					
実施主体	民間業者等		担 当 係	物流・サービス・ マネジメント班					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		事業開始年度	平成25年度					
事業/制度概要	目的 (何のため)	第三次産業における労働災害は、労働災害の約4割を占め高水準に推移している状況にあり、第三次産業の労働災害の防止は喫緊の課題となっている。第三次産業の中でも労働災害が多発している上位3業種である小売業、社会福祉施設及び飲食店については、第12次労働災害防止計画(平成25年度からの5カ年計画)において目標数値が設定されており、これら3業種における労働災害を減少させることが急務である。このため、平成25年度はこれら3業種のうち、小売業、社会福祉施設を対象として労働災害防止対策を推進するための事業を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等							
	事務/事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:一般競争入札 事業内容:小売業、社会福祉施設を対象として、事業場内の危険箇所の「見える化」を推進するとともに、専門家による事業場への個別コンサルティングを行う。併せて、改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、介護施設を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。							
	実施体制	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会							
21年度予算額 (千円)	-	22年度予算額 (千円)	-	23年度予算額 (千円)	-	24年度予算額 (千円)	-	25年度予算額 (千円)	75,717
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	0
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円) ※予定額	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	-	22年度 予算執行率(%)	-	23年度 予算執行率(%)	-	24年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性	第12次労働災害防止計画において、第三次産業のうち、小売業、社会福祉施設及び飲食店について目標数値が設定(平成24年と比較して、平成29年までに、①小売業については労働災害による休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」)を20%以上減少、②社会福祉施設については死傷者数を10%以上減少、③飲食店については死傷者数を20%以上減少)され、重点業種として重点的な取組が求められていることから、事業を実施する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	-	24年度実績	アウトカム指標	○	-	-	-	-
	アウトプット指標	-		アウトプット指標	○	-	-	-	-
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)		-							
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題		-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-		左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	
		-			-	-	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由									
評価	-		平成25年度新規事業						

25年度事業概要	第三次産業のうち、労働災害の特に多発している業種である小売業、社会福祉施設を対象に、職場内の危険箇所の「見える化」を推進して最も多い事故型である転倒災害につながる不安全行動の撲滅を目指しつつ、専門家による個別のコンサルティングの実施等を通じて、事業者、労働者それぞれの安全に対する動機付け・意識高揚を喚起するとともに、介護従事労働者の腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じることにより、第三次産業における労働災害の大幅な減少を目指す。						
25年度目標(アウトカム指標)	専門家による個別コンサルティングを受けた事業者及び腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。						
中期的な目標	第12次労働災害防止期間中(平成29年度まで)に、対平成24年度比で、 ①小売業については、休業4日以上死傷者数(以下「死傷者数」)を20%以上減少 ②社会福祉施設については死傷者数を10%以上減少 ③飲食店については死傷者数を20%以上減少 を達成する。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	第三次産業では、製造業等他の業種と比べ、事業者、労働者ともに労働災害防止に対する意識が低い傾向があり、講習会(集団指導)形式だと十分な参加者数が得られないおそれがあることから、全般的な労働災害防止対策に係る指導としては、コンサルティング(個別指導)形式により確実に安全意識を広めていくこととした。一方、介護施設では腰痛対策についてのニーズが高い状況にあり、講習会(集団指導)形式で開催することで十分な参加者数が得られる可能性が高いことから、腰痛対策に係る事業については、費用対効果も踏まえ、講習会(集団指導)形式で実施することとした。指標の数値については、他の研修実施事業での目標設定値を参考として、80%とした。						
25年度目標(アウトプット指標)	①個別のコンサルティングについて、小売業、社会福祉施設合わせて800事業場以上を指導する。 ②介護従事労働者の腰痛予防教育について、47回(各都道府県1回を目途)の講習会を開催する。						
25年度重点施策との関係	業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進。						
25年度要求に向けた事業の方向性	平成26年度には、小売業、社会福祉施設に加えて飲食店を本事業の実施対象業種とする方向としている。						
26年度重点施策との関係	6-(2)-② 第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであるため、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業についてはコンサルティング又は講習会の実施時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。						
その他特記事項	-						



事業名	安全衛生施設整備費		事業計画号 (25年度)	62						
			事業計画号 (24年度)	64						
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	管理係						
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、国土交通省		事業開始年度	昭和23年度						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等) ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(国土交通省へ支出委任)									
事業/制度概要	目的(何のため)	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題であることから、施設利用者の安全及び施設の円滑な運営を図るため、特別修繕を行う必要がある。								
	対象(誰/何を対象に)	特別修繕が必要な安全衛生施設								
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	安全衛生施設の特別修繕については、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に概算要求し、実施しているものである。								
	実施体制	支出委任により国土交通省が実施(支出委任できないものは、厚生労働省又は都道府県労働局が実施)。								
21年度予算額(千円)	355,916	22年度予算額(千円)	302,294	23年度予算額(千円)	465,174	24年度予算額(千円)	273,552	25年度予算額(千円)	237,611	
うち行政経費	98,842	うち行政経費	45,627	うち行政経費	72,566	うち行政経費	73,554	うち行政経費	154,143	
21年度決算額※行政経費を除く(千円)	278,459	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	259,356	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	331,741	24年度決算額※行政経費を除く(千円)※予定額	198,618	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
21年度予算執行率(%)	108.3	22年度予算執行率(%)	101.0	23年度予算執行率(%)	84.5	24年度予算執行率(%)	99.3			
事業/制度の必要性	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき国が設置しているものであり、今後も適切に施設を運営するに当たっては、経年劣化に耐用するための施設の特別修繕が必要である。									
24年度目標	アウトカム指標	日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。	24年度実績	○	吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、短期・長期吸入試験を円滑に実施した。					
	アウトプット指標	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう、国土交通省との調整を進め、支出委任を行う。		○	予算の範囲内で工事を完了すべく、国土交通省担当部局と調整し、支出委任を適切に行った。					
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施したことにより、化学物質の有害性等試験を円滑に実施したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き実施する。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	左記指標についての事業実績等			平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての整備計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。									
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	化学物質に起因する職業病の予防には、化学物質の有害性を事前に把握し、それに対応した対策を講じることが必要であり、化学物質の短期・長期吸入試験を円滑に行うため、吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施する。						
25年度目標(アウトカム指標)	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう計画的に執行する。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度を調査した上で、施設を適切に運営できるよう計画的な予算要求を行う。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての購入計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。						
その他特記事項	—						

事業名		雇用均等指導員(均等担当)の設置						事業番号 (25年度)	63
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (24年度)	-
実施主体		都道府県労働局						担当係	指導係
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )						事業開始年度	25年度
事業/制度概要	目的 (何のため)	セクシュアルハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	セクシュアルハラスメント被害を受けた労働者及び事業主。							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	大規模局に雇用均等指導員(均等担当)を配置し、セクシュアルハラスメント被害を受けたことにより、通院する、若しくは、それに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導・支援を行う。							
	実施体制	都道府県労働局において実施。							
21年度予算額 (千円)	-	22年度予算額 (千円)	-	23年度予算額 (千円)	-	24年度予算額 (千円)	-	25年度予算額 (千円)	20,851
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	20,851
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	-	22年度 予算執行率(%)	-	23年度 予算執行率(%)	-	24年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性	労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保に資するため、事業の実施が必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	-			24年度実績	アウトカム指標	○		
	アウトプット指標	-			24年度実績	アウトプット指標	○		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	-								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	-								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-								
評価	-			平成25年度新規事業					

25年度事業概要	都道府県労働局のうち、大規模局に雇用均等指導員(均等担当)を配置し、セクシュアルハラスメント被害を受けたことにより、通院する、若しくは、それに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導・支援を行う。						
25年度目標(アウトカム指標)	①雇用均等指導員(均等担当)による男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収において、助言・指導の結果、是正の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②職場のセクシュアルハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防のための取組状況を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	雇用均等指導員(均等担当)の主たる業務が事業主に対する助言・指導及びセクシュアルハラスメント被害に関する労働者からの相談への対応であることから、当該助言・指導の結果、是正の意向を示す事業主の割合を目標とするとともに、セクシュアルハラスメントの実態についての把握を目標として設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	都道府県労働局雇用均等室において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収の実施件数 4,900件						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	平成26年度予算概算要求については、雇用均等指導員(均等担当)の運用について、必要な経費を引き続き要求する。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	都道府県労働局雇用均等室において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収の実施件数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

事業名	女性就業支援全国展開事業		事業計画書番号 (25年度用)	64					
			事業計画書番号 (24年度用)	66					
事業の別	安全衛生確保等事業(視察法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)			担当係 政策係					
実施主体	一般財団法人 女性労働協会			事業開始年度 平成23年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:一般財団法人 女性労働協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
目的 (何のため)	働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性就業支援施策が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実を図ることを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	女性関連施設、地方自治体、女性団体、労働組合等(以下「女性関連施設等」という)。							
事業/制度概要	(1)女性関連施設等支援事業 ・女性健康保持増進支援/バックアップ事業 働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及びバックアップセミナーの実施 (2)情報提供事業 全国の女性関連施設等に対する事業の周知及びノウハウ・情報等の提供 全国の女性関連施設等向け女性就業促進支援プログラムの開発・提供 展示の維持・管理・貸出 図書資料等の充実・整備及びライブラリーの運営 ホームページの作成・更新等の実施 ・全国の女性関連施設等のデータベースの構築								
実施体制	全国競争方式により受託者を決定の上、事業実施。(平成24年度:一般財団法人 女性労働協会)								
21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	95,264	24年度予算額 (千円)	83,152	25年度予算額 (千円)	80,372
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	47,667	うち行政経費	36,020	うち行政経費	35,464
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	39,896	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	35,048	※予算執行率※行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	83.8	24年度 予算執行率(%)	74.4		
事業/制度の必要性	急速な少子・高齢化の進展に伴い労働力人口の減少が見込まれる中、女性の就業を促進するとともに、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備する必要がある。 しかしながら、依然として妊娠・出産を機に約6割の女性が離職する等、女性の年齢階級別の労働力率は、いわゆる「M字カーブ」を描いており、勤続年数等についても、大きな男女格差が存在する。また、女性労働者の約6割が職場の人間関係、仕事の質・量について強い不安、悩み、ストレスを有している実態があり、就業を継続する上での障害となっている。 平成24年7月に閣議決定された『日本再生戦略(生活・雇用戦略)』において、2020年までに25歳～44歳までの女性就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%とする目標が設定されている。 こうした中、女性関連施設等においては、女性労働者や女性求職者等からの就業に関する相談ニーズに対応し、就業促進・支援事業等が行われつつある。しかしながら、女性関連施設等においては女性の就業促進に係るノウハウ等を必ずしも十分に有していないところも多く、その提供等が求められているところである。 このため、全国の女性関連施設等における関連施策が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実を図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。								
24年度目標	アウトカム指標	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上	24年度実績	○	①98% ②100%	×			
	アウトプット指標	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上(1日2件×295日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回	24年度実績	○	①834件 ②50件	×			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	本事業に係る周知を積極的に行ったこと、また女性関連施設等における働く女性の健康保持増進のための支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、女性関連施設等のニーズにきめ細かく対応し、相談対応や講師派遣等により知識やノウハウ等を提供する事業を適切に実施し、高い評価が得られたことにより目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適正な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数	左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期		
				①272件 ②7件	①168件 ②14件	①119件 ②21件	①75件 ②6件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。 (ただし、予算額については適正な基準に見直し)						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上						
中期的な目標	女性関連施設等からの相談に対して的確にアドバイスを行うとともに、それぞれの女性関連施設等のニーズに対応した講師派遣等を行うことにより、国全体として女性の健康保持増進が図られ、労働者の安全及び衛生の確保を図ることを目標とする。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	本事業は、女性関連施設等において、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズや健康保持増進のための支援施策に関する相談に対応するための、ノウハウ等の提供等を行うことから、セミナー受講者の成果獲得に対する満足度等を目標として掲げる。						
25年度目標(アウトプット指標)	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上(1日2件×295日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	25年度と同様、委託事業を実施する方向で検討中。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期 ①355件 ②9回	平成25年度第二四半期 ①236件 ②16回	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) 「『全国の男女共同参画センター・女性センター等において実施される就業支援策が効果的、効率的に実施されるようその活動を支援すること等により、女性がその能力を伸張・発揮できる環境を整備する。』、『働く女性や働くことを希望する女性を支援する拠点において、支援プログラム・ノウハウ等を開発するとともに、それらを地方自治体やセンター等に提供するため、講師派遣、情報提供を行うほか、地方自治体やセンター等とのネットワークの強化を図り、活動の支援を行う。』」						

事業名	短時間労働者健康管理啓発指導経費 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (25年度)	65	
							事業番号 (24年度)	67	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担 当 係	均衡待遇係	
実施主体	厚生労働省本省						事業開始年度	平成6年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	パートタイム労働者の健康管理を推進する。							
	対象 (誰/何を対象に)	パートタイム労働者及びパートタイム労働者を雇用する事業主							
	事務/事業のスキーム (決定スキームを含む)	パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理を推進するために、啓発指導を行う。							
	実施体制	厚生労働省本省において、啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用均等室に送付する。							
21年度予算額 (千円)	10,085	22年度予算額 (千円)	5,403	23年度予算額 (千円)	4,472	24年度予算額 (千円)	7,932	25年度予算額 (千円)	6,572
うち行政経費	10,085	うち行政経費	5,403	うち行政経費	4,472	うち行政経費	7,932	うち行政経費	6,572
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	パートタイム労働者に対する適切な健康管理の推進を事業主が図ることにより、当該労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるから、事業を実施することが必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	都道府県労働局雇用均等室において実施するパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収におけるパートタイム労働者に対する助言に対する事業主からの是正割合96%以上			24年度実績	○	助言に対する事業主からの是正割合 100%		
	アウトプット指標	都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収の実施件数 5,000件			24年度実績	○	実施件数 8,059件		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	パートタイム労働者を雇用する事業主に対し報告徴収を実施し、啓発用資料を用いて、パートタイム労働者に対する健康管理の推進を適切に助言したことから、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、パートタイム労働者の健康管理を推進するために、啓発指導を行う。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した事業所数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				1,337	1,907	1,841	1,433		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	都道府県労働局雇用均等室において実施するパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収におけるパートタイム労働指針第2に関する助言に対する事業主からの是正割合95%以上						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	都道府県労働局雇用均等室で実施するパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収において、事業主に対してパートタイム労働者の健康管理の推進に係るパートタイム労働指針第2について是正指導を実施し、これに対する年度内の改善の水準を目標とし、引き続き高水準を維持するため95%以上に設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収の実施件数 6,500件						
25年度重点施策との関係	2(1)②パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進						
26年度要求に向けた事業の方向性	今後も引き続き適正に実施する。						
26年度重点施策との関係	・3(5)パートタイム労働法制の整備等 ・6(4)②「多元的で安心できる働き方」の普及等による非正規雇用労働者のキャリアアップ支援						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した事業所数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				1,461	2,323		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						



事業名	短時間労働者均待遇推進事業費 【平成25年度までの経過措置】		事業番号 (25年度)	66	事業番号 (24年度)	68			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	業務係					
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	平成19年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	パートタイム労働法の趣旨に基づき、正社員との均衡を考慮し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の健康管理の推進を図ること。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	正社員との均衡を考慮してパートタイム労働者及び有期契約労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して、都道府県労働局において奨励金を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局において実施。							
21年度予算額 (千円)	379,522	22年度予算額 (千円)	335,627	23年度予算額 (千円)	292,157	24年度予算額 (千円)	203,142	25年度予算額 (千円)	80,500
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	21,876	うち行政経費	30,442	うち行政経費	0
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	323,515	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	268,614	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	137,494	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	86,800	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	85.2	22年度 予算執行率(%)	80.0	23年度 予算執行率(%)	47.1	24年度 予算執行率(%)	50.3		
事業/制度の必要性	パートタイム労働者及び有期契約労働者の働き、貢献に見合った待遇を実現するとともに、人口減少社会の日本において経済活動を支える良質な労働力を確保していくためには、パートタイム労働者及び有期契約労働者の職務や働き方に応じた、正社員との均衡を考慮したパートタイム労働者及び有期契約労働者の健康管理に係る取組を強力に推進していく必要があり、事業主にインセンティブを与える奨励金制度が必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を90%以上とする。		24年度実績	アウトカム指標	○	奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合は99.4%であり、目標を達成できた。		
	アウトプット指標	奨励金支給件数 348件			アウトプット指標	○	奨励金支給件数220件		
24年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	奨励金支給件数については、企業に制度が一定程度普及したため、昨年度以上の実績となったものの、当該事業を平成24年度限りで廃止することとしたため、積極的な周知広報が難しく、アウトプット指標の目標は達成できなかった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成24年度限りで事業廃止。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	奨励金支給件数	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				40	52	36	92		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	B		平成25年度までの経過措置						

25年度事業概要	-							
25年度目標(アウトカム指標)	-							
中期的な目標	-							
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	-							
25年度目標(アウトプット指標)	-							
25年度重点施策との関係	-							
26年度要求に向けた事業の方向性	-							
26年度重点施策との関係	-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期	
				-	-	-	-	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-							
その他特記事項	平成24年度限りで事業は廃止したが、平成25年3月31日までに制度を労働者に適用した場合は経過措置として助成を行うこととしている。							

事業名	就労条件総合調査費							事業番号 (25年度)	67
								事業番号 (24年度)	69
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担 当 係	就労条件係
実施主体	厚生労働省大臣官房統計情報部							事業開始年度	平成12年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:民間事業者) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	日本標準産業分類に基づく15大産業(平成19年11月改定)に属する常用労働者が30人以上の民間企業のうち、産業、企業規模別に抽出された企業							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。							
	実施体制	公共サービス改革法に基づく民間委託に係る民間事業者が調査を実施(結果の取りまとめは厚生労働本省において実施)。							
21年度予算額 (千円)	34,899	22年度予算額 (千円)	25,767	23年度予算額 (千円)	31,224	24年度予算額 (千円)	23,803	25年度予算額 (千円)	23,609
うち行政経費	34,899	うち行政経費	25,767	うち行政経費	31,224	うち行政経費	23,803	うち行政経費	23,609
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—	23年度 予算執行率(%)	—	24年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	本調査は、企業における労働時間制度の実態(平均所定労働時間、週休日の形態、有給休暇の取得率、変形労働時間制の採用状況等)、賃金制度の実態(賃金形態、基本給の決定要素、業績評価制度の状況等)を把握し、施策立案のための統計として、労働者の安全衛生の確保及び賃金支払の確保に資するものであることから、実施する必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。			アウトカム指標	○	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、政策立案のための基礎資料を得た。		
	アウトプット指標	主要産業における企業の労働時間制、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。			アウトプット指標	○	主要産業における企業の労働時間制、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、平成24年11月1日に概況を公表し、平成25年2月に報告書を刊行した。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	調査を確実に実施し、また、集計及び公表等を計画通りに実施したことによる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	今後も引き続き、民間委託による調査を適切に実施し、集計及び公表等を計画通り行うことにより政策立案のための基礎資料を得る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	当調査は政策立案のための基礎資料を得ることを目的とした1年周期の事業であることから、四半期ごとの効果測定を行うために定量的な指標を設定することになじまない。								
評価	A			目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

25年度事業概要	24年度事業と同じ						
25年度目標(アウトカム指標)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。						
中期的な目標	労働時間制度、定年制等及び賃金制度等についての政策立案のための基礎資料を得る。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	我が国の経済社会においてみられる国際化、情報サービス化の進展、急速な少子化・高齢化などといった社会構造の変化が企業の人事・労務管理に様々な影響を与える中、労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の現状を踏まえた関連施策の企画・立案が求められており、就労条件の現状把握が必要不可欠であることから、このための基礎資料を得ることを目標とした。						
25年度目標(アウトプット指標)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	26年度においても25年度と同様、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施する予定。(26年度から3年の国庫債務負担行為)						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	当調査は政策立案のための基礎資料を得ることを目的とした1年周期の事業であることから、四半期ごとの効果測定を行うために定量的な指標を設定することになじまない。						
その他特記事項	当事業は平成23年度から25年度までの3ヶ年の国庫債務負担行為である。						

事業名	雇用均等行政情報化推進経費		事業番号 (25年度)	68					
			事業番号 (24年度)	70					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担 当 係	啓発指導係					
実施主体	厚生労働省本省		事業開始年度	11年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働者の心身の健康に影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、パートタイム労働者の健康管理に係る問題等、労働安全衛生に係る行政指導の記録や事業場台帳の基本情報についてのデータベース管理・分析等を行うことにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化、情報の共有化等による行政サービスの向上を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県労働局雇用均等室の職員が使用する雇用均等行政情報システム							
	事務・事業のシステム (決定システムを含む)	端末やグループウェア機能等を提供する「労働局総務情報システム」のサービスを利用するとともに、都道府県労働局雇用均等室の職員が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」を運用。							
	実施体制	都道府県労働局雇用均等室において、労働安全衛生に係る相談・指導業務のシステム化等により、効率的な事務処理を行う。							
21年度予算額 (千円)	122,623	22年度予算額 (千円)	72,532	23年度予算額 (千円)	59,195	24年度予算額 (千円)	57,779	25年度予算額 (千円)	107,178
うち行政経費	122,623	うち行政経費	72,532	うち行政経費	59,195	うち行政経費	57,779	うち行政経費	107,178
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	-	22年度 予算執行率(%)	-	23年度 予算執行率(%)	-	24年度 予算執行率(%)	-		
事業/制度の必要性	労働者の心身の健康に影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、パートタイム労働者の健康管理に係る問題等への対策にあたって、行政内部において迅速かつ正確な事務処理等のために使用するシステムの経費であり、職場環境改善等に資することから必要不可欠である。								
24年度目標	アウトカム指標	業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間21百万円の経費削減、年間216.6人日分の業務処理時間の削減を図る。	24年度実績	○	業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間60百万円(285.7%)の経費削減(雇用勘定分を含む)、年間216.6人日分の業務処理時間削減				
	アウトプット指標	メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については99.9%以上を確保する。		○	メンテナンス等によるシステムの停止を除くシステム稼働率100.0%				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトカム指標については、雇用均等業務の業務・システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成した。</li> <li>・アウトプット指標については、予定外のシステム停止がなかったため、目標を達成した。</li> </ul>								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適切な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は年間の運用経費により効果測定を行っており、四半期ごとの効果測定になじまない。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

25年度事業概要	平成24年度と同様に事業を実施するとともに、「労働局総務情報システム」及び「事業場合帳管理システム」の更改時期であることから、新サーバ等の調達を行い、業務の継続に支障をきたさないよう、適切に移行を図る。						
25年度目標(アウトカム指標)	業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間21百万円の経費削減、年間216.6人日分の業務処理時間の削減を図る。						
中期的な目標	—						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	雇用均等行政情報システムは、いずれも都道府県労働局雇用均等室の職員が使用するシステムであり、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化、情報の共有化等による行政サービスの向上を図るものであるから、業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間との比較による削減目標を設定することとする。						
25年度目標(アウトプット指標)	メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については99.9%以上を確保する。						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	必要不可欠な経費を引き続き要求する。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				—	—	—	—
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は年間の運用経費により効果測定を行っており、四半期ごとの効果測定になじまない。						
その他特記事項	—						

事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費		事業番号 (25年度)	69			
事業の別	安全衛生確保等事業(福祉法令 労働保険特別会計法第4条第2項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		事業番号 (24年度)	71			
実施主体	(独)労働安全衛生総合研究所 ※予算額、決算額は運営費交付金の額		担当係	計画班			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )		事業開始年度	平成18年度			
事業/制度概要	目的 (何のため)	労働者の安全及び健康の確保に資するため、下記の調査及び研究を行う。 1 プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 2 じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾患、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究					
	対象 (誰/何を対象に)	事業者、労働者					
	事業/事業のスキーム(決定スキームを含む)	応用研究の基本である測定や分析等の基礎技術の研究を行うとともに、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っている。 研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。また、同種現場を有する事業場での活用が図られるように研究所の独自指針を策定公表しているものもある。 その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的技術的な側面から究明した上で、行政に報告している。					
	実施体制	2部・2センター・3研究領域(H25年4月1日現在、常勤役職員104人)					
21年度予算額(千円)	21年度予算額(千円)	22年度予算額(千円)	23年度予算額(千円)	24年度予算額(千円)	25年度予算額(千円)	26年度予算額(千円)	
	うち行政経費	—	—	—	—	—	
	21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,736,995	1,471,599	1,560,323	1,537,996	1,561,074	
	21年度予算執行率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	—	
事業/制度の必要性	安全衛生行政は、労働者の安全と健康を守るために、事業者が負うべき安全配慮義務のなかで最低限守るべき基準を設定し、罰則をもってその履行を担保することにより行われるが、その規制は労働者の安全と健康を確保出来る水準である必要がある一方で、安全衛生対策等は生産活動に直接結び付かないことから、過度な規制を行うことは事業活動を制約することにもなる。 労働現場の実態を究ると、産業構造の変化、急速な技術革新の中で、労働態様、使用される機械・設備、原材料となる化学物質等は絶えず新しいものに変わっており、安全衛生分野の規制はその時々に応じて最新の科学的知見、データ、技術で裏打ちされたものであることが求められている。 このようなことを考慮すれば、最新の科学的知見である安全衛生分野の調査及び研究が伴わない安全衛生行政はあり得ないものである。欧米先進国においても、同様の観点から安全衛生行政は国立の研究機関を有している。						
24年度目標	アウトカム指標	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標を達成する。なお、平成24年度計画に対する数値目標は以下のとおり。 ・講演、口頭発表等について、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2回を目標とする。	アウトカム指標	○	講演、口頭発表等について、研究員一人あたり4回、論文発表等については、4回を達成した。		
	アウトプット指標	中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を実施する。	アウトプット指標	○	プロジェクト研究課題13課題及び(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を計画のとおり実施した。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底した結果、目標を達成することができた。						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、研究の進行管理の徹底を図ることで、より大きな研究成果を上げていくこととしたい。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	目標として定めている講演・口頭発表等や論文発表等の数については時期によって増減するものであり、四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。						
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				

25年度事業概要	平成24年度と同様。											
25年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標である、「学会発表等の促進」を図るため、平成25年度計画に対する数値目標は次の通りとする。「講演、口頭発表等について、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。」											
中期的な目標	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)のとおり。											
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)が定められており、当該目標を達成するための単年度目標である。											
25年度目標(アウトプット指標)	中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの12課題を実施する。											
25年度重点施策との関係												
20年度要求に向けた事業の方向性	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標を達成するための研究を継続する。											
20年度重点施策との関係												
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年度第一四半期</th> <th>平成25年度第二四半期</th> <th>平成25年度第三四半期</th> <th>平成25年度第四四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期	—	—	—	—
平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期									
—	—	—	—									
上記モニタリングの指標を設定できない理由	目標として定めている講演・口頭発表等や論文発表等の数については時期によって増減するものであり、四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。											
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、『労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映』など計19の評価項目のうち2項目でS評価、16項目でA評価、2項目でB評価を受け、『研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる』とされたところ。											



事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費						事業番号 (25年度)	70	
							事業番号 (24年度)	72	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第11条労働保険特別会計法第4条第2項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	計画班	
実施主体	独立行政法人労働安全衛生総合研究所						事業開始年度	平成18年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新、整備を進めることにより、調査研究業務の確実かつ円滑な運営を図るため。							
	対象 (誰/何を対象に)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所の施設・設備							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標に沿って、中期計画(平成23年度~27年度)で施設整備計画を定めており、毎年度の予算措置により当該年度の実施計画を決定している。							
	実施体制	独立行政法人労働安全衛生総合研究所において実施。							
21年度予算額 (千円)	248,476	22年度予算額 (千円)	230,868	23年度予算額 (千円)	210,868	24年度予算額 (千円)	56,076	25年度予算額 (千円)	55,667
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	114,526	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	230,708	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	178,694	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	50,461	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	46.1	22年度 予算執行率(%)	99.9	23年度 予算執行率(%)	84.7	24年度 予算執行率(%)	90.0		
事業/制度の必要性	安全衛生分野の調査及び研究を確実かつ円滑に遂行するため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新、整備を図る必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所のホームページで公表する。			アウトカム指標	○	①「契約監視委員会」を4回開催し、契約の点検及び適正化を実施した。 ② ホームページで公表した。		
	アウトプット指標	24年度施設整備に関する計画の適確な実施を行う。			アウトプット指標	○	整備計画に定めた①液体攪拌帯電実験室及び②中央監視装置の改修を適確に実施した。		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	施設整備計画に定めた24年度の整備を行うとともに、その調達については適切な条件設定、契約監視委員会による点検、ホームページでの契約状況の公表を行ったため、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、施設整備計画に基づく整備を適確に実施するとともに、そのための調達については、適正な入札条件の設定、点検及び結果の公表等を通じ、競争性及び透明性の確保を図る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備費のため、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

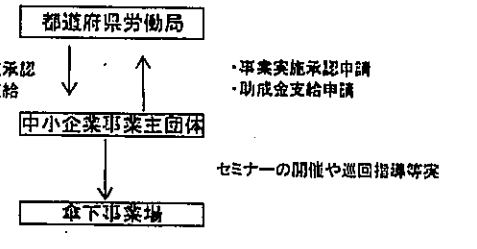
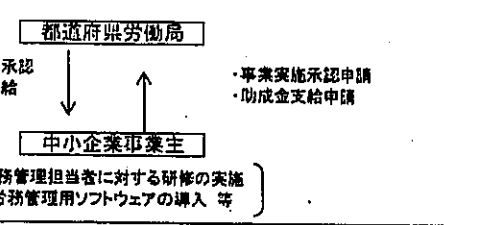
25年度事業概要	多目的構造強度／信頼性実験室改修、冷暖房設備改修を実施する。						
25年度目標(アウトカム指標)	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所のホームページで公表する。						
中期的な目標	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標に沿って、中期計画で施設整備計画(平成23年度～27年度)を定めており、毎年度の予算措置により当該年度の実施計画を決定している。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)を踏まえ、調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備に努める。						
25年度目標(アウトプット指標)	25年度施設整備に関する計画の適確な実施を行う。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求するが、運営の更なる効率化に努める。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備費のため、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、「施設整備は年度計画に沿って適切に実施されている。」とされ、B評価(中期計画に概ね合致している。)を受けたところ。						

事業名	未払賃金立替払事務実施費		事業番号 (25年度)	71					
			事業番号 (24年度)	73					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、賃金の支払の確保等に関する法律第7条)			担当官 立替払事業係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構			事業開始年度 昭和51年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:独立行政法人労働者健康福祉機構 ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何の為に) 企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。								
	対象 (誰/何を対象に) 企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者								
	事業/制度の概要 (決定すべき事項) (独)労働者健康福祉機構は、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。								
実施体制	独立行政法人労働者健康福祉機構が実施。								
21年度予算額(千円)	26,343,551	22年度予算額(千円)	20,756,036	23年度予算額(千円)	34,731,247	24年度予算額(千円)	23,171,751	25年度予算額(千円)	18,985,584
うち行政経費	541,053	うち行政経費	569,685	うち行政経費	1,149,902	うち行政経費	540,243	うち行政経費	467,365
21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	25,837,458	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	15,008,632	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	13,015,966	24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	10,338,267	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	100.1	22年度予算執行率(%)	74.4	23年度予算執行率(%)	38.8	24年度予算執行率(%)	45.7		
事業/制度の必要性	未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとして機能している必要不可欠な事業である。								

	アウトカム指標	<p>立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月~平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は以下のとおり。</p> <p>①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。</p> <p>②労債債権の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施し、平成23年度に行ったアンケートを調査を参考にして充実を図った未払賃金立替払制度のホームページ等について、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得る。</p>	アウトカム指標	<p>○</p> <p>①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均17.3日」となった。</p> <p>②労債債権の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施した結果ホームページ等について「分かりやすい」旨の回答を91.0%得たが、その際に寄せられた意見を参考に、パンフレットの改訂を行った。</p>								
24年度目標	アウトプット指標	<p>①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回の堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、平成23年度に行った監督官職員に対するアンケート調査を参考にし、ホームページ等の充実をはかる。</p> <p>②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における弁済の履行督促等を行う。</p>	アウトプット指標	<p>○</p> <p>①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。</li> <li>・大型請求事案について、破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。</li> <li>・破産管財人等の証明が的確に行われるように、日本弁護士連合会に引き続き立替払制度の研修会の実施の働きかけを行った。この結果、広島県弁護士会他が主催する未払賃金立替払制度の研修会(10カ所、約750名参加)が実施され、機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。</li> <li>・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。</li> <li>・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、最高裁判所民事局第三課に同制度の現状及び最近の問題点について説明を行ったほか、引き続き各地方裁判所(7地裁)の破産再生部(係)に説明及び協力依頼を行った(現在までの参加者、15地裁、裁判官33名、書記官73名、計106名)。</li> </ul> <p>②賃金債権について、最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清算型については、債権届出を要する全1,781事業所について迅速かつ確実な届出を行った。</li> <li>・再建型については、債務承認書・弁済計画書の未提出の全86事業所へ261回の提出督促、弁済不履行の全59事業所へ191回の弁済督促を行った。</li> <li>・事実上の倒産事案については、東日本大震災の直接的な被害を受け求償時期を遅らせた事業主を除いた全2,716事業所へ求償通知を送付し、債務承認書が提出されていない全4,811事業所へ債務承認書の提出督促を行い、弁済不履行になっている全282事業所について弁済督促を行った。</li> </ul>								
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>①原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度の研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均25日以内」の目標が達成できた。</p> <p>②事実上の倒産事案では事業主への求償通知や債務承認書の提出督促・弁済督促を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では債務承認書等の提出督促・弁済督促を行った結果、目標が達成できた。</p>											
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項(今後の課題)	引き続き立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図る。											
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持すること。	左記指標についての事業実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成24年度第一四半期</th> <th>平成24年度第二四半期</th> <th>平成24年度第三四半期</th> <th>平成24年度第四四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.4日</td> <td>19.8日</td> <td>15.6日</td> <td>16.4日</td> </tr> </tbody> </table>	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期	18.4日	19.8日	15.6日	16.4日
平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期									
18.4日	19.8日	15.6日	16.4日									
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-											
評価	A		成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続。									

25年度事業概要	平成24年度と同様。						
25年度目標(アウトカム指標)	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成25年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。						
中期的な目標	・立替払の迅速化:請求受付日から支払日までの期間について、平均30日以内を維持すること。 ・立替払金の求償:適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていること等により今後の経済情勢が依然として不透明であることから、企業倒産の増加の懸念が払拭されず、これに伴い未払賃金立替払請求件数の増加の懸念も排除されないため、平成24年度計画と同様に「平均25日以内」とする。 また、立替払債権の確実な回収を実施することにより中期目標を達成する。						
25年度目標(アウトプット指標)	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回の立替払の堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行奨励等を行う。						
25年度重点施策との関係	—						
25年度要求に向けた事業の方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取り組む。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持すること。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				15.4日	14.0日		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、未払賃金の立替払について、「中期計画を上回っていると評価できる」として、A評価(中期計画を上回っている)を受けたところ。						



事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 〔25年度重点目標管理事業〕		事業番号 (25年度)	72-1					
			事業番号 (24年度)	75-1					
事業の別	安全衛生確保等事業(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第25条、28条		担 当 係	設定改善係 企画係					
実施主体	都道府県労働局		事業開始年度	18年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。							
	対象 (誰/何を対象に)	<input type="checkbox"/> 中小企業事業主、中小企業事業主団体等 <input checked="" type="checkbox"/> 中小企業事業主団体の要件 構成事業主の加入対象地域が都道府県又はこれに準ずる区域であること。また、労働者災害補償保険の適用事業主であり、かつ、中小企業の占める割合が、労働者のいる事業主全体の2分の1以上であること。							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	1. 労働時間等設定改善推進助成金  2. 職場意識改善助成金 							
	実施体制	1 労働時間等設定改善推進助成金 都道府県労働局において中小企業事業主団体の承認、助成金の支給決定。 2 職場意識改善助成金 都道府県労働局において中小企業事業主の承認、助成金の支給決定。							
21年度予算額 (千円)	1,973,395	22年度予算額 (千円)	1,584,653	23年度予算額 (千円)	1,313,948	24年度予算額 (千円)	1,127,884	25年度予算額 (千円)	956,193
うち行政経費	289,948	うち行政経費	312,677	うち行政経費	428,916	うち行政経費	381,132	うち行政経費	365,625
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	865,990	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	803,075	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	618,888	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	530,248	※予算執行率は行政経費を考慮して算出	
21年度 予算執行率(%)	51.4	22年度 予算執行率(%)	63.1	23年度 予算執行率(%)	69.9	24年度 予算執行率(%)	71.0%		
事業/制度の必要性	近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は5割を下回る状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。 このため、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業における労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、計画年休制度を活用した年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善の促進を図る必要がある。								

24年度 目標	アウトカム指標	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。 ③ 中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>2 職場意識改善助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。 ③ 支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p>	24年度 実績	アウトカム指標	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金 ①6.8ポイント上昇(注) ②14.1%削減(注) ③労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合:100% (注)団体傘下の事業場のうち労働者のいる全事業場に対して調査を実施し、平均して95%の事業場から回答を得た結果を集計した。うち、回答割合が50%未満の団体が1団体あるが、その理由は、業務繁忙等の理由により傘下事業主からの協力が得られなかったことによる。</p> <p>2 職場意識改善助成金 ①32.4ポイント上昇(注) ②35.5%削減(注) ③労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合:100% (注)算定期間中に雇用調整助成金を受給した事業主を除く。</p>	○	
	アウトプット指標	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数を13件以上とする。 2 職場意識改善助成金の支給件数を298件以上とする。</p>		アウトプット指標	○		
					○	1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数:12件 2 職場意識改善助成金の支給件数:236件	x
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>アウトカム指標及びアウトプット指標について、アウトプット指標の「労働時間等設定改善推進助成金の支給件数」及び「職場意識改善助成金の支給件数」以外は達成した。 1 「労働時間等設定改善推進助成金の支給件数」が未達成であった原因としては、助成金制度の利便性が低かったものと考えられる。 2 「職場意識改善助成金の支給件数」が未達成であった原因としては、助成金の支給基準をより成果を厳格に判断する見直しを行った結果、支給に至らなかった事業主が増加したためと考えられる。</p>						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>1 平成25年度においては、事業者団体向けの申請マニュアルを作成、窓口等での活用を図らせるとともに、交代制勤務など変則的な勤務に従事する労働者の割合が高い医療業など対象業種の拡大、専門家による継続的な個別指導に要する費用の助成対象への拡充及び申請期間の2ヶ月延長措置など事業活用の利便性を高める措置を講じた。 2 助成金事業について、平成25年度においてはさらに助成効果を高めるため実費に対する助成制度に改めること等により、申請者がわかりやすく、利用しやすい制度に見直すなどの措置を講じた。</p>						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	1年間(職場意識改善助成金については2年間)を通してでなければ効果測定ができないため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。						
評価	B		予算額又は手法の見直し				



25年度事業概要	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金 中小企業事業主の団体又はその連合団体が、その傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導その他援助を行った場合に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給する。</p> <p>2 職場意識改善助成金 中小企業事業主が、長時間労働の抑制及び労働時間等の設定の改善に向けて、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進その他労働時間等の設定の改善を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。</p>														
25年度目標(アウトカム指標)	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、労働者のいる傘下の事業場における年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、労働者のいる傘下の事業場における月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。</p> <p>③ 中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>2 職場意識改善助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となった中小企業事業主において、年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となった中小企業事業主において、月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。</p> <p>③ 支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p>														
中期的な目標	<p>・年次有給休暇の取得率を2020年までに70%とする。</p> <p>・週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5.0%(2008年から半減)とする。</p> <p>仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日改正)</p>														
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得率促進を図るため、所定外労働時間の削減時間数及び年次有給休暇取得日数の増加日数を中期的な目標を踏まえて設定したものである。</p> <p>(算出方法)</p> <p>・年次有給休暇の取得率(取得日数/付与日数) 2011年 49.3%(9日/18.3日) → 2020年 70%(12.9/18.3日) → 取得日数の差÷年数 = (12.9-9)÷9 ≒ 0.44 ≒ 1日/年</p> <p>・週労働時間60時間以上の雇用者も含めた労働者の所定外労働時間数 2011年 144時間 → 2020年 72時間(144時間÷2) → 年間所定外労働時間数の差÷年数 = (144-72)÷9 ≒ 8.0 ÷12(月) ≒ 0.67 ≒ 1時間/月</p>														
25年度目標(アウトプット指標)	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金の支給決定件数を10件以上とする。</p> <p>2 職場意識改善助成金の支給決定件数を236件以上とする。</p>														
25年度重点施策との関係	2-(2)-① 過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現にむけた働き方・休み方														
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き事業運営を効率化しつつ、労働時間等の設定改善の促進等に必要となる事業について要求を行う。特に、職場意識改善助成金の一層の周知に努める。														
26年度重点施策との関係	6-(1)-② 働き方・休み方の見直しに向けた事業主等の取組の促進														
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 1361 347 1473">指標設定</td> <td data-bbox="347 1361 874 1473">-</td> <td data-bbox="874 1361 986 1473">左記指標についての事業実績等</td> <td data-bbox="986 1361 1102 1473">平成24年度第一四半期</td> <td data-bbox="1102 1361 1219 1473">平成24年度第二四半期</td> <td data-bbox="1219 1361 1327 1473">平成24年度第三四半期</td> <td data-bbox="1327 1361 1444 1473">平成24年度第四四半期</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期				-	-	-	-
指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期									
			-	-	-	-									
上記モニタリングの指標を設定できない理由	1年間を通してでなければ効果測定ができないため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。														
その他特記事項	-														

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和对策の推進 (テレワーク普及促進等対策) 【25年度重点目標管理事業】						事業番号 (25年度)	72-2		
							事業番号 (24年度)	75-2		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	企画係		
実施主体	(社)日本テレワーク協会						事業開始年度	平成19年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(社)日本テレワーク協会 <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他( )						実施主体: ( )			
事業/制度概要	目的 (何のため)	テレワーク相談センターの運営及びテレワーク・セミナーの開催により、テレワーク導入・実施時の労務管理上の留意点について周知・啓発を図るなど、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	労働者、事業主等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	●テレワーク相談センター テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、常勤の専門相談員を配置すること等によるきめ細かい相談対応を通じて、適正な労働条件下におけるテレワークの普及促進を図る。 ●テレワーク・セミナー テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。								
	実施体制	テレワーク相談センターは一般競争入札(最低価格落札方式)を経て、(社)日本テレワーク協会が実施。 テレワークセミナーは一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(社)日本テレワーク協会が実施。								
21年度予算額 (千円)	71,400	22年度予算額 (千円)	60,006	23年度予算額 (千円)	43,725	24年度予算額 (千円)	31,082	25年度予算額 (千円)	26,731	
うち行政経費	-	うち行政経費	66	うち行政経費	6,079	うち行政経費	1,052	うち行政経費	993	
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	63,351	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	54,489	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	32,199	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	20,643	※予算執行率/行政経費を考慮していない		
21年度 予算執行率(%)	88.7	22年度 予算執行率(%)	90.9	23年度 予算執行率(%)	85.5	24年度 予算執行率(%)	68.7			
事業/制度の必要性	<p>平成22年5月に策定された「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日 IT戦略本部決定)の工程表(平成22年6月22日 IT戦略本部決定、平成23年8月3日改訂)で定められた「2015年までに在宅型テレワーカーを700万人」とする数値目標については、政府全体でテレワークの普及促進に取り組んできた結果、平成24年度に在宅型テレワーカーが930万人となり、目標が達成されたところである。</p> <p>今後は、子育てや介護との両立を可能とするなどの柔軟な働き方として、政府全体で一層テレワークの促進に取り組むこととしており、平成25年6月には、新たなIT戦略がとりまとめられ、「2020年には、テレワーク制度導入企業を2012年度比で3倍、子育て世代について、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を労働者数の10%にする」ことが目標として定められた。</p> <p>また、「我が国の若者・女性の活躍に向けた提言」(若者・女性活躍推進フォーラム)において、女性の継続就業の観点から「場所や時間にとらわれない働き方である情報通信技術を活用したテレワークの普及に向け、柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業を行うとともに、当該事業の中で、テレワークという働き方の課題を抽出する。また、テレワークに関して、好事例の収集・相談等を実施する。」と提言されている。</p> <p>さらに、安倍総理は第183回国会における施政表明演説において「(前略)テレワーク(中略)など社会に革新をもたらす得るIT活用。日本に「新たな可能性」をもたらすこれらのイノベーションを、(中略)力強く進めてまいります。」と演説されている。これらの指示等を踏まえ、テレワーカーの適正な労働条件を確保しながらテレワークの普及促進を一層強化して実施することが重要であり、このため、厚生労働省においては、テレワーク相談センターの運営及びテレワーク・セミナーの開催により、テレワーク導入・実施時の労務管理上の留意点について周知・啓発を図るほか、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図っていく必要がある。</p>									
24年度目標	アウトカム指標	① テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答が80%以上となること。 ② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーの受講を踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。						アウトカム指標	○ ①テレワーク・セミナーの参加者を対象としたアンケート結果によると、全体の96.8%(※1)が「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解できた」という回答であった。 ②テレワーク・セミナーの参加者を対象としたアンケート結果によると、導入を検討する旨の回答は、全体の86.6%(※2)であった。 ※1(N=215) 十分理解できた=43名(20.0%) 理解できた=112名(52.1%) やや理解できた=53名(24.7%) ※2(N=134) すでに導入している=51名(38.1%) 導入を検討している=26名(19.4%) 今後導入を検討している=39名(28.1%)	×

アウトプット指標	① テレワーク相談センターに対する相談件数を560件以上とする。 ② テレワークセミナーにおける集客数を合計270名以上とする。	アウトプット指標	○	①テレワーク相談センターに対する相談件数は、平成24年度から開始した「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数を含め、804件であった。 ②テレワーク・セミナーにおける参加者数は、306名であった。			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標については、テレワーク・セミナーにおいて今回取り上げた「テレワーク導入企業の体験談」に対する評価が高かったことから、実際に導入した企業の導入時の苦労談や課題をいかに解決したかといった情報によって、「在宅勤務ガイドライン」や「VDTガイドライン」の理解が促進され、導入を検討する旨の回答を行ったものと考えられる。						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	アウトカム指標②について、目標を達成したことから、新たにテレワーク相談センター事業における満足度に関する目標を立てることとし、さらに適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図っていく必要がある。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からのダウンロード件数含む。)	左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
				243	214	172	175
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施。 (ただし、予算額については適正な基準に見直し)				
25年度事業概要	平成24年度と同様。						
25年度目標(アウトカム指標)	①テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答を80%以上とすること。 ②テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた」旨の回答を70%以上とすること。						
中期的な目標	2020年には、テレワーク制度導入企業を2012年度比で3倍、子育て世代について、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数を労働者数の10%にする。(新たなIT戦略で決定)						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	●アウトカム指標 テレワーク・セミナーについて、①は、参加者が理解できる講義を行うことが重要であることから、昨年度同様の目標を設定し、②は、さらに適正な労働条件下でのテレワークの普及促進の観点から、テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた」旨の回答を70%以上とすることを目標に設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を610件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計300名以上とする。						
25年度重点施策との関係	2-(2)-⑦ 適正な労働条件下でのテレワークの促進、良好な在宅就業環境の確保等						
26年度要求に向けた事業の方向性	成長戦略に基づき、引き続きテレワーク相談センター及びテレワーク・セミナーの実施をはじめとして、適正な労働条件下でテレワークの普及促進を図るため、必要な要求を行う。						
26年度重点施策との関係	4.(3)男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	テレワーク相談センターに対する相談件数	左記指標についての事業実績等	平成25年度 第一四半期	平成25年度 第二四半期	平成25年度 第三四半期	平成25年度 第四四半期
				201件	266件		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組) 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	72-3					
			事業番号 (24年度)	75-3					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	労働条件改善係					
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、株式会社三菱総合研究所【平成24年度】		事業開始年度	平成24年度					
実施方法	直接実施 業務委託等(委託先等:株式会社三菱総合研究所【平成24年度】) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的(何のため)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図るため。							
	対象(誰/何を対象に)	医療機関に勤務する医療従事者等							
	事業/制度のスキーム(決定スキームを含む)	①一部の都道府県労働局に医療分野に特化した専門の相談員(医療労働専門相談員、以下「専門相談員」という。)を配置し(平成24年度:11労働局→平成25年度:17労働局に拡充)、医療従事者の労務管理等の改善についての事例収集及び相談支援を実施する。 ②①の取組を踏まえ、先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用するため、専門相談員等を集めた全国会議等を開催する。 ③諸外国における医療従事者の適正な労働条件等に関し、調査・研究を行う ④医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究を行う(平成25年度)							
	実施体制	上記①及び②について:厚生労働省及び都道府県労働局において実施。 上記③について:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社三菱総合研究所が実施。 上記④について:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、委託先を決定予定。							
21年度予算額(千円)	-	22年度予算額(千円)	-	23年度予算額(千円)	-	24年度予算額(千円)	51,709	25年度予算額(千円)	74,850
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	39,730	うち行政経費	56,529
21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	-	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	-	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	-	24年度決算額 ※行政経費を除く(千円) ※予定額	9,240	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	-	22年度予算執行率(%)	-	23年度予算執行率(%)	-	24年度予算執行率(%)	77.1		
事業/制度の必要性	医療従事者は、夜勤を含む交代制勤務が避けられない特性や、昼夜を問わず人の生命に関わるなければならない特性等から、厳しい勤務環境に置かれており、勤務環境の改善が喫緊の課題であるが、医療機関等においては、勤務様様に則した、また、診療報酬制度も踏まえた高度な労務管理が必要であり、その支援のためには、高い専門性が求められている。 このため、①専門相談員を配置し、医療機関等の実情に即した相談支援・助言等を行うことにより、勤務環境の改善を図る必要がある。また、②各地域の専門相談員が相談支援等により収集した先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用を図る必要がある。さらに、③諸外国の医療従事者の適正な労働条件等について調査・研究し、その結果を効果的な働き方・休み方の構築を含めた今後の施策のあり方の検討に反映させる必要がある(平成24年度)。								
24年度目標	アウトカム指標	①匿名調査等の取組について事前におおまかな内容を把握した上で効果的な情報収集を行うとともに、匿名調査等のニーズに応じた相談支援を実施する。 ②全国会議の参加者を対象にアンケート調査を実施し、「会議の内容が、取組を推進する上で有効であった」旨の回答を80%以上とする。 ③定期的に研究委員会を開催するなど調査・研究を実施し、報告書とりまとめ、施策のあり方の検討のための基礎資料を得る。	24年度実績	○	①事前にチェックシートを送付したうえで効率的な情報収集を行い、相談者の立場等を把握したうえで、ニーズに応じた相談対応を実施した。 ②全国会議の参加者を対象にアンケート調査を実施したところ、「会議の内容が、取組を推進する上で有効であった」旨の回答が92%となった。 ③5・7・10・2月と定期的に研究委員会を開催し、平成25年3月に「諸外国における医療労働者の適正な労働条件等に関する調査研究報告書」をとりまとめ、施策のあり方の検討のための基礎資料を得た。				
	アウトプット指標	医療機関における勤務環境改善のための取組について、専門相談員が収集した事例等を基に年2回以上取組事例集を更新する。		○	取組事例集について年1回の更新となった。				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	本施策は、医療政策、労働政策等の「縦割り」を超えた政策連携を図るものとして、平成23年度から実施され、さらに、平成24年度からは、新たに専門相談員が配置(全国11局)され、専門相談員による勤務環境改善に係る情報収集が行われることとなった。本施策を乗り切るものとするためには、医療機関、医療関係団体等に対して、本施策の趣旨等を丁寧に説明・周知し、理解を得る必要があるが、これに相応の期間を要した結果、専門相談員が医療機関等から情報を収集する時期が遅れ、取組事例の更新回数が少なくなった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	◎情報収集の趣旨・留意点・手順等について、平25年4月1日付け「平成25年度における医療分野の「雇用の質」の向上のための取組の実施について」(関係4課長内かん)にて都道府県労働局労働基準部長等に対し指示するとともに、平成25年5月17日に開催した「全国労働時間等設定改善等業務担当者会議」においても、同内容を改めて説明した。 ◎情報収集の手法等に重点を置いた専門相談員研修を実施。 ◎情報収集をより効果的・効率的に進めるため、チェックシート(基本シート)の改訂。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	専門相談員が収集した事例等を基に適宜内容を更新することから、四半期単位での効果測定にはなじまない。								
評価	B			予算額又は手法の見直し					

25年度事業概要	<p>①一部の都道府県労働局に医療分野に特化した専門の相談員(医療労働専門相談員。以下「専門相談員」という。)を配置し(平成24年度:11都道府県→平成25年度:17都道府県に拡充)、医療従事者の労務管理等の改善についての事例収集及び相談支援を実施する。</p> <p>②①の取組を踏まえ、先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用するため、専門相談員等を集めた全国会議等を開催する。</p> <p>③医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究を行う(平成25年度)。</p>						
25年度目標(アウトカム指標)	<p>①医療機関等の取組について事前におおまかな内容を把握したうえで効率的な情報収集を行うとともに、医療機関等のニーズに応じた相談支援を実施する。</p> <p>②医療労働専門相談員等研修の参加者を対象にアンケート調査を実施し、「研修の内容が、取組を推進するうえで有効であった」旨の回答を80%以上とする。</p> <p>③定期的に開催する研究委員会において、調査・研究を実施し、報告書を取りまとめ、勤務環境の改善手法の確立を行う。</p>						
中期的な目標	-						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>①医療機関等への情報収集及び相談支援については、収集の目的を明確にした上での確に実施すること及び相談者のニーズに応じた支援をすることが重要であるため。</p> <p>②医療労働専門相談員研修については、参加者が理解し、研修後の各地域での業務に役立つ内容とすることが重要であるため。</p> <p>③調査・研究については、報告書の取りまとめにおいて十分な議論を経ることが重要であるため。</p>						
25年度目標(アウトプット指標)	医療従事者の労務管理等の改善に係る取組について、専門相談員等が収集した事例等を基に随時取組事例集を更新する。						
25年度重点施策との関係	2-(2)-②医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進						
26年度要求に向けた事業の方向性	平成26年度は、各医療機関の自主的な勤務環境改善活動を促進するシステム(「雇用の質」マネジメントシステム)の構築、医療機関等に対するワンストップ相談体制の構築、医療分野の「雇用の質」向上のためのサイトを開設予定。						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	専門相談員が収集した事例等を基に適宜内容を更新することから、四半期単位での効果測定にはなじまない。						
その他特記事項	-						



事業名	中小企業退職金共済事業経費		事業番号 (25年度)	73					
			事業番号 (24年度)	76					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、中小企業退職金共済法)			担当係	機構調整係				
実施主体	(独)勤労者退職金共済機構			事業開始年度	昭和34年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先:(独)勤労者退職金共済機構 実施主体:(独)勤労者退職金共済機構) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的(何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。							
	対象(誰/何を対象に)	中小企業事業主及び従業員							
	事務/事業のスキーム(決定スキームを含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の助成を行う。							
	実施体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。							
21年度予算額(千円)	1,671,122	22年度予算額(千円)	2,336,977	23年度予算額(千円)	2,254,387	24年度予算額(千円)	2,039,598	25年度予算額(千円)	1,983,480
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額※行政経費を除く(千円)	1,384,475	22年度決算額※行政経費を除く(千円)	2,076,021	23年度決算額※行政経費を除く(千円)	1,977,719	24年度決算額※行政経費を除く(千円)※予定額	1,906,187	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	82.8	22年度予算執行率(%)	88.8	23年度予算執行率(%)	87.7	24年度予算執行率(%)	93.5		
事業/制度の必要性	中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。								
24年度目標	アウトカム指標	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成23年度末3,247,911人)			24年度実績	アウトカム指標	○	在籍被共済者数が、前年度を下回る(平成24年度末3,238,587人)	
	アウトプット指標	新規加入被共済者数(平成24年度:332,600人)			アウトプット指標	○	新規加入被共済者数(平成24年度:321,508人)		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	中期計画に基づき、新たな取組として、今後新規加入の増加が期待できる医療・介護分野へのアプローチを実施するなど、積極的・効果的な加入促進に努めたが、新規加入被共済者数は目標に対し96.7%、在籍被共済者数は目標に対し99.7%の達成率に留まった。原因としては、中小企業を取り巻く経済環境が改善されない状況の中、直ちに新規加入に至らなかったことなどが考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所(名古屋市、大阪市)に加入促進関係の活動拠点を置き、首都圏、東海地域及び近畿地域での加入促進を強化する。また、厚生労働省と連携し、高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規加入被共済者数			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
						124,181	199,882	260,765	321,508
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	C		アウトカム指標未達成原因を分析の上、事業見直し又は廃止が必要						

25年度事業概要	平成24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	中小企業退職金共済制度の普及割合が、前年度を上回る(従業員規模1~499人企業における雇用者に対する値、平成24年度10.16%)						
中期的な目標	中期目標期間中(平成25年度~平成29年度)の5年間において、中退共事業で1,620,000人を加入させる。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>本事業は、掛金助成によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、労働者の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の増進を図るものである。</p> <p>このため、本事業については、より多くの中小企業労働者が事業の対象となることが重要であるため、目標として「中小企業退職金共済制度の普及割合が、前年度を上回る」を設定している。</p>						
25年度目標(アウトプット指標)	新規加入被共済者数(平成25年度 324,000人)						
25年度重点施策との関係	—						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。						
26年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規加入被共済者数	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				123,407	192,196		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						



事業名	勤労者財産形成促進事業に必要な経費 【平成26年度までの経過措置】						事業番号 (25年度)	74	
							事業番号 (24年度)	77	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:雇用保険法等の一部を改正する法律附則第51条、附則第122条第2項第4号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担 当 係	財形融資係	
実施主体	(独)勤労者退職金共済機構						事業開始年度	平成15年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先:(独)勤労者退職金共済機構 実施主体:(独)勤労者退職金共済機構) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	財形貯蓄制度の中小企業への普及促進を目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	財形給付金制度及び財形基金制度を導入した中小企業事業主							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	財形貯蓄制度の普及促進を図るため、財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出金を負担した中小企業事業主に対し助成を行う(平成26年度までの経過措置)。							
	実施 体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。							
21年度予算額 (千円)	2,407	22年度予算額 (千円)	1,282	23年度予算額 (千円)	1,049	24年度予算額 (千円)	883	25年度予算額 (千円)	587
うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,097	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	972	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	369	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	573	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	49.9	24年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/ 制度の必 要性	当該補助金は財形貯蓄を奨励するために、7年を一期間として拠出金の運用を行い、それを財形貯蓄を行う勤労者に給付する中小企業事業主に対し、助成金を交付するためのものである。 平成19年度に制度を廃止したが、その時点ですでに拠出を行っていた中小企業事業主に対して助成金を支出する経過措置であり、当該経過措置は平成26年度まで必要である。								
24年度 目標	アウトカム 指標	—			24年度 実績	アウト カム指 標	○	—	
	アウトプット 指標	—			アウト プット 指標	○	×	—	
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	—			平成19年度に廃止となった事業であり、評価は行わない。					

25年度事業概要	本事業は、平成19年度をもって廃止された。(平成26年度まで経過措置)							
25年度目標(アウトカム指標)	—							
中期的な目標	—							
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—							
25年度目標(アウトプット指標)	—							
25年度重点施策との関係	—							
26年度要求に向けた事業の方向性	—							
26年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期	
				—	—	—	—	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—							
その他特記事項	—							

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費		事業番号 (25年度)	75					
			事業番号 (24年度)	78					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	企画係					
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構		事業開始年度	平成15年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。							
	対象 (誰/何を対象に)	①労働者、使用者、研究者、行政関係者(特に労働行政職員)、その他の国民 ②国内外の労働現場の事情及び労働政策							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	研究テーマを始めとする事業の大枠は国が決定し、中期目標で指示するとともに、中期計画等で具体的な実施内容及び成果目標を定め、事業を実施。							
	実施体制	(独)労働政策研究・研修機構で実施							
21年度予算額 (千円)	146,123	22年度予算額 (千円)	141,723	23年度予算額 (千円)	118,349	24年度予算額 (千円)	116,024	25年度予算額 (千円)	110,123
うち行政経費	111,825	うち行政経費	110,865	うち行政経費	109,095	うち行政経費	106,865	うち行政経費	101,057
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	34,298	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	30,858	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,254	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	9,159	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0	23年度 予算執行率(%)	100.0	24年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性	機構の調査研究について、労働政策は、公労使三者構成の労働政策審議会の議論を経て立案されるが、その議論は、機構の公平・中立で客観的・専門的な調査研究の成果が土台となっている。また、労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要となるノウハウ等を体系的・継続的かつ齊一的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しており、それぞれ公共上の見地から確実に実施されることが必要である。								
24年度目標	アウトカム指標	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。	24年度実績	アウトカム指標	○	①達成(実績:97.0%) ※有意義だったとの回答数(2,904名)/研修生に対するアンケート調査数(2,994名)。 ②達成(実績:95.4%) ※役立っているとの回答数(1,233名)/上司に対する事後調査数(1,292名)。			
	アウトプット指標	研修実施コース数(69コース以上)		アウトプット指標	○	達成(実績:76コース)			
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標については、厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容の充実を図ったことで、高い評価を得ることができた。アウトプット指標については、厚生労働省と調整のうえ、効果的かつ効率的に実施することで、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適切な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。	左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期		
				①96.9% ②95.7%	①96.1% ②95.7%	①97.3% ②94.2%	①97.9% ②96.2%		
上記モニタリングの指標を設定できない理由									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。						
中期的な目標	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第3期中期目標・中期計画に定めた数値目標を達成する。なお、中期的な目標は以下のとおり。 ①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第3期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。						
25年度目標(アウトプット指標)	研修実施コース数(68コース以上)						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期 ①98.6% ②-(未実施)	平成25年度第二四半期 ①98.0% ②-(未実施)	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、労働関係事務担当職員等に対する研修について、「中期計画を上回っていると評価できる」等として、A評価(中期計画を上回っている)を受けたところ。						

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費		事業番号 (25年度)	76					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		事業番号 (24年度)	79					
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構		担当係	企画係					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )		事業開始年度	平成16年度					
事業/制度概要	目的 (何のため)	独立行政法人労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進める。							
	対象 (誰/何を対象に)	(独)労働政策研究・研修機構の施設・設備							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っている。 また、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。							
	実施体制	(独)労働政策研究・研修機構で実施							
21年度予算額 (千円)	99,750	22年度予算額 (千円)	40,109	23年度予算額 (千円)	29,517	24年度予算額 (千円)	54,060	25年度予算額 (千円)	47,679
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	98,338	22年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	39,155	23年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	28,970	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	46,123	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度 予算執行率(%)	98.6	22年度 予算執行率(%)	97.6	23年度 予算執行率(%)	98.1	24年度 予算執行率(%)	85.3		
事業/制度の必要性	独立行政法人労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めることは必要不可欠である。								
24年度目標	アウトカム指標	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。			24年度実績	○	①達成(平成24年度においては、「契約監視委員会」を3回開催し、契約の点検等を実施した。 ②達成(契約締結状況をホームページで公表した。)		
	アウトプット指標	平成24年度施設整備に関する計画に基づき、施設・設備の計画的な改修・更新を進める。			アウトプット指標	○	達成(平成24年度施設整備に関する計画に基づき、労働大学校において、空調・電気設備工事を実施した。)		
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したことで、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適切な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度 第一四半期	平成24年度 第二四半期	平成24年度 第三四半期	平成24年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、定量的な指標を示すことができないため。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	24年度と同様						
25年度目標(アウトカム指標)	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。						
中期的な目標	独立行政法人労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、改修、更新を計画的に進める。						
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、利用者の満足度等の測定にはなじまないが、それに代わり、施設の改修、更新を適切に実施するための目標を設定した。						
25年度目標(アウトプット指標)	平成25年度施設整備に関する計画に基づき、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。						
25年度重点施策との関係	-						
26年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
26年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	平成25年度第一四半期	平成25年度第二四半期	平成25年度第三四半期	平成25年度第四四半期
				-	-	-	-
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、満足度等の測定にはなじまないため。						
その他特記事項	独立行政法人評価委員会の平成24年度業務実績評価では、施設・整備に関する計画について、「中期計画どおり着実に実施していると評価できる」として、B評価(中期計画に概ね合致している)を受けたところ。						

事業名	個別労働紛争対策費 【25年度重点目標管理事業】		事業番号 (25年度)	77	事業番号 (24年度)	80			
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律)		担当係	労働紛争係					
実施主体	都道府県労働局総務部企画室、日本労使関係研究協会		事業開始年度	平成13年度					
実施方法	■直接実施 ■業務委託等(委託先等: 日本労使関係研究協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小に伴い、解雇や労働条件の引下げ、配転などをめぐる個別紛争が増加している。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることは否めないため、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供することを目的として事業を行っている。							
	対象 (誰/何を対象に)	○直接実施部分(総合労働相談コーナーにおける労働相談、助言・指導及びあっせん)においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主を対象に労働相談等を行う。 ○業務委託部分においては、日本労使関係研究協会(任意団体)に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者など)を対象に、企業内での紛争解決の自主解決のための人事育成研修(労働法、裁判例、ロールプレイングなど)を行う。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国382箇所)し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行う。また、民事問題については、事業に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、秘密な事実認定などに時間を要さない分、簡易・迅速に行っている。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国757名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。)が行っている。 ②平成24年度においては、企画競争により、日本労使関係研究協会(任意団体)に委託し、労働法学者や労使双方の弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。							
	実施体制	労働紛争調整官: 74名 総合労働相談コーナー: 全国382箇所 総合労働相談員: 757名							
21年度予算額(千円)	652,981	22年度予算額(千円)	720,724	23年度予算額(千円)	771,023 (10,878)	24年度予算額(千円)	715,490	25年度予算額(千円)	754,713
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
21年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	627,942	22年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	699,097	23年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	744,123	24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	697,971	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
21年度予算執行率(%)	96.2	22年度予算執行率(%)	97.0	23年度予算執行率(%)	96.5	24年度予算執行率(%)	97.6		
事業/制度の必要性	近年増加している個別労働紛争に対し、不当な解雇や労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者の多くが「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」が真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。								
24年度目標	アウトカム指標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を04%以上とする。	24年度実績	○	97.4% ※10,019件(1ヶ月以内終了件数)/10,290件(手続終了件数)				
	アウトプット指標	助言・指導申出受付件数(平成24年度計画数; 7,861件)(数値の根拠)平成19~23年度における申出受付件数の平均値	24年度実績	○	平成24年度助言・指導申出受付件数10,363件				
24年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して、個別労働紛争の問題点を指摘するとともに、解決の方向性を示唆することによって、紛争の迅速な解決を図ることができたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	目標を達成しており、増加する個別労働紛争の実情に即した、迅速かつ適正な解決のために不可欠な事業であることから、引き続き実施する必要がある。								
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成24年度第一四半期	平成24年度第二四半期	平成24年度第三四半期	平成24年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	助言・指導の処理件数は年々増加傾向にあるが、このような状況においても、助言・指導の手続終了件数に占める1ヶ月以内の終了の割合は高位安定に推移している実績があり、アウトカム指標を達成している。このような現状であるため、四半期単位でより細かく調査を行ったとして、政策的に反映できると要因になる可能性は低いと思われる。								
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。						

25年度事業概要	1 総合労働相談窓口の運営 2 個別労働紛争の自主的解決の援助 3 都道府県労働局長による紛争解決の援助 4 統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進 5 いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実											
25年度目標(アウトカム指標)	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を94%以上とする。											
中期的な目標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図る。											
25年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	これまで本業務については、景気悪化に伴い助言・指導の申出件数が年々増加する中、ほぼ一定の人員・予算で同水準の処理の迅速性を確保してきた。これは事業運営の効率化が図られてきたことによるものである。当制度の利用件数は、今後も同様に高水準で推移することが見込まれることから、同水準の処理の迅速性を確保するためにはさらなる事業運営の効率化が必要である。したがって、今後とも迅速な解決紛争の促進を図るという観点から、原則として助言・指導の申し出から1ヶ月以内での処理を図ることとする。											
25年度目標(アウトプット指標)	助言・指導申出受付件数(平成25年度計画数:8,287件) (数値の根拠)平成20～24年度における申出受付件数の平均値											
25年度重点施策との関係	2-(4)-② 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備											
26年度要求に向けた事業の方向性	相談件数は依然として高水準で高止まりを続けており、いじめ・嫌がらせなど相談内容が多様化しているが、本制度の役割である「簡易・迅速」性を損なわないため、既に行った取組に加え、より一層の業務処理の工夫と体制強化を図ってまいりたい。											
26年度重点施策との関係	5-(1)-③ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年度 第一四半期</th> <th>平成25年度 第二四半期</th> <th>平成25年度 第三四半期</th> <th>平成25年度 第四四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	平成25年度 第一四半期	平成25年度 第二四半期	平成25年度 第三四半期	平成25年度 第四四半期	—	—	—	—
平成25年度 第一四半期	平成25年度 第二四半期	平成25年度 第三四半期	平成25年度 第四四半期									
—	—	—	—									
上記モニタリングの指標を設定できない理由	助言・指導の処理件数は年々増加傾向にあるが、このような状況においても、助言・指導の手続終了件数に占める1ヶ月以内の終了の割合は高位安定に推移している実績があり、アウトカム指標を達成している。このような現状であるため、四半期単位でより細かく調査を行ったとして、政策的に反映できると要因になる可能性は低いと思われる。											
その他特記事項	—											